

令和7年習志野市教育委員会第9回定例会

日時: 令和7年9月24日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程		審議順
1	会議録の承認	(予定)
2	報告事項	
	(1) 臨時代理の報告について(令和6年度教育費決算について)	(教育総務課) 1
※(2)	令和8年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における 選抜・評価方法について	(学務課) 8
(3)	習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市子ども の読書活動推進計画の策定について)	(社会教育課) 2
(4)	習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市文化 振興計画の策定について)	(社会教育課) 3
(5)	習志野市スポーツ推進審議会からの答申について(習志野市 スポーツ推進計画の策定について)	(生涯スポーツ課) 4
3	協議事項	
	協議第1号 次期習志野市教育振興基本計画(素案)について	(教育総務課) 5
	協議第2号 習志野市第3次学校施設再生計画(素案)について	(教育総務課) 6
※協議第3号	いじめ重大事態に関する再調査報告書を受けての対 応について	(指導課) 9
	協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年10月22日(水)午後3時00分	7
4	その他	

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第9回定例会 議題概要

【報告事項(2)並びに協議第3号については非公開の見込み】

報告事項(1)

臨時代理の報告について(令和6年度教育費決算について)

・令和6年度教育費決算について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(2)【非公開予定】

令和8年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法について

・令和8年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法について、報告するものです。

報告事項(3)

習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について)

・習志野市社会教育委員からの答申について、報告するものです。

報告事項(4)

習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市文化振興計画の策定について)

・習志野市社会教育委員からの答申について、報告するものです。

報告事項(5)

習志野市スポーツ推進審議会からの答申について(習志野市スポーツ推進計画の策定について)

・習志野市スポーツ推進審議会からの答申について、報告するものです。

協議第1号

次期習志野市教育振興基本計画(素案)について

・次期習志野市教育振興基本計画(素案)について、協議するものです。

協議第2号

習志野市第3次学校施設再生計画(素案)について

・習志野市第3次学校施設再生計画(素案)について、協議するものです。

協議第3号【非公開予定】

いじめ重大事態に関する再調査報告書を受けての対応について

・いじめ重大事態に関する再調査報告書を受けての対応について、協議するものです。

令和7年9月24日(水)

令和7年習志野市教育委員会第9回定例会 追加議題

日 程

審議順
(予定)

1 議決事項

※議案第31号 習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について (教育総務課) 10

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第9回定例会 追加議題概要

【議案第31号については非公開の見込み】

議案第31号【非公開予定】

習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について

- ・習志野市教育委員会行政組織規則第3条第10号の規定により、提案するものです。

報 告 事 項(1)

臨時代理の報告について

(令和6年度教育費決算について)

令和6年度教育費決算について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年9月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和6年度教育費決算について

(歳入)

(単位:円)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 % (B/A×100)	不納欠損額	収入未済額	前年度収入済額 (C)	前年度比 (B-C)
一般会計決算	86,740,253,499	82,938,490,607	81,499,981,771	98.3	76,812,993	1,361,695,843	74,264,877,238	7,235,104,533
12.分担金及び負担金	3,994,000	4,171,432	4,171,432	100.0	0	0	4,303,150	△ 131,718
13.使用料及び手数料	132,701,000	130,947,952	130,711,652	99.8	0	236,300	130,014,375	697,277
14.国庫支出金	1,613,749,000	1,522,747,000	1,522,747,000	100.0	0	0	836,395,251	686,351,749
15.県支出金	83,412,000	79,652,648	79,652,648	100.0	0	0	65,113,972	14,538,676
16.財産収入	716,000	28,455,380	28,455,380	100.0	0	0	71,830	28,383,550
17.寄附金	4,290,000	3,753,358	3,753,358	100.0	0	0	6,964,931	△ 3,211,573
20.諸収入	867,420,000	868,383,153	848,013,814	97.7	37,120	20,332,219	857,018,118	△ 9,004,304
歳入合計	2,706,282,000	2,638,110,923	2,617,505,284	99.2	37,120	20,568,519	1,899,881,627	717,623,657

※地方債、基金繰入金等は除く。

(歳出)

(単位:円)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 % (B/A×100)	翌年度繰越額	不用額	前年度支出済額 (C)	前年度比 (B-C)
一般会計決算	86,740,253,499	79,011,747,237	91.1	2,954,942,882	4,773,563,380	70,273,171,135	8,738,576,102
10.教育費	18,031,796,743	15,191,730,962	84.2	2,049,457,209	790,608,572	10,554,949,423	4,636,781,539

未来をひらく高水準な教育と生涯にわたる学びの推進として、学習教材の一部を公費購入することによる保護者負担の軽減、休日の部活動地域移行に向けての検証、不登校の状態にある児童の学びの機会を確保するため学びの多様化学校(袖ヶ浦西小学校分教室)の開設準備等に取り組んだ。また、大久保小学校・第二中学校の新校舎竣工、向山小学校・第一中学校の長寿命化改修工事を完了するとともに、小中学校及び習志野高校の体育館、袖ヶ浦体育館に空調機を設置するための設計を行った。

令和6年度教育費決算額（歳入）

（単位：円）

款	項	目	名 称	当初予算額	補正予算額 及び繰越額	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
12			分担金及び負担金	3,994,000	0	3,994,000	4,171,432	4,171,432	0	0
12	1		負担金	3,994,000	0	3,994,000	4,171,432	4,171,432	0	0
12	1	4	教育費負担金	3,994,000	0	3,994,000	4,171,432	4,171,432	0	0
13			使用料及び手数料	132,701,000	0	132,701,000	130,947,952	130,711,652	0	236,300
13	1		使用料	129,948,000	0	129,948,000	128,318,652	128,082,352	0	236,300
13	1	1	総務使用料	5,020,000	0	5,020,000	5,061,202	5,061,202	0	0
13	1	5	教育使用料	124,928,000	0	124,928,000	123,257,450	123,021,150	0	236,300
13	2		手数料	2,753,000	0	2,753,000	2,629,300	2,629,300	0	0
13	2	5	教育手数料	2,753,000	0	2,753,000	2,629,300	2,629,300	0	0
14			国庫支出金	1,465,170,000	148,579,000	1,613,749,000	1,522,747,000	1,522,747,000	0	0
14	1		国庫負担金	11,540,000	20,248,000	31,788,000	12,103,000	12,103,000	0	0
14	1	3	教育費国庫負担金	11,540,000	20,248,000	31,788,000	12,103,000	12,103,000	0	0
14	2		国庫補助金	1,453,630,000	128,331,000	1,581,961,000	1,510,644,000	1,510,644,000	0	0
14	2	2	民生費国庫補助金	29,768,000	0	29,768,000	32,180,000	32,180,000	0	0
14	2	7	教育費国庫補助金	1,423,862,000	128,331,000	1,552,193,000	1,478,464,000	1,478,464,000	0	0
15			県支出金	83,412,000	0	83,412,000	79,652,648	79,652,648	0	0
15	1		県負担金	6,000	0	6,000	10,000	10,000	0	0
15	1	4	教育費県負担金	6,000	0	6,000	10,000	10,000	0	0
15	2		県補助金	83,059,000	0	83,059,000	79,323,940	79,323,940	0	0
15	2	2	民生費県補助金	7,440,000	0	7,440,000	8,044,000	8,044,000	0	0
15	2	7	教育費県補助金	75,619,000	0	75,619,000	71,279,940	71,279,940	0	0
15	3		委託金	347,000	0	347,000	318,708	318,708	0	0
15	3	3	教育費委託金	347,000	0	347,000	318,708	318,708	0	0
16			財産収入	716,000	0	716,000	28,455,380	28,455,380	0	0
16	2		財産売払収入	716,000	0	716,000	28,455,380	28,455,380	0	0
16	2	1	物品売払収入	716,000	0	716,000	28,455,380	28,455,380	0	0
17			寄附金	3,000	4,287,000	4,290,000	3,753,358	3,753,358	0	0
17	1		寄附金	3,000	4,287,000	4,290,000	3,753,358	3,753,358	0	0
17	1	4	教育費寄附金	3,000	4,287,000	4,290,000	3,753,358	3,753,358	0	0
20			諸収入	866,198,000	1,222,000	867,420,000	868,383,153	848,013,814	37,120	20,332,219
20	3		貸付金元利収入	1,200,000	0	1,200,000	900,000	900,000	0	0
20	3	6	入学準備金貸付金元利収入	1,200,000	0	1,200,000	900,000	900,000	0	0
20	4		受託事業収入	5,757,000	0	5,757,000	5,757,562	5,757,562	0	0
20	4	3	教育費受託事業収入	5,757,000	0	5,757,000	5,757,562	5,757,562	0	0
20	6		雑入	859,241,000	1,222,000	860,463,000	861,725,591	841,356,252	37,120	20,332,219
20	6	1	学校等給食事業収入	841,062,000	0	841,062,000	842,195,161	822,580,080	37,120	19,577,961
20	6	3	雑入	18,179,000	1,222,000	19,401,000	19,530,430	18,776,172	0	754,258
合 計				2,552,194,000	154,088,000	2,706,282,000	2,638,110,923	2,617,505,284	37,120	20,568,519

令和6年度教育費決算額（歳出）

（単位：円）

款	項	目	科目名	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	流充用額	予算現額	支出済額	執行率	翌年度繰越額	不用額
10			教育費	15,848,586,000	125,368,000	2,047,013,705	10,829,038	18,031,796,743	15,191,730,962	84.2	2,049,457,209	790,608,572
10	1		教育総務費	866,499,000	17,334,000	0	23,782,297	907,615,297	892,433,438	98.3	0	15,181,859
10	1	1	教育委員会費	4,389,000	0	0	0	4,389,000	3,769,686	85.9	0	619,314
10	1	2	事務局費	597,468,000	27,593,000	0	23,300,354	648,361,354	637,464,232	98.3	0	10,897,122
10	1	3	総合教育センター費	264,642,000	△ 10,259,000	0	481,943	254,864,943	251,199,520	98.6	0	3,665,423
10	2		小学校費	5,008,134,000	△ 337,833,000	1,171,746,647	2,165,110	5,844,212,757	4,659,486,961	79.7	884,002,607	300,723,189
10	2	1	学校管理費	524,515,000	△ 17,563,000	0	2,165,110	509,117,110	476,116,788	93.5	0	33,000,322
10	2	2	教育振興費	244,475,000	0	0	0	244,475,000	232,030,683	94.9	0	12,444,317
10	2	3	学校建設費	4,239,144,000	△ 320,270,000	1,171,746,647	0	5,090,620,647	3,951,339,490	77.6	884,002,607	255,278,550
10	3		中学校費	5,143,529,000	410,059,000	872,678,658	2,602,740	6,428,869,398	4,949,917,211	77.0	1,153,214,602	325,737,585
10	3	1	学校管理費	250,066,000	△ 8,572,000	0	2,602,740	244,096,740	232,911,183	95.4	0	11,185,557
10	3	2	教育振興費	104,540,000	0	0	0	104,540,000	94,333,961	90.2	0	10,206,039
10	3	3	学校建設費	4,788,923,000	418,631,000	872,678,658	0	6,080,232,658	4,622,672,067	76.0	1,153,214,602	304,345,989
10	4		高等学校費	925,569,000	662,000	0	8,092,651	934,323,651	879,671,756	94.2	12,240,000	42,411,895
10	4	1	高等学校総務費	592,089,000	662,000	0	10,103,992	602,854,992	598,049,671	99.2	0	4,805,321
10	4	2	高等学校管理費	106,764,000	0	0	△ 2,011,341	104,752,659	77,752,603	74.2	12,240,000	14,760,056
10	4	3	教育振興費	40,695,000	0	0	0	40,695,000	36,170,148	88.9	0	4,524,852
10	4	4	学校建設費	186,021,000	0	0	0	186,021,000	167,699,334	90.2	0	18,321,666
10	5		幼稚園費	195,920,000	△ 26,403,000	0	0	169,517,000	160,836,336	94.9	0	8,680,664
10	5	1	幼稚園費	195,920,000	△ 26,403,000	0	0	169,517,000	160,836,336	94.9	0	8,680,664
10	6		社会教育費	1,383,589,000	3,977,000	2,588,400	△ 13,936,479	1,376,217,921	1,336,360,942	97.1	0	39,856,979
10	6	1	社会教育総務費	269,069,000	3,375,000	0	△ 15,725,179	256,718,821	251,217,308	97.9	0	5,501,513
10	6	2	文化振興費	143,178,000	0	0	1,307,200	144,485,200	137,979,664	95.5	0	6,505,536
10	6	3	公民館費	215,009,000	6,011,000	0	1,651,673	222,671,673	218,695,346	98.2	0	3,976,327
10	6	4	図書館費	251,055,000	△ 1,331,000	0	791,700	250,515,700	249,644,594	99.7	0	871,106
10	6	5	青少年費	154,898,000	0	0	△ 2,212,673	152,685,327	149,187,193	97.7	0	3,498,134
10	6	6	少年自然の家費	96,471,000	△ 4,137,000	0	0	92,334,000	79,950,859	86.6	0	12,383,141
10	6	7	青年の家費	47,034,000	59,000	2,588,400	0	49,681,400	42,848,427	86.2	0	6,832,973
10	6	8	生涯学習複合施設費	206,875,000	0	0	250,800	207,125,800	206,837,551	99.9	0	288,249
10	7		保健体育費	2,325,346,000	57,572,000	0	△ 11,877,281	2,371,040,719	2,313,024,318	97.6	0	58,016,401
10	7	1	保健体育総務費	210,532,000	8,081,000	0	△ 3,480,030	215,132,970	204,599,046	95.1	0	10,533,924
10	7	2	社会体育費	32,108,000	0	0	0	32,108,000	30,488,576	95.0	0	1,619,424
10	7	3	体育施設費	208,633,000	0	0	4,018,318	212,651,318	202,492,008	95.2	0	10,159,310
10	7	4	学校給食センター費	764,623,000	3,966,000	0	572,000	769,161,000	750,144,553	97.5	0	19,016,447
10	7	5	単独校給食費	1,109,450,000	45,525,000	0	△ 12,987,569	1,141,987,431	1,125,300,135	98.5	0	16,687,296

令和6年度教育費決算の概要（歳出）

（単位：円）

NO.	款項目	事業名	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率 （％）	翌年度繰越額	不用額	所 属 名	全 体 事 業 概 要
1	10010101	教育委員会費	4,389,000	4,389,000	3,769,686	85.9	0	619,314	教育総務課	教育委員会会議：定例会12回開催、臨時会1回開催 教育委員会顕彰式：令和7年1月22日（水）開催、表彰者143個人、14団体
2	10010202	通学区域審議会費	88,000	88,000	43,800	49.8	0	44,200	教育総務課	通学区域審議会に係る委員報酬費を2回開催分計上していたが、令和6年度の開催は1回。
3	10010203	教育委員会事務局費	4,188,000	4,096,329	3,189,165	77.9	0	907,164	教育総務課	教育委員会事務局の運営に伴う経費、教育総務課事務費、教育長交際費等。 教育長交際費：67件、638,959円
4	10010204	教育文化振興基金事業	1,546,000	637,671	620,731	97.3	0	16,940	教育総務課	教育文化振興基金条例に基づき、全国大会で優秀な成績をおさめた者に市長賞を授与 令和6年度 16件（令和5年度 12件）
5	10010205	青少年音楽振興基金事業	617,000	617,000	398,674	64.6	0	218,326	教育総務課	青少年音楽振興基金条例に基づき、全国大会で優秀な成績をおさめた者に市長賞を授与 令和6年度 6件（令和5年度 5件）
6	10010206	市制施行70周年記念事業	289,000	289,000	91,804	31.8	0	197,196	教育総務課	習志野市子ども議会：7月23日開催 次代を担う子ども達が未来に向かって、習志野市の教育・文化・まちづくりについて考え、学ぶ機会として開催した。 各市立中学校から2名、合計14名が議員として参加。
7	10010207	学務課事務費	3,872,000	3,872,000	3,731,068	96.4	0	140,932	学務課	学務課に係る消耗品費（用紙代、事務用品費等）、各学校に配布する定期刊行物、叙勲者への記念品代、委託料、各種協議会の負担金等の事務費。
8	10010208	育英資金事業	2,852,000	2,852,000	2,732,400	95.8	0	119,600	学務課	資質があるにもかかわらず経済的な理由により就学困難でかつ成績優秀な者に対し、修学上必要な資金を毎月育英資金として給与した。 ※給付人数：高校生23人（令和5年度 24人）
9	10010209	入学準備金貸付事業	1,231,000	1,231,000	930,892	75.6	0	300,108	学務課	高等学校、大学等に入学を希望する者の保護者で、取扱金融機関において入学準備金の融資が決定した者に対し、その貸付利子相当額を市が全額利子補給した。 ※利子補給者数7人
10	10010210	入学資金給付事業	1,150,000	1,150,000	545,000	47.4	0	605,000	学務課	中学校3年生を子に持つ経済的に困窮する保護者に対し、高等学校等入学に係る費用の一部を給付した。 ※給付者数 25人（令和5年度 20人）
11	10010211	いじめ問題対策事業	1,031,000	1,031,000	440,600	42.7	0	590,400	指導課	「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会」を開催し、関係者が連携して本市のいじめ問題に対応した。 習志野市いじめ問題対策連絡協議会 年1回 10月1日 習志野市いじめ問題対策委員会 年2回 7月19日、3月14日
12	10010212	指導課事務費	545,000	545,000	482,534	88.5	0	62,466	指導課	指導課に係る事務費。教育新聞・図書等定期購読料。教育相談員等旅費等。
13	10010213	校外活動事業	16,867,000	13,077,000	12,307,924	94.1	0	769,076	指導課	市内各種施設の環境学習や小中音楽会・特別支援教育行事に参加するための移動に対し、バスの運行委託を行った。 また、中学校行事等の他市会場使用料を負担した。 バス配車台数 市内施設見学 40台、小中音楽会 60台、特別支援教育学級行事 8台
14	10010214	富士吉田自然体験学習推進事業	2,162,000	852,000	851,400	99.9	0	600	指導課	心を育てる体験学習の場として富士吉田自然体験学習を位置づけ、2日目のコース別学習においては学習バスを配車し、生徒の希望を生かしたコース選択できるようにした。 バス配車台数 9台
15	10010215	教育文化推進事業	6,582,000	6,582,000	5,942,376	90.3	0	639,624	指導課	外国籍及び帰国児童、生徒(48名)に言語及び学校生活への適応の援助のため、言語・文化指導者（延べ派遣回数587回）を派遣した。 習志野市文化連盟と市教委との共催で総合教育展・読書感想文審査会・書初展等を実施した。
16	10010216	読書活動推進事業	26,702,000	26,702,000	26,628,522	99.7	0	73,478	指導課	市内小中学校23校に学校司書12人を配置し、学校図書館の環境整備、管理、活用を行い、読書教育の推進を図った。
17	10010217	小中学校文化・スポーツ奨励費	7,500,000	23,915,118	23,915,118	100.0	0	0	指導課	小・中学校のスポーツ・文化に関わる全国、関東大会出場のための奨励金を支給した。 支給回数 42件（内訳：小学校6校、中学校6校）
18	10010218	英語指導助手招請事業	71,749,000	71,749,000	71,420,696	99.5	0	328,304	指導課	市内小中学校に、英語指導助手（ALT）を配置及び派遣し、英語教育と国際理解教育の充実を図った。 英語指導助手（ALT）の配置及び派遣数：小学校12名 中学校6名
19	10010219	特別支援教育推進事業	3,822,000	3,822,000	2,962,668	77.5	0	859,332	指導課	障がいのある児童・生徒及び周りの児童・生徒の安全確保や学習上のサポート支援を行った。また、一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒を含め特別支援学級・通級指導教室の充実を図り、適切な就学指導を推進し、児童・生徒の社会的自立を目指すため研修等を実施した。
20	10010220	特色ある学校づくり推進事業	7,398,000	7,398,000	6,196,980	83.8	0	1,201,020	指導課	市立小・中学校の子どもたちの学力向上を図る一環として、各学校が自校の特色を生かした自主研究と市立小・中学校で、特定の課題を追究し、その解明のための市指定研究を一体的に推進するための経費を各学校に配当した。 また、学校運営協議会を運営するための経費とした。
21	10010221	心理発達相談員配置事業	2,400,000	2,400,000	2,240,000	93.3	0	160,000	指導課	特別な支援を必要とする児童・生徒の発達支援に対応するため、特別支援担当指導主事とともに、専門性のある相談員が各学校を巡回し、教職員からの相談を受け、児童・生徒の観察により、児童・生徒や保護者の困り感に応えるよう適切な見立てを行った。 巡回訪問指導：訪問回数 75回 発達検査 35回 相談員会議 4回 事前に相談のあった児童・生徒数 177人 訪問当日相談のあった児童・生徒数 60人
22	10010222	ならしの学校音楽祭事業	1,145,000	1,145,000	1,114,079	97.3	0	30,921	指導課	「音楽のまち習志野」にふさわしく、その年度に優れた音楽活動を行った習志野市立学校及び習志野市小中学校管楽器講座受講生による「小学校フェスティバルバンド」「中学校フェスティバルバンド」の合同演奏会を令和7年3月2日に実施した。
23	10010223	部活動支援事業	2,706,000	2,706,000	2,366,930	87.5	0	339,070	指導課	音楽に関する部活動に対して、指導者を派遣することにより、児童生徒が専門的な技術を身に付けることができるとともに、部活動と地域社会の連携を図った。 配置人数 40名 年間10日間
24	10010302	総合教育センター管理運営費	15,052,000	14,052,000	12,411,001	88.3	0	1,640,999	総合教育センター	総合教育センターの運営・維持管理に伴う経費及び事務費等。 ※施設利用518件、延べ13,108人
25	10010303	総合教育センター調査研修事業	1,458,000	1,458,000	806,913	55.3	0	651,087	総合教育センター	本市の教育課題解明に向けて調査・研究を行うとともに、教職員の資質や指導力を高めるための研修を実施。 ※小中初期層教職員研修4日間延べ400人
26	10010304	教育相談事業	3,328,000	3,328,000	3,326,058	99.9	0	1,942	総合教育センター	不登校児童・生徒の学校復帰への取り組みや発達・青少年の悩み等に関する相談を、関係諸機関や学校との連携の中で幅広く効果的に行った。 また、学校訪問を積極的に進め、教育相談の充実を図った。 ※来所相談延べ2,859件、電話相談延べ1,159件、学校訪問相談延べ64件、家庭訪問相談延べ146件、いじめメール相談延べ435件

令和6年度教育費決算の概要（歳出）

（単位：円）

NO.	款項目	事業名	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率 （％）	翌年度繰越額	不用額	所 属 名	全 体 事 業 概 要
27	10010305	情報教育推進事業	60,657,000	60,657,000	60,462,550	99.7	0	194,450	総合教育センター	教職員の集合研修の一部をオンラインで代替実施した。ICT支援員を6名配置し、授業でのICTの利活用の充実を図った。 校務支援ソフト活用研修46人（2回）、ICT活用教育研修342人（5回）
28	10010306	適応指導教室推進事業	490,000	490,000	400,405	81.7	0	89,595	総合教育センター	不登校児童・生徒の社会的自立、学校復帰を目指して学習支援や様々な体験活動等のできる適応指導教室として運営を行った。また、適応指導教室運営のための職員研修の充実を図った。 ※利用児童生徒数(令和6年度末)47人、実施日数203日、延べ参加人数1,383人
29	10010307	科学教育振興事業	716,000	716,000	517,682	72.3	0	198,318	総合教育センター	「わくわく学びランド」を合計10回（科学教室3回、学習教室6回、理科教室1回）実施した。参加人数延べ258人
30	10010308	校務用パソコン整備事業	94,922,000	92,922,000	92,760,674	99.8	0	161,326	総合教育センター	小中学校校務支援システムの運用と市内各小・中学校のネットワーク機器の賃貸借等により、校務のデジタル化を推進した。
31	10010309	総合教育センター施設整備事業	390,000	390,000	363,000	93.1	0	27,000	総合教育センター	総合教育センターの施設整備として、低濃度PCB廃棄物処理業務委託（363千円）を行った。
32	10020102	小学校運営費	358,086,000	355,726,000	327,449,176	92.1	0	28,276,824	教育総務課	小学校16校の学校運営費。 ※R6.5.1時点：学級数：348学級、児童数：8,895人（R5.5.1時点：学級数：348学級、児童数：9,060人）
33	10020103	小学校施設管理事業	56,179,000	63,630,940	62,050,058	97.5	0	1,580,882	教育総務課	学校施設の維持管理に必要な法定事項業務委託の他、軽微な損耗・損傷の修繕等を行い、児童の学校生活環境の向上を図った。
34	10020104	小学校備品特別整備事業	1,308,000	1,308,000	1,148,400	87.8	0	159,600	教育総務課	学校の配当予算枠では対応できない高額な備品について整備を行った。 教材備品：ベダルティンパニ（大久保小） 管理備品：耐火書庫（東習志野小）
35	10020105	バス通学児童支援事業	62,835,000	57,743,060	55,366,057	95.9	0	2,377,003	教育総務課	令和12年3月31日までの間、通学区域の暫定措置として谷津小学校から谷津南小学校に通学指定校が変更となる児童に定期券を交付した。併せて、委託によりバス車内及び乗降車時の安全・安心のため、安全整理員を配置した。
36	10020201	要保護・準要保護児童援助費 及び特別支援教育就学奨励費	50,808,000	50,808,000	42,231,209	83.1	0	8,576,791	学務課	経済的な事由により、就学困難な児童に対し、学用品費等の扶助を行った。 要保護受給児童数 R5年度：40人⇒R6年度：41人 準要保護受給児童数 R5年度：442人⇒R6年度：418人 特別支援教育就学奨励費受給児童数 R5年度：185人⇒R6年度：201人 また、準要保護の基準に該当する令和7年度入学予定の新1年生に対し、入学前（3月）に新入学学用品費の補助を行った。 ※令和6年度51人（令和5年度 63人）
37	10020202	小学校教育指導事業	88,300,000	88,300,000	86,794,476	98.3	0	1,505,524	指導課	市立各小学校の教職員に授業展開で必要とされている教科書及び指導書を整備した。 また、市立各小学校の自閉症・情緒学級の全学年の児童に、算数の学習者用デジタル教科書（教材）を整備した。
38	10020203	小学校パソコン推進事業	105,367,000	105,367,000	103,004,998	97.8	0	2,362,002	総合教育センター	GIGAスクール構想に向け、1人1台タブレット端末の活用ができるように環境整備を行った。学習者用タブレット9,431台の運用保守を行った。家庭で緊急時にオンライン授業が受けられるようにWi-Fiルーターを貸し出した。
39	10020301	小学校施設改善整備事業	71,147,000	71,147,000	61,266,720	86.1	0	9,880,280	教育総務課	学校施設の改善、施設機能の維持保全を図るために、校舎・体育館等について改修工事等を行った。 香澄小学校給水設備改修工事 他
40	10020302	小学校空調整備事業	394,779,000	394,779,000	392,142,534	99.3	0	2,636,466	教育総務課	小学校のすべての学級に令和元年度に設置した空調設備を使用し、児童の体調管理や学習環境の向上を図った。令和6年度においては、小学校の体育館への空調設備設置に係る設計を実施した。
41	10020303	谷津小学校児童増加対応事業	58,767,000	58,767,000	58,766,400	100.0	0	600	教育総務課	JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の進展に伴う谷津・泰の杜地域における児童増加対応として、一部通学指定校の変更をした上で、平成28年度に一時校舎を建設完了し、平成29年3月から賃貸借契約にて使用を開始した。
42	10020304	大久保小学校校舎改築事業	1,662,177,000	1,761,623,900	1,517,049,296	86.1	216,022,462	28,552,142	教育総務課	「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、大久保小学校の全面改築工事を実施し、7月に新校舎が完成した。また、旧校舎の解体及び新屋内運動場の建設工事に着手した。（令和4年度～令和8年度の継続事業）
43	10020305	大久保東小学校校舎改築事業	106,193,000	133,488,000	69,740,000	52.2	63,748,000	0	教育総務課	「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、大久保東小学校の全面改築に係る基本設計及び実施設計を実施した。
44	10020306	鷺沼小学校建設事業	113,897,000	118,371,000	78,360,300	66.2	38,362,600	1,648,100	教育総務課	鷺沼特定土地区画整理事業による人口増加に伴う児童数の増加が見込まれ、新たな学校施設の整備が急務となったことから、鷺沼小学校の移転建替えを行うこととし、基本設計を実施した。（令和6年度からの3か年継続事業） また、都市再生整備計画の策定に着手した。（令和6年度からの2か年継続事業）
45	10020307	小学校長寿命化改修事業	1,832,184,000	1,975,735,747	1,462,161,160	74.0	382,745,545	130,829,042	教育総務課	「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、向山小学校の長寿命化改修工事を実施し、令和6年度に完了した。 （令和4年度～令和6年度の継続事業） また、令和5年度に引き続き、屋敷小学校の長寿命化改修工事を実施し、令和6年度においては、校舎の長寿命化改修工事に着手するとともに、エレベーター新設に係る設計を実施した。（令和5年度～令和7年度の継続事業）
46	10020308	小学校大規模改造事業	0	576,709,000	311,853,080	54.1	183,124,000	81,731,920	教育総務課	「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、谷津南小学校屋内運動場及び袖ヶ浦東小学校校舎の大規模改修工事を実施した。
47	10030102	中学校運営費	198,784,000	194,682,990	184,715,321	94.9	0	9,967,669	教育総務課	中学校7校の学校運営費。 ※R6.5.1時点：学級数：137学級、生徒数：4,083人（R5.5.1時点：学級数：143学級、生徒数：4,066人）
48	10030103	中学校施設管理事業	21,455,000	25,015,310	24,417,019	97.6	0	598,291	教育総務課	学校施設の維持管理に必要な法定事項業務委託料他、軽微な損耗・損傷の修繕等を行い、生徒の学校生活環境の向上を図った。
49	10030104	中学校備品特別整備事業	776,000	1,316,700	1,261,700	95.8	0	55,000	教育総務課	学校の配当予算枠では対応できない高額な備品について、整備を行った。 教材備品：カスタムドラムセット（第二中学校）、・クラリネット、カスタムクラリネット（第三中学校） 管理備品：電動裁断機（第四中学校）
50	10030201	要保護・準要保護生徒援助費 及び特別支援教育就学奨励費	52,773,000	52,773,000	44,652,567	84.6	0	8,120,433	学務課	経済的な事由により、就学困難な生徒に対し、学用品費等の扶助を行った。 要保護受給生徒数 R5年度：42人⇒R6年度：32人 準要保護受給生徒数 R5年度：281人⇒R6年度：287人 特別支援教育就学奨励費受給生徒数 R5年度：77人⇒R6年度：77人 また、準要保護の基準に該当する令和7年度入学予定の新1年生に対し、入学前（3月）に新入学学用品費の補助を行った。 ※令和6年度67人（令和5年度 107人）
51	10030202	中学校教育指導事業	891,000	891,000	347,468	39.0	0	543,532	指導課	市立各中学校の教職員に授業展開で必要とされている教科書及び指導書を整備した。 また、市立各中学校の自閉症・情緒学級の全学年の生徒に、国語と数学の学習者用デジタル教科書（教材）を整備した。
52	10030203	中学校パソコン推進事業	50,876,000	50,876,000	49,333,926	97.0	0	1,542,074	総合教育センター	GIGAスクール構想に向け、1人1台タブレット端末の活用ができるように環境整備を行った。学習者用タブレット4,210台の運用保守を行った。家庭で緊急時にオンライン授業が受けられるようにWi-Fiルーターを貸し出した。

令和6年度教育費決算の概要（歳出）

（単位：円）

NO.	款項目	事業名	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率 （％）	翌年度繰越額	不用額	所 属 名	全 体 事 業 概 要
53	10030301	中学校施設改善整備事業	24,520,000	24,520,000	22,878,500	93.3	0	1,641,500	教育総務課	学校施設の改善、施設機能の維持保全を図るために、校舎・体育館等について改修工事を行った。 校舎及び屋内運動場屋上防水工事（五中、六中、七中） 他
54	10030302	中学校空調整備事業	449,376,000	449,376,000	444,046,876	98.8	0	5,329,124	教育総務課	中学校のすべての学級に令和元年度に設置した空調設備を使用し、生徒の体調管理や学習環境の向上を図った。令和6年度においては、中学校の体育館への空調設備設置に係る設計を実施した。
55	10030303	第一中学校生徒増加対応事業	81,484,000	81,484,000	81,483,600	100.0	0	400	教育総務課	JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の進展に伴う生徒数増加への対応として、令和5年7月から一時校舎を設置し、教室等として使用した。
56	10030304	第二中学校校舎改築事業	2,282,086,000	3,428,845,700	2,226,070,084	64.9	1,153,214,602	49,561,014	教育総務課	「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、第二中学校の校舎改築工事を実施し、7月に新校舎が完成した。また、旧校舎の解体を行い、グラウンドの整備工事に着手した。（令和4年度～令和7年度の継続事業）
57	10030305	中学校長寿命化改修事業	1,951,457,000	2,096,006,958	1,848,193,007	88.2	0	247,813,951	教育総務課	「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、令和5年度に引き続き、第一中学校の長寿命化改修工事を実施し、令和6年度に完了した。（令和5年度～令和6年度の継続事業）
58	10040102	高等学校総務事務費	9,426,000	10,193,685	10,140,267	99.5	0	53,418	習志野高校	関係機関との連携や教職員の専門性の向上とともに校外活動における生徒指導の充実を図った。 旅費7,702,685円（普通旅費 1,464,630円 特別旅費6,238,055円）
59	10040103	部活動出場奨励費	4,500,000	5,743,656	5,743,656	100.0	0	0	習志野高校	県代表として全国及び関東大会に出場する部活動に対し、大会参加費や出場に要する旅費の一部を支給した。 ※関東大会等：18大会、全国大会12大会
60	10040201	高等学校管理運営費	104,740,000	102,728,659	75,728,603	73.7	12,240,000	14,760,056	習志野高校	習志野高校の施設・設備の管理及び運営に関する経費。 ※令和6年5月1日現在 全日制：学級数：24学級、生徒数：945人 〔参考〕令和5年5月1日現在 ・全日制：学級数：24学級、生徒数947人
61	10040202	スクールカウンセラー配置事業	2,024,000	2,024,000	2,024,000	100.0	0	0	習志野高校	学校の教育相談活動全般を支援するために、スクールカウンセラーを1名配置した。 ※相談人数：延べ107人
62	10040301	高等学校教育振興費	39,793,000	39,793,000	35,268,148	88.6	0	4,524,852	習志野高校	生徒の学習用端末購入に対する補助（補助者数：249人） 教育用コンピュータ賃借料、教材消耗品、図書購入費等。 ※令和6年5月1日現在 全日制：学級数：24学級、生徒数：945人 〔参考〕令和5年5月1日現在 ・全日制：学級数：24学級、生徒数947人
63	10040302	高等学校振興備品特別整備事業	902,000	902,000	902,000	100.0	0	0	習志野高校	授業で使用する理科教育に必要な備品購入費。 理科システム戸棚1台・電子天秤5台
64	10040401	高等学校施設整備事業	186,021,000	186,021,000	167,699,334	90.2	0	18,321,666	習志野高校	老朽化が進んだ設備の改修や消防設備点検結果に基づく是正工事等を行った。 習志野高等学校第二グラウンド照明改修工事 他
65	10050102	幼稚園運営保育費	19,214,000	19,150,000	14,732,294	76.9	0	4,417,706	こども保育課	市立幼稚園5園の運営保育費 ※R6.5.1現在 学級数：10学級、園児数：74人（R5.5.1現在 学級数：13学級、園児数：137人）
66	10050103	幼稚園教育推進事業	839,000	839,000	764,039	91.1	0	74,961	こども保育課	幼児教育に携わる教職員の資質向上を図るため、各種研修内容の充実や研究会への参加を促進した。
67	10050104	幼稚園施設管理事業	12,693,000	12,693,000	12,339,745	97.2	0	353,255	こども政策課	老朽化等に伴う幼稚園施設の工事・修繕を実施 修繕：藤崎幼稚園 保育室いちご組天井梁コンクリート爆裂補修他修理 その他11件 工事：谷津幼稚園 遊戯室屋上防水改修工事 その他4件
68	10050105	幼稚園空調整備事業	5,129,000	5,129,000	5,128,680	100.0	0	320	こども政策課	3幼稚園の全ての学級に整備した空調設備の賃借料（契約期間：令和元年7月～令和14年6月まで） 3園（屋敷・藤崎・大久保東）
69	10050106	幼稚園費国県支出金過年度分返還金	0	64,000	64,000	100.0	0	0	こども保育課	令和5年度子ども子育て支援交付金の実績報告に伴う返還分
70	10060102	社会教育委員費	291,000	291,000	160,060	55.0	0	130,940	社会教育課	社会教育全般に関する計画の立案等に対し、審査、助言をいただく、社会教育委員の報酬・報償等の諸経費。 令和6年度は会議を3回開催した。（第1回：8月22日、第2回：11月21日、第3回：1月30日）
71	10060103	社会教育総務事務費	857,000	857,000	704,546	82.2	0	152,454	社会教育課	社会教育行政に係る総務的経費。
72	10060104	社会教育施設等運営費	4,590,000	4,590,000	4,361,370	95.0	0	228,630	社会教育課	地域活動や親子の交流の場である秋津小学校とんぼスペースの管理運営に係る経費。
73	10060105	生涯学習推進事業	1,374,000	2,116,000	1,744,523	82.4	0	371,477	社会教育課	生涯学習のまちづくりを目指し、市全体で取り組む生涯学習活動を推進するための経費。 市民カレッジの開催及びOBの活動支援。 市PTA連絡協議会に補助金を交付し、家庭教育の充実及び青少年の健全育成を図った。
74	10060106	文化スポーツ振興財団運営費等補助事業	89,670,000	89,670,000	89,670,000	100.0	0	0	社会教育課	（公財）習志野市文化スポーツ振興財団の職員（役員、嘱託職員等含む）の人件費を補助し、同財団は、習志野市文化振興計画に掲げる将来像「誰もが文化に親しみ心豊かに暮らせるまち」、及び習志野市スポーツ推進計画に掲げる将来像「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」を目指した事業に取り組んだ。
75	10060201	文化財審議会費	84,000	84,000	33,748	40.2	0	50,252	社会教育課	文化財の保存・活用・調査等に係る事項に関して審議する文化財審議会委員の報酬及び旅費。 令和6年度は、会議を1回開催した。（令和7年3月19日）
76	10060202	市史編さん委員会費	35,000	35,000	25,302	72.3	0	9,698	社会教育課	市史編さんに関する基本的かつ総合的な方針事項を調査、審議する市史編さん委員会委員の報酬及び旅費。 令和6年度は、会議を1回開催した。（令和7年3月25日）
77	10060203	文化振興事務費	2,035,000	6,497,700	6,083,489	93.6	0	414,211	社会教育課	文化振興事務等に係る一般事務経費。 令和6年度は、市内の歴史的な場所等を解説する説明板等の修繕（1か所）、藤崎正福寺大イチョウ剪定を実施した。

令和6年度教育費決算の概要（歳出）

（単位：円）

NO.	款項目	事業名	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率 （%）	翌年度繰越額	不用額	所 属 名	全 体 事 業 概 要
78	10060204	旧大沢家住宅等維持管理費	22,305,000	21,040,000	20,907,689	99.4	0	132,311	社会教育課	千葉県指定有形文化財「旧大沢家住宅」及び旧木曾王滝森林鉄道車両の維持管理経費。 令和6年度は、茅葺屋根表層葺替工事（南西・南東面）（2か年計画のうちの2か年目）を実施した。
79	10060205	旧鴛田家住宅維持管理費	10,046,000	10,498,000	10,285,478	98.0	0	212,522	社会教育課	千葉県指定有形文化財「旧鴛田家住宅」の維持管理経費。 令和6年度は、消防ポンプ修繕、水琴窟放送設備修繕、貯水槽給水装置及び炎センサー修繕を実施した。
80	10060206	埋蔵文化財管理費	1,832,000	3,097,000	3,041,728	98.2	0	55,272	社会教育課	埋蔵文化財保護業務（開発に伴う事前相談確認業務・発掘及び整理作業・文化財保存活用業務）に係る、埋蔵文化財保護行政推進のための維持管理費。 令和6年度は、埋蔵文化財調査室の草刈り委託、遊具撤去工事を実施した。
81	10060207	埋蔵文化財調査事業費	2,051,000	2,051,000	1,444,663	70.4	0	606,337	社会教育課	埋蔵文化財保護を目的とした埋蔵文化財調査（発掘作業・整理作業等）に係る事業費。 令和6年度は、確認調査等24件を実施した。
82	10060208	習志野市芸術文化協会活動助成費	5,663,000	5,663,000	5,663,000	100.0	0	0	社会教育課	習志野市芸術文化協会に対する活動（芸術祭、市民文化祭、市展、第九演奏会等）への助成を行い、芸術文化の充実・発展を図った。（事業費5,149,136円、事務費513,864円）
83	10060209	習志野文化ホール管理費	94,900,000	91,292,500	89,988,106	98.6	0	1,304,394	社会教育課	旧習志野文化ホールの維持管理に係る費用。主な内訳は、施設設備維持管理委託（16,435,300円）、光熱水費（13,367,590円）、特殊建築物定期点検委託（761,750円）、償還金利子及び割引料・還付金（59,040,605円）の維持管理に係る費用。
84	10060210	市史調査事務費	4,227,000	4,227,000	506,461	12.0	0	3,720,539	社会教育課	市史の販売及び市史関係資料の保存及び活用のための経費。 令和6年度は、「新版習志野ーその今と昔」の令和版の作成に着手し、関係資料等を購入した。
85	10060302	公民館運営審議会費	132,000	132,000	102,200	77.4	0	29,800	中央公民館	公民館における方針、事業、施設提供等の運営について調査、審議を行う公民館運営審議会に係る委員報酬。 令和6年度は会議を2回開催した。（第1回：7月17日、第2回：1月30日）
86	10060303	公民館講座費	2,063,000	2,063,000	1,457,600	70.7	0	605,400	中央公民館	多様な学習と利用機会の提供を図ることを目的とした各種講座等の開催経費。 令和6年度は市内6公民館において、142事業を実施した。
87	10060304	公民館管理運営費	150,244,000	151,895,673	149,796,868	98.6	0	2,098,805	中央公民館	公民館の運営・維持管理に伴う経費及び事務費。 4公民館（実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野公民館）の指定管理に伴う指定管理料（115,596,602円）
88	10060305	公民館施設整備事業	6,083,000	6,083,000	5,788,200	95.2	0	294,800	中央公民館	公民館の施設整備・改修・修繕に係る経費。 令和6年度は2公民館で 計3件実施した。 【袖ヶ浦公民館】受変電設備改修工事（2,950,200円） 【谷津公民館】高圧設備更新工事設計業務委託（2,211,000円）、自動火災報知設備受信機他改修工事（627,000円）
89	10060402	図書館管理運営事業	145,881,000	145,881,000	145,373,474	99.7	0	507,526	中央図書館	図書館の管理運営・活動事業に係る経費。 中央図書館以外の3図書館（東習志野・新習志野・谷津図書館）の指定管理料（110,061,495円）。
90	10060403	図書館資料整備事業	28,939,000	28,939,000	28,720,742	99.2	0	218,258	中央図書館	市民の自主的・自発的な学習活動を支援するために、図書館資料の収集・整備を行う事業。 図書 16,355冊（中央図書館分6,262冊（SPC購入）、東習志野・新習志野・谷津図書館分10,093冊）、 AV資料275本（DVD149本、CD126本）、視覚障がい者用DAISY図書 35本 購入。
91	10060404	電子図書館運営事業	748,000	748,000	746,140	99.8	0	1,860	中央図書館	指定管理者が行う電子図書館サービスにおいて、より新鮮で魅力的な電子書籍を提供するための商用電子書籍（191タイトル）利用料。
92	10060501	青少年センター運営協議会費	73,000	73,000	58,400	80.0	0	14,600	青少年センター	青少年センターの運営について、指導・助言するための青少年センター運営協議会の委員報酬。 令和6年度は、会議を2回開催した。（5月22日・2月4日）
93	10060502	青少年センター運営費	687,000	687,000	557,107	81.1	0	129,893	青少年センター	青少年の非行防止と健全育成のため、ポスター展の実施や「子ども110番の家」を拡充するなどの啓発活動及び、各関係機関との連絡調整に係る経費。
94	10060503	青少年相談指導事業	3,196,000	3,196,000	2,771,730	86.7	0	424,270	青少年センター	青少年の健全育成を推進するため、教育（補導）相談員及び、青少年補導委員等との協働による街頭補導活動等の実施経費。
95	10060504	青少年問題協議会費	103,000	103,000	94,900	92.1	0	8,100	社会教育課	青少年健全育成を全市的な立場で推進するため、各機関、団体等の代表委員により構成する青少年問題協議会の委員報酬。 令和6年10月1日に実施。
96	10060505	青少年健全育成事業	3,776,000	3,215,000	2,313,912	72.0	0	901,088	社会教育課	育成団体連絡協議会を開催し育成団体の情報交換、協力体制づくり等を実施した。また、育成団体が開催した青少年への様々な体験活動の機会を支援することによって、健全な青少年の育成を推進した。
97	10060506	二十歳の門出式事務費	5,591,000	5,591,000	5,087,648	91.0	0	503,352	社会教育課	新たに二十歳を迎えた若者の門出を祝うため、市と教育委員会が主催する「二十歳の門出式 式典」と各中学校卒業生で構成される実行委員による「二十歳を祝う集い」を開催。 【参考】令和7年1月13日 開催時実績 1,180名
98	10060507	放課後子供教室事業	140,292,000	138,640,327	137,302,438	99.0	0	1,337,889	社会教育課	放課後や夏・冬・春休みなどに小学校等を活用して、子どもたちに安全で安心な居場所を提供する事業。 【実施小学校】 令和2年7月：大久保東小学校 令和3年4月：東習志野小学校・秋津小学校 令和4年4月：袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・藤崎小学校 令和5年4月：屋敷小学校・実花小学校・向山小学校・香澄小学校 令和6年4月：鷺沼小学校 【令和7年度開設予定の準備小学校】 津田沼小学校・大久保小学校・谷津南小学校
99	10060508	地域学校協働活動推進員事務費	1,180,000	1,180,000	1,001,058	84.8	0	178,942	社会教育課	市立小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進した。 各校における取組事例の共有や推進員同士の交流を図るため、各校の推進員と地域連携推進担当教職員を対象とする「地域学校協働本部連絡会議」を2回開催。（令和6年5月10日・令和7年2月21日）
100	10060602	少年自然の家管理運営費	35,630,000	35,630,000	32,339,213	90.8	0	3,290,787	鹿野山少年自然の家	鹿野山少年自然の家の運営・維持管理に伴う経費及び事務費等。
101	10060603	鹿野山セカンドスクール事業	26,627,000	26,627,000	18,487,150	69.4	0	8,139,850	指導課	全小学校4年生～6年生を対象に年1回、6年生は1泊2日、4・5年生は2泊3日で実施し、送迎のバスを配車した。 バス配車台数 計212台
102	10060702	青年の家管理運営費	15,963,000	15,963,000	14,674,190	91.9	0	1,288,810	富士吉田青年の家	富士吉田青年の家の運営・維持管理に伴う経費及び事務費等。
103	10060703	青年の家長寿命化改修事業	13,926,000	13,926,000	11,135,320	80.0	0	2,790,680	富士吉田青年の家	「第2次公共建築物再生計画」に基づき実施する富士吉田青年の家長寿命化改修事業の設計業務委託（令和5年度～令和6年度の継続事業）

令和6年度教育費決算の概要（歳出）

（単位：円）

NO.	款項目	事業名	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率 （％）	翌年度繰越額	不用額	所 属 名	全 体 事 業 概 要
104	10060801	生涯学習複合施設管理運営費	206,875,000	207,125,800	206,837,551	99.9	0	288,249	社会教育課	本市の生涯学習の拠点である習志野市生涯学習複合施設「ブラッツ習志野」の光熱水費、維持管理運営に係る指定管理者へのサービス対価等の経費。
105	10070102	保健体育安全課事務費	2,992,000	3,913,060	3,436,938	87.8	0	476,122	保健体育安全課	学校給食及び学校保健の円滑な運営を図るための事務費。食育の推進を図るための会議の開催や調理従事者の健康管理のための費用等。
106	10070103	児童・生徒・教職員健康管理費	76,941,000	76,941,000	73,747,874	95.8	0	3,193,126	保健体育安全課	児童、生徒、及び教職員の健康管理のため、各種検診や健康診断等を行い、疾病や異常の早期発見及び健康状態を把握する。また、その結果により治療勧告や保健指導を行い、自分自身の健康の保持増進を図れるよう学校保健活動を展開した。
107	10070104	学校体育推進事業	3,754,000	3,822,940	3,816,483	99.8	0	6,457	保健体育安全課	小・中学校の学校体育の推進を図り、市内小・中学校の児童・生徒の健康増進と各競技技術の向上を目指すことを目的として、習志野市小中学校体育連盟が開催する交流試合、新人戦、記録会などに対して補助した。
108	10070105	運動部活動支援事業	1,483,000	1,483,000	1,479,940	99.8	0	3,060	保健体育安全課	専門的な指導力を備えた指導者を必要とする中学校に対して、民間の指導者を派遣することにより、生徒にスポーツの楽しさ・爽快さ・達成感等を体験する機会を豊かにし、生涯にわたリスポーツに親しむ基礎を培うとともに、運動部活動と地域社会の連携を図った。 部活動支援員：8名配置(各中学校1名配置、二中のみ2名配置)
109	10070106	市立小中学校給食費無償化事業	68,273,000	67,283,000	61,461,978	91.3	0	5,821,022	保健体育安全課	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子を扶養している世帯について、習志野市立小・中学校に通う第3子以降の児童・生徒の令和6年4月から令和7年3月までの学校給食費を補助した。 ※補助児童生徒数 1,089名
110	10070201	スポーツ推進審議会	181,000	181,000	148,860	82.2	0	32,140	生涯スポーツ課	スポーツ推進審議会を開催したことに伴う委員報酬及び旅費。 令和6年度は会議を3回開催した。(7月3日、11月13日、2月5日開催。)
111	10070202	社会体育事務費	2,502,000	2,502,000	2,304,345	92.1	0	197,655	生涯スポーツ課	社会体育推進事業に係る事務費。
112	10070203	スポーツ推進委員活動事業	2,577,000	2,577,000	2,333,765	90.6	0	243,235	生涯スポーツ課	地域スポーツ活動の推進を図るため、年間各5大会のスポーツ奨励大会の実施をスポーツ推進委員連絡協議会に委託。 ※令和7年3月31日現在 スポーツ推進委員：54人、奨励大会参加者数：延べ686人
113	10070204	市民スポーツ指導員活動事業	1,270,000	1,270,000	1,270,000	100.0	0	0	生涯スポーツ課	地域スポーツ活動の推進を図るため、市内16地区で年間各2事業以上のスポーツ活動の実施を市民スポーツ指導員連絡協議会に委託。 モルックやグラウンドゴルフなどの屋外スポーツを中心に実施した。 ※令和7年3月31日現在 市民スポーツ指導員数：222人、各地区活動：延べ60事業、参加者数：延べ9,674人
114	10070205	学校体育施設開放事業	14,922,000	14,922,000	14,494,600	97.1	0	427,400	生涯スポーツ課	市内16小学校の体育館・校庭を土曜日・日曜日・休日の午前午後を一般開放するとともに、土曜夜間の体育館開放を実施。 ※体育館・校庭 開放日数：延べ1,746日、利用者数：延べ199,901人 夏休み期間中に4小学校のプール開放の実施。 ※プール開放日数：28日、利用者数：2,095人
115	10070206	習志野市スポーツ協会活動費補助事業	9,656,000	9,656,000	9,282,006	96.1	0	373,994	生涯スポーツ課	習志野市スポーツ協会が主催する市民総合体育大会、県民体育大会への選手派遣等の活動事業に対する補助。 ※市民総合体育大会：30種目、5,443人参加 県民体育大会：28種目、505人派遣
116	10070207	スポーツ活動奨励金交付事業	1,000,000	1,000,000	655,000	65.5	0	345,000	生涯スポーツ課	市民スポーツ活動の支援として、学校教育以外において、関東・全国・国際大会へ出場した選手・団体への奨励金の交付。 ※交付件数：41件、人数：83人
117	10070301	体育施設管理運営費	186,452,000	189,568,920	180,052,354	95.0	0	9,516,566	生涯スポーツ課	スポーツ9施設及びその他3施設の管理運営に係る経費。 ※スポーツ施設(指定管理及び委託管理施設) 利用件数：70,188件、利用人数：447,414人
118	10070302	体育施設整備事業	20,906,000	21,807,398	21,165,998	97.1	0	641,400	生涯スポーツ課	市内スポーツ施設の施設改善を行う経費。 令和6年度は、袖ヶ浦体育館汚水柵及び配管改修工事(12,210,000円)、秋津テニスコート(Aコート)人工芝張替工事(1,283,398円)、袖ヶ浦体育館空調設備設置設計業務委託(4,751,000円)他を実施した。
119	10070303	スポーツ施設予約システム運営事業	1,275,000	1,275,000	1,273,656	99.9	0	1,344	生涯スポーツ課	自宅のパソコンや携帯電話でインターネットを介して施設の予約を行うことのできるシステム(千葉県電子自治体共同運営協議会参加団体が共同利用する公共施設予約システム)の運用経費。
120	10070402	給食センター管理事務費	3,792,000	4,276,000	3,715,034	86.9	0	560,966	給食センター	給食センターにおける市立幼稚園3園、小学校9校、県立習志野特別支援学校の園児、児童及び教職員を対象とした学校給食の健全運営を行うための事務費。
121	10070403	給食センター賄材料費	325,835,000	336,641,000	325,109,169	96.6	0	11,531,831	給食センター	市立幼稚園3園、小学校9校、県立習志野特別支援学校の園児、児童及び教職員の賄材料費。 ※年間実施延食数 幼稚園：13,324食 小学校・県立習志野特別支援学校：989,602食 センター：1,619食 調理委託先職員：12,695食 合計 1,017,240食
122	10070404	給食センター施設整備・維持管理運営事業	397,931,000	397,447,000	391,268,018	98.4	0	6,178,982	給食センター	PFI事業として、施設整備・維持管理・運営業務を一括して民間事業者に委託し、各業務に対するサービス対価を支払った。
123	10070502	単独校給食運営費	33,412,000	34,094,398	32,998,387	96.8	0	1,096,011	保健体育安全課	学校給食単独校(市立幼稚園1園、小学校7校、中学校7校)における児童、生徒及び教職員を対象とする安全で安心な学校給食を提供するための経費。 施設維持管理費、備品購入費等。主な備品購入費 秋津小学校 ガス回転釜3台(2,046,000円)、香澄小学校 ガス回転釜(660,000円)、第四中学校ブードスライサー(1,562,000円) ガス丸型フライヤー(1,947,000円)、第七中学校 ガス丸型フライヤー(1,628,000円)、 を購入。
124	10070503	単独校給食調理業務委託事業	294,187,000	291,261,204	291,210,700	100.0	0	50,504	保健体育安全課	谷津小学校、実靱小学校、秋津小学校、香澄小学校、津田沼小学校(津田沼幼稚園)及び中学校7校の学校給食の調理業務委託を実施。
125	10070504	単独校給食賄材料費	516,749,000	534,916,000	527,378,275	98.6	0	7,537,725	保健体育安全課	学校給食単独校(市立幼稚園1園、小学校7校、中学校7校)の園児、児童、生徒及び教職員の賄材料費。 ※年間実施延食数 幼稚園：4,115食 小学校：743,520食 中学校：765,063食 合計：1,512,698食
126	10070505	大久保小学校給食備品整備事業	82,624,000	82,624,000	81,541,367	98.7	0	1,082,633	保健体育安全課	大久保小学校の校舎全面改築事業に伴い、新たに整備された給食室の備品費等。
127	10070506	第二中学校給食備品整備事業	74,773,000	74,773,000	73,867,134	98.8	0	905,866	保健体育安全課	第二中学校の校舎全面改築事業に伴い、新たに整備された給食室の備品費等。
—	10010224	教育文化振興基金積立金	1,389,000	1,389,000	1,249,358	89.9	0	139,642	財政課	教育文化振興基金寄附金を教育文化振興基金に積み立てた経費。
—	10010225	青少年音楽振興基金積立金	779,000	779,000	693,000	89.0	0	86,000	財政課	青少年音楽振興基金寄附金を青少年音楽振興基金に積み立てた経費。

令和6年度教育費決算の概要（歳出）

（単位：円）

NO.	款項目	事業名	当初予算額	予算現額	支出済額	執行率 (%)	翌年度繰越額	不用額	所 属 名	全 体 事 業 概 要
－	10040104	習志野高校応援基金積立金	2,159,000	2,159,000	2,098,251	97.2	0	60,749	財政課	習志野高校応援基金寄附金を習志野高校応援基金に積み立てた経費。
－	10010201 ～10070501	職員給与費	1,883,173,000	1,883,795,400	1,853,122,440	98.4	0	30,672,960	人事課	教育費に係る職員給与費。
合 計			15,848,586,000	18,031,796,743	15,191,730,962	84.2	2,049,457,209	790,608,572		

報 告 事 項(2)

令和8年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法
について

令和8年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月24日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和8年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 303

習志野市立習志野高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

基本的な生活習慣が身についており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。
- ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査	学校が定めた次の検査の結果
自己表現	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 実施形態：個人で発表 評価者2名 検査時間：3分以内 ア 口頭による自己表現 ・日本語による自己表現を行う。 ・実技を行う自己表現検査ではない。 ・検査室への道具（運動用具、楽器、賞状、メモ用紙等）の持ち込みは一切認めない。 イ 実技による自己表現 バレーボール（男女）、バスケットボール（男女）、サッカー（男）、体操競技（男女）、ソフトボール（男女）、柔道（男）、剣道（男女）、基礎運動能力（男女）、吹奏楽（男女） ・検査室への大型の楽器、メモ等の持ち込みは認めない。 ・服装以外の検査室への運動用具、メモ等の持ち込みは認めない。

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	5点以下の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書〔135点満点〕

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 備考欄に検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。
イ 特別活動の記録 部活動等の記録 特記事項	学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動及びその他の活動で特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。また、検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。

(3) 学校設定検査（自己表現）〔100点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（特に優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（aa～cc）で得点化する。全ての項目で評価の組合せがccの場合は、審議の対象とする。

ア 口頭による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	発表に積極的・意欲的に取り組んでいる。 発表における態度が適切である。
(イ) テーマ・内容	発表テーマの設定が適切である。 発表内容が整理されており、まとまっている。 発表内容が自らの体験等に基づいており、説得力がある。
(ウ) スピーチの能力	発表におけるスピーチの基礎的技能を身に付けている。 表現力豊かに、分かりやすく発表を行うことができる。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	当該種目に特に積極的・意欲的に取り組んでいる。
(イ) 基礎的技能	当該種目における高い基礎的技能を身に付けている。
(ウ) 専門的技能	当該種目における高い専門的技能を身に付け、また、高い資質を有している。

4 選抜方法

(1) 優先入学

習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項において、「普通科にあつては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和8年3月卒業見込みの者を優先とする。」としている。

そのため、該当する受検者を、普通科募集人員の20パーセント程度まで確保するようにしている。

選抜の方法及び選抜に関する「総得点」の満点の内訳は(2)アに準ずる。

(2) 選抜の方法

ア 「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、次のパーセントまでを入学許可候補者とする。

(ア) 受検者数が募集人員以内のときは、受検者数の60パーセント

(イ) 受検者数が募集人員を超えるときは、募集人員の60パーセント

＜ア：総得点の満点の内訳＞

学力検査 の得点	調査書の得点	学校設定検査の得点	総得点
	評定（K=1）	自己表現	
500点	135点	100点	735点

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の得点」に、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」に本校の定める係数（ $k_1=1$ 、 $k_3=3$ 、 $k_4=1$ ）を乗じて算出した得点を加えた「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、原則として、募集人員までを入学許可候補者とする。

＜イ：総得点の満点の内訳＞

学力検査の得点	調査書の得点	学校設定検査の得点	総得点
(k4=1)	評定 (K=1、k1=1)	自己表現 (k3=3)	
500点	135点	300点	935点

※ k1：アの「調査書の各教科の評定の全学年の合計値にKを乗じた数値」に乘じる係数

※ k3：アの「学校設定検査の得点」に乘じる係数

※ k4：アの「学力検査の得点」に乘じる係数

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。

令和8年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 303

習志野市立習志野高等学校 全日制の課程 商業科

1 期待する生徒像

基本的な生活習慣が身についており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。
- ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査	学校が定めた次の検査の結果
自己表現	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 実施形態：個人で発表 評価者2名 検査時間：3分以内 ア 口頭による自己表現 ・日本語による自己表現を行う。 ・実技を行う自己表現検査ではない。 ・検査室への道具（運動用具、楽器、賞状、メモ用紙等）の持ち込みは一切認めない。 イ 実技による自己表現 バレーボール（男女）、バスケットボール（男女）、サッカー（男）、体操競技（男女）、ソフトボール（男女）、柔道（男）、剣道（男女）、基礎運動能力（男女）、吹奏楽（男女） ・検査室への大型の楽器、メモ等の持ち込みは認めない。 ・服装以外の検査室への運動用具、メモ等の持ち込みは認めない。

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	5点以下の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書〔135点満点〕

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 備考欄に検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。
イ 特別活動の記録 部活動等の記録 特記事項	学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動及びその他の活動で特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。また、検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。

(3) 学校設定検査（自己表現）〔300点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（特に優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（aa～cc）で得点化する。全ての項目で評価の組合せがccの場合は、審議の対象とする。

ア 口頭による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	発表に積極的・意欲的に取り組んでいる。 発表における態度が適切である。
(イ) テーマ・内容	発表テーマの設定が適切である。 発表内容が整理されており、まとまっている。 発表内容が自らの体験等に基づいており、説得力がある。
(ウ) スピーチの能力	発表におけるスピーチの基礎的スキルを身に付けている。 表現力豊かに、分かりやすく発表を行うことができる。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	当該種目に特に積極的・意欲的に取り組んでいる。
(イ) 基礎的スキル	当該種目における高い基礎的スキルを身に付けている。
(ウ) 専門的スキル	当該種目における高い専門的スキルを身に付け、また、高い資質を有している。

4 選抜方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、原則として、募集人員までを入学許可候補者とする。

<総得点の満点の内訳>

学力検査 の得点	調査書の得点	学校設定検査の得点	総得点
	評定（K=1）	自己表現	
500点	135点	300点	935点

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。

令和8年度 第2次募集 選抜・評価方法

学校番号 303

習志野市立習志野高等学校 全日制の課程 普通科

1 選抜資料

(1) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(2) 面接	評価者2名の個別面接 検査時間：1名4分程度
(3) 作文	字数：400字以上500字以内 検査時間：50分

2 評価項目及び評価基準

(1) 調査書〔135点満点〕

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 備考欄に検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。
イ 特別活動の記録 部活動等の記録 特記事項	学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動及びその他の活動で特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。また、検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。

(2) 面接〔60点満点〕

2名の評価者が次の3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（aa～cc）で得点化する。cc評価の組合せがある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 高校生活への意欲	高校生活に対する目標・意識が明確である。 高校生活（学習・部活動等）に意欲的に取り組もうとしている。
イ 質問に対する応答	質問内容を的確に理解し、分かりやすく適切に回答することができる。 中学校時代に努力したこと等について、明確に回答することができる。 将来の進路希望等について、具体的に回答することができる。
ウ 身だしなみ・態度	服装・頭髪等身だしなみが整えられている。 基本的な面接作法が身に付いている。

(3) 作文〔60点満点〕

2名の評価者が次の3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（aa～cc）で得点化する。cc評価の組合せがある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 内容・全体構成	与えられたテーマに対して内容が適切である。 全体としてのまとまりがある。
イ 字数・文章表現	指定された字数に対して過不足がない。 誤字や脱字がない。文法を正しく用いている。

3 選抜方法

「調査書の得点」、「面接の得点」及び「作文の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、原則として、第2次募集の募集人員までを入学許可候補者とする。

＜総得点の満点の内訳＞

調査書の得点	面接の得点	作文の得点	総得点
評定			
1 3 5 点	6 0 点	6 0 点	2 5 5 点

4 その他

過年度卒業者については、検査終了後、別途個人面談を行う。

令和8年度 第2次募集 選抜・評価方法

学校番号 303

習志野市立習志野高等学校 全日制の課程 商業科

1 選抜資料

(1) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(2) 面接	評価者2名の個別面接 検査時間：1名4分程度
(3) 作文	字数：400字以上500字以内 検査時間：50分

2 評価項目及び評価基準

(1) 調査書〔135点満点〕

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 備考欄に検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。
イ 特別活動の記録 部活動等の記録 特記事項	学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動及びその他の活動で特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。また、検討を要する記載がある場合は、審議の対象とする。

(2) 面接〔60点満点〕

2名の評価者が次の3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（aa～cc）で得点化する。cc評価の組合せがある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 高校生活への意欲	高校生活に対する目標・意識が明確である。 高校生活（学習・部活動等）に意欲的に取り組もうとしている。
イ 質問に対する応答	質問内容を的確に理解し、分かりやすく適切に回答することができる。 中学校時代に努力したこと等について、明確に回答することができる。 将来の進路希望等について、具体的に回答することができる。
ウ 身だしなみ・態度	服装・頭髪等身だしなみが整えられている。 基本的な面接作法が身に付いている。

(3) 作文〔60点満点〕

2名の評価者が次の3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ（aa～cc）で得点化する。cc評価の組合せがある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 内容・全体構成	与えられたテーマに対して内容が適切である。 全体としてのまとまりがある。
イ 字数・文章表現	指定された字数に対して過不足がない。 誤字や脱字がない。文法を正しく用いている。

3 選抜方法

「調査書の得点」、「面接の得点」及び「作文の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、原則として、第2次募集の募集人員までを入学許可候補者とする。

＜総得点の満点の内訳＞

調査書の得点	面接の得点	作文の得点	総得点
評定			
1 3 5 点	6 0 点	6 0 点	2 5 5 点

4 その他

過年度卒業者については、検査終了後、別途個人面談を行う。

【調査書削除項目】

総合的な学習の時間

出欠の記録

行動の記録

総合所見

変更前

変更後

様式1 (A4判縦長)

調 査 書											
受験番号	ふりがな	性別	学 籍 の 記 録								
氏 名			平成・令和 年 月 入学・転入学・編入学								
			平成・令和 年 月 卒業見込み・卒業								
教科 学年 教科の学習の記録	必修教科の評定										
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	合計	
	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										

総合的な学習の時間 出欠の記録	第1学年											
	第2学年											
	第3学年											
	学年	欠席日数	欠席の主な理由等									
行動の記録 (第3学年)	第1学年											
	第2学年											
	第3学年											
	学年	欠席日数	欠席の主な理由等									
特別活動の記録	学級活動											
	生徒会活動											
	学校行事											
	部活動等の記録											
総合所見	特記事項											

様式1 (A4判縦長)

調 査 書											
受験番号	ふりがな	性別	学 籍 の 記 録								
氏 名			平成・令和 年 月 入学・転入学・編入学								
			平成・令和 年 月 卒業見込み・卒業								
教科 学年 教科の学習の記録	必修教科の評定										
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	合計	
	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
全学年の計											
備考											

特別活動の記録	学級活動											
	生徒会活動											
	学校行事											
	部活動等の記録											
総合所見	特記事項											

中学校長

印

令和 年 月 日

記載責任者 職 氏名

令和 年 月 日 記載責任者 職 氏名

報 告 事 項(3)

習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市子どもの読書活動推進
計画の策定について)

習志野市社会教育委員からの答申について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月24日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

答 申

習志野市教育委員会 様

令和7年1月30日付け教社第402号により、習志野市社会教育委員に諮問がありました次期習志野市子どもの読書活動推進計画案につきまして、別紙のとおり、答申します。

令和7年9月24日

習志野市社会教育委員
委員長 澤田 弘

次期 子どもの読書活動推進計画（案） 概要

1 策定の趣旨

- 令和元～7 年度を計画期間とする現行計画に基づき、子どもの読書環境づくりに取り組んでいる。この間、全ての世代で読書離れが進んでいる。
- 子ども時代の読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きていくうえで欠かせないものであり、引き続き読書環境の整備に取り組んでいくため、次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や県の計画を基本に市が策定に努めるもの。
- 次期習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた「習志野市基本計画」「習志野市教育振興基本計画」「習志野市こども若者まんなか計画」との整合性を図る。

3 計画の対象と期間

- 「おおむね 18 歳以下の子ども」と、「子どもの読書活動の推進に関わる保護者・教育・福祉関係者等」を計画の対象とし、計画期間は、習志野市前期基本計画と同様に令和 8 年度から 8 年間とする。

4 現行計画の取組状況

- 現行計画の基本方針 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 基本方針 2 地域や学校等における読書環境の充実 基本方針 3 子どもの読書活動への理解や関心の普及 基本方針 4 読書活動の推進体制の整備 に基づく計 77 事業において取組を進め、おおむね予定通りに事業が遂行されたが、幼稚園、保育所、こども園、学校等では、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や市立図書館の活用がされていない施設があった。

- 数値目標については、

①読書が好きな子どもの割合	→×未達成
②普段（月～金曜日）の、1 日当たりの読書時間【30 分以上】の割合	→×未達成
③学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月 1 回以上】の割合	→○達成
④本が好きな保護者の割合	→×未達成
⑤子どもへの読み聞かせの回数【週 1 回以上】の割合	→×未達成
⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月 1 冊以上】の割合	→×未達成

6 指標中達成できたのは 1 指標であった。

5 課題と今後の取組の視点

○課題 1 [学年が上がるにつれての読書離れについて]

今後の取組の視点

- ◆SNS などでは得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・司書・学校図書室・市立図書館など、周りの大人がいかに伝えられるか
- ◆子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割の大きさを、親が自覚できるような情報発信をしていく。ただし、大人から読書を押し付けない（非強制）

○課題 2 [学校での読書活動の推進について]

今後の取組の視点

- ◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室をもっと使ってもら（利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討）
- ◆各学校での取組を学校間で共有し、取組を全市的に広めていく
- ◆子どもの読書に対する教職員等への意識付けを行う。

○課題 3 [未就学児の読書活動]

今後の取組の視点

- ◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取組を行う
- ◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取組の推進
保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取組（読み聞かせの意義や「家読」の普及 等）
- ◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取組
- ◆「図書館」と幼保こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化
- ◆「図書館・幼保こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化

6 基本目標

○全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり（現行計画の目標を継続）

7 基本方針

○子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげること、そして子どもが読みたいときに本が身近にあることが大切であるとの考え方のもと、県の次期計画に準じ、以下 2 点を基本方針とする。

- （１）社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進
- （２）読書環境の整備と連携体制の構築

8 施策体系

○現行計画における課題と今後の取組の視点に基づき、計 10 の基本施策の取組を進める

基本方針 1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

基本施策①読書のきっかけとなる催しの実施

基本施策②読書のきっかけにつながる情報発信

基本施策③本や図書館を身近に感じてもらう取組

基本施策④職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

基本施策⑤幼保こ園での読書活動の推進

基本施策⑥学校での読書活動の推進

基本方針 2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦読書環境や蔵書の充実

基本施策⑧利用しやすい学校図書室づくり

基本施策⑨子どもの読書活動推進体制の整備

基本施策⑩多様な子どもたちの読書機会の確保

現行計画の施策体系

基本方針	大項目
Ⅰ子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	1 家庭における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
	2 地域における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
	3 学校・園等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
	4 図書館における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
Ⅱ地域や学校等における読書環境の充実	1 家庭における読書環境の充実
	2 地域における読書環境の充実
	3 学校・園における読書環境の充実
	4 図書館における読書環境の充実
Ⅲ子どもの読書活動への理解や関心の普及	1 家庭・地域における子どもの読書活動への理解や関心の普及
	2 学校・園における子どもの読書活動への理解や関心の普及
	3 図書館における子どもの読書活動への理解や関心の普及
Ⅳ読書活動の推進体制の整備	1 子どもの読書活動推進体制の整備
	2 子どもの読書に係る人材の育成
	3 資料物流システムの整備

次期計画の施策体系

基本方針	大項目
Ⅰ社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進	1 読書のきっかけとなる催しの実施
	2 読書のきっかけにつながる情報発信
	3 本や図書館を身近に感じてもらう取組
	4 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
	5 幼保こ園での読書活動の推進
	6 学校での読書活動の推進
Ⅱ読書環境の整備と連携体制の構築	7 読書環境や蔵書の充実
	8 利用しやすい学校図書室づくり
	9 子どもの読書活動推進体制の整備
	10 多様な子どもたちの読書機会の確保

9 具体的な取組

○上記の基本方針、基本施策に基づき 58 事業に取り組む

新たに取り組む主な事業

- ①家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」について、「家読マーク」の活用
- ②授業での図書館利用の推進
- ③放課後子供教室での読書活動の充実
- ④市立図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化



10 数値目標

- ①読書が好きな子どもの割合
- ②不読率
- ③地域図書館における1年間で1回以上地域図書館を利用した小中学生の割合
- ④子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】の割合

11 策定までのスケジュール

日 付	内 容
令和7年 8月22日	社会教育委員会議 答申の決定（協議）
9月24日	教育委員会会議：社会教育委員会議の答申（報告）
10月22日	教育委員会会議：パブリックコメントの実施について（協議）
10月24日	臨時庁議：パブリックコメントの実施
11月中旬	社会教育委員会議：パブリックコメントの実施について（報告）
11月中旬	市議会議員に対する情報提供：パブリックコメントの実施について
11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施
令和8年 1月or2月	社会教育委員会議：最終案について（報告）
2月4日	調整会議：パブリックコメント結果の報告
2月下旬	市長・副市長：最終案の事前確認
3月19日	庁議：最終案の審議
3月25日	教育委員会会議：計画決定について（議案）
4月1日	計画施行

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画 (素案) Ver.5

(令和8(2026)～15(2033)年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～

後ほど図を挿入

令和7年9月3日時点

習志野市教育委員会

「第2次習志野市子どもの読書活動推進計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の
策定にあたって」

後日作成

習志野市教育委員会教育長

小熊 隆

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等	5
1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化	5
2 国・千葉県の動向	5
第3章 本市子どもの読書活動の取組状況と課題等	7
1 前回計画の振り返り	7
(1) 実施状況	7
(2) 前回計画の目標達成状況	8
(3) アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取組の視点	11
第4章 基本目標・基本方針・施策体系	18
1 基本目標	18
2 基本方針	18
3 施策体系	19
4 計画の目標値	20
第5章 計画の実現に向けた取組	21
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進	21
基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施	21
基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信	22
基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取組	24
基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上	25
基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進	26
基本施策⑥ 学校での読書活動の推進	26
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	28
基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実	28
基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり	29
基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備	30
基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保	31
《子どもの発達段階に応じた取組》	32
《計画の推進》	36
【参考資料】	37
計画の策定プロセス	38
子どもの読書活動の推進に関する法律	39
習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領	41
子どもの読書活動 関係施設一覧	43
習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果	49

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

読書とは、教養・娯楽・情報収集・語彙力の向上のためだけではなく、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のため非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくために欠かせないものです。著名な児童文学者のリリアン・H・スミス^①は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

近年、デジタル化された情報が社会に多く氾濫する中、生活環境の変化や価値観の多様化等により、すべての世代の「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。文化庁が令和6(2024)年に全国の16歳以上を対象にして実施した調査では、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が6割に上り、過去最大の数値となりました。また、子どもたちについても、GIGAスクール構想により小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、学習・生活環境が大きく変わってきています。

その中で、子どもたちの年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率^②の高さは課題となっています。

子どもは、読書活動^③を通して「言葉を学び」、「感性を磨き」、「表現力を高め」、「創造力を豊かなものにし」、人生をより深く生きる力を身に付けていくものです。

習志野市では、平成16(2004)年4月に「習志野市読書活動推進計画」、平成31(2019)年4月に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、知識や豊かな心を育むことができるよう、前期計画に続き、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

また、特に育児をしながら自身の生育過程を振り返っている保護者にとっても、子どもとともに過ごす読書時間が自らの癒しや励ましにつながってほしいと願うものです。

これらのことから、国や県の動向や本市のこれまでの取組と課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

① リリアン・H・スミス：アメリカの児童文学者、小説家(1887-1983)。引用は「児童文学論」(岩波書店 2016 年刊)

② 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

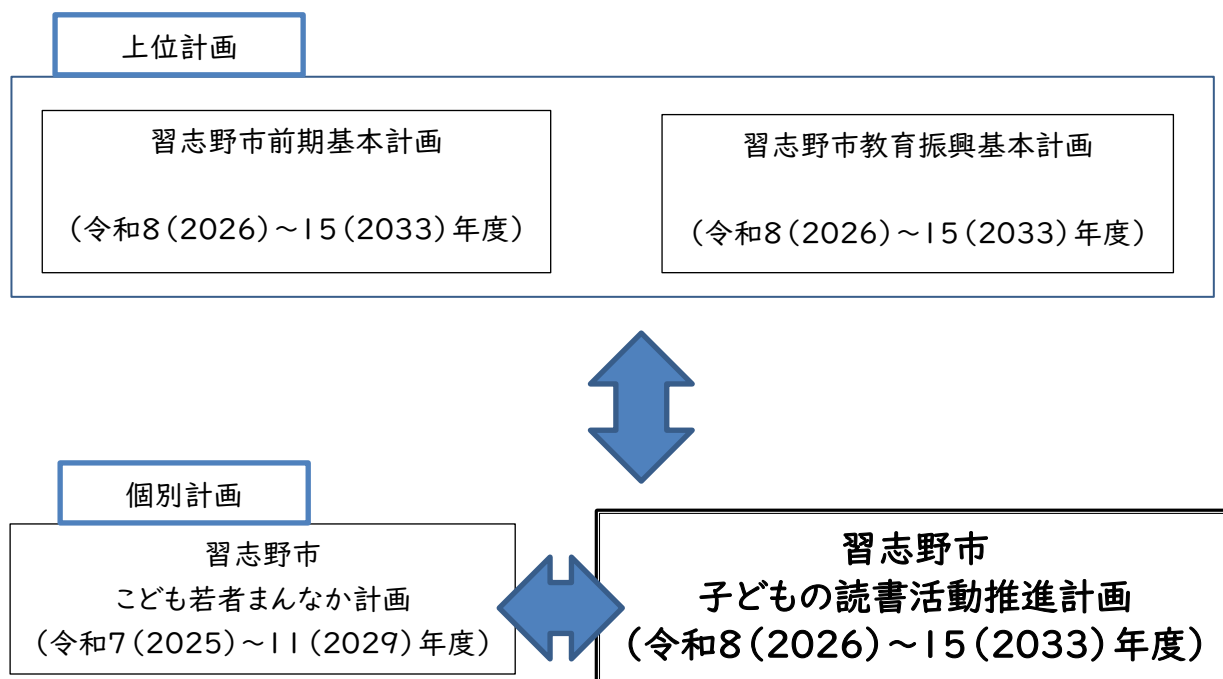
③ 読書活動：個人が本を読むため、また、読書の内容を豊かにするための様々な活動

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、策定します。

さらに、令和元(2019)年6月に施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき策定された、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」及び千葉県の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の内容を踏まえて策定します。

また、市の他の計画について、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画(令和8(2026)~15(2033)年度)や習志野市教育振興基本計画(令和8(2026)~15(2033)年度)にも本計画の内容を反映し、既に執行している習志野市こども若者まんなか計画(令和7(2025)~11(2029)年度)と調和を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、『おおむね18歳以下の子ども』と『子どもの読書活動の推進に関わる保護者や教育・福祉・保健関係者等』とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、『令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間』とします。

第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等

1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

(1) GIGAスクール構想による1人1台端末の配備

令和元(2019)年に文部科学省から提唱されたGIGAスクール構想により、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。子どもたちにとってICT機器が身近なものとなり、紙の本だけではなく、電子媒体でも読書ができる環境が広まりました。

(2) YouTube や各 SNS 等の利用増・低年齢化

東京大学とベネッセ教育総合研究所が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査^④では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かりました。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況です。

2 国・千葉県の動向

(1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

国は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい方等も読書に親しむことができる社会の実現に向けて、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)を制定しました。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が策定されたほか、子どもに対する読書バリアフリーの取り組みとしては、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にその内容が反映されました。

千葉県についても、令和5(2023)年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、子どもに対する取り組みとしても「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」にその内容を反映しました。

(2) 学校図書館図書整備等計画の策定

令和4(2022)年1月、文部科学省は、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準^⑤」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

^④ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」(令和5年10月)、ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datashu04/datashu04_pdf.pdf,
(参照 2025-7-15)

^⑤ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm
(参照 2025-7-31)

(3) 教育振興基本計画の策定

国は、令和5(2023)年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。本計画においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイング^⑥の向上」の2つのコンセプトが掲げられ、今後5年間の教育政策の目標のうち、「豊かな心の育成」として、読書活動の充実が示されました。

具体的には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、公立図書館と学校の連携をはじめとした学校図書館の整備充実、多様な子どもの読書機会の確保等、子どもの読書活動を推進するとし、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を行うこととしています。

^⑥ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第3章 本市子どもの読書活動の取組状況と課題等

Ⅰ 前期計画の振り返り

(Ⅰ) 実施状況

前習志野市子どもの読書活動推進計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）に基づき実施した事業の取組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、中間年度である令和4（2022）年度末に計画の修正を行いました。

令和7（2025）年度までの7か年における主な取組み状況は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会の提供を行いました。なお、おはなし会については、一部実施されていない施設もみられました。

基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

各関係機関にて、計画的な図書の購入や市民・保護者からの寄贈を募り、図書室や園の絵本コーナーの充実を図りました。また、幼稚園、保育所、こども園等では園で絵本の貸し出し等を行いました。また、一部実施されていない施設もみられました。

小学校・中学校では、令和5（2023）年7月に習志野市学校電子図書館（ナラシド♪ライブラリー）を導入し、読書の方法が広がりました。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

家庭・地域に向けて公民館で子どもの読書活動の大切さを学ぶ家庭教育学級を実施しました。

学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、各校・園で子どもの成長に合わせた読書指導を行いました。また、市立図書館では、館の利用に関する情報周知、子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催しました。

基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動推進体制の整備として、保育所等では、保護者への情報発信ツールとして導入した保育業務支援システムを活用して、市立図書館からのお知らせや園で読み聞かせた本を周知しました。また、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図りました。

子どもの読書に係る人材の育成として、各市立図書館でおはなし会のボランティア登録を募り、活動を行いました。また、学校司書等が会議や研修に参加し、情報共有を図ることで資質の向上に努めました。

今後に向けて

- ・各幼稚園、保育所、こども園、学校等では、子どもが読書を楽しめるようにさまざまな取組を行っていますが、園によって、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や図書館の活用有無等の取組内容にばらつきがあり、全体での情報共有を行い、取組みを広げていく必要があります。
- ・子どもたちの生活環境は今後より多様化していくことが予測され、全ての子どもが本に親しむことができるよう、多様な主体との連携を強化して取組を行う必要があります。

(2) 前期計画の目標達成状況

① 読書が好きな子どもの割合

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	80.7%	75.3%	72.7%	82.1%	86.0%
千葉県	74.6%	73.7%	72.6%		
国	74.3%	73.1%	71.8%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	75.5%	75.3%	69.7%	78.5%	81.0%
千葉県	73.6%	70.2%	68.5%		
国	69.9%	68.2%	66.0%		

(資料)

平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度：全国学力・学習状況調査 (文部科学省)

令和 6 (2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート (習志野市)

読書が好きな子どもの割合は、小学校6年生・中学校3年生いずれも年度により増減が見られますが、令和6(2024)年度の数値は、計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)から上回る結果となりました。ただし、目標値に対しては、小学校6年生は約4ポイント、中学校3年生は約2ポイント下回り、未達成となりました。

中学校3年生は小学校6年生よりも読書が好きな割合が下がっています。様々な取り組みにより、国や千葉県平均は超えているものの、特に学年が上がるにつれて読書離れが起きていることがうかがえます。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

② 普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間【30分以上】

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	43.0%	42.6%	40.8%	39.7%	48.0%
千葉県	38.7%	38.4%	40.0%		
国	36.5%	36.4%	37.3%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	31.2%	32.1%	33.7%	24.7%	37.0%
千葉県	31.4%	29.1%	30.9%		
国	29.2%	27.3%	28.4%		

(資料)

平成 29(2017) 年度～令和 5(2023) 年度：全国学力・学習状況調査(文部科学省)

令和 6(2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間については、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)を下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、小学校6年生は約8ポイント、中学校3年生は約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1回以上】

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために利用した回数

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	29.0%	49.4%	27.5%	58.2%	40.0%
千葉県	35.0%		30.1%		
国	38.6%		32.9%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	12.2%	25.8%	14.9%	27.4%	20.0%
千葉県	16.5%		16.0%		
国	19.4%		18.5%		

(資料)

平成 29(2017) 年度、令和 5(2023) 年度：全国学力・学習状況調査(文部科学省)

令和 4(2022) 年度、令和 6(2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数（月1回以上）については、年度により調査媒体が異なり、数値の揺れがありますが、令和6年度の数値において、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値（平成29年度）を2倍近く上回る結果となりました。

また、目標値に対して、小学校6年生は約18ポイント、中学校3年生は約7ポイント上回り、目標を達成しました。

豊富に蔵書がある学校図書館や地域の図書館に足を運び、本に触れられるように、引き続き蔵書の充実に努め、魅力的な周知を実施していく必要があります。

－未就学児－

④本が好きな保護者の割合

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	78.6%	77.9%	66.8%	84.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

本が好きな保護者の割合については、計画策定当時に集計した値（平成30(2018)年度）から減少し、令和6(2024)年度には約11ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約17ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

本計画では、保護者に向けてもアプローチを行い、親子で読書を楽しめるようなイベントや講座を開催するなどの取り組みが必要だと考えます。

⑤子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	74.6%	67.6%	65.5%	80.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

週1回以上子どもに読み聞かせを行う回数についても、計画策定当時に集計した値（平成30(2018)年度）から減少し、令和6(2024)年度には約9ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約15ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

⇒P.16【未就学児の読書活動について】へ

⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	45.6%	44.2%	38.7%	51.0%

(資料) 市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

月1冊以上、市立図書館で子どもの本を借りる割合についても、計画策定当時に集計した値（平成30（2018）年度）から徐々に減少し、令和6（2024）年度には約7ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

令和6（2024）年度に実施したアンケートで、読み聞かせに使う本の入手方法について尋ねたところ、「家にある本を利用する」が78.9%と最も多く、「本屋やインターネットで購入」が58.5%、「図書館から借りる」という回答は3番目に多い34.5%でありました。他にも、幼稚園、保育所、こども園から借りるという人も4.6%存在しています。このことから、本の入手方法は市立図書館に限らずさまざまなことが分かりました。市立図書館は、豊富な蔵書の中から自分で手に取って選ぶことができたり、司書が本の選び方の相談に乗ることができること等が特徴であり、引き続きその魅力について伝えていくことが大切です。

（3）アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取組の視点

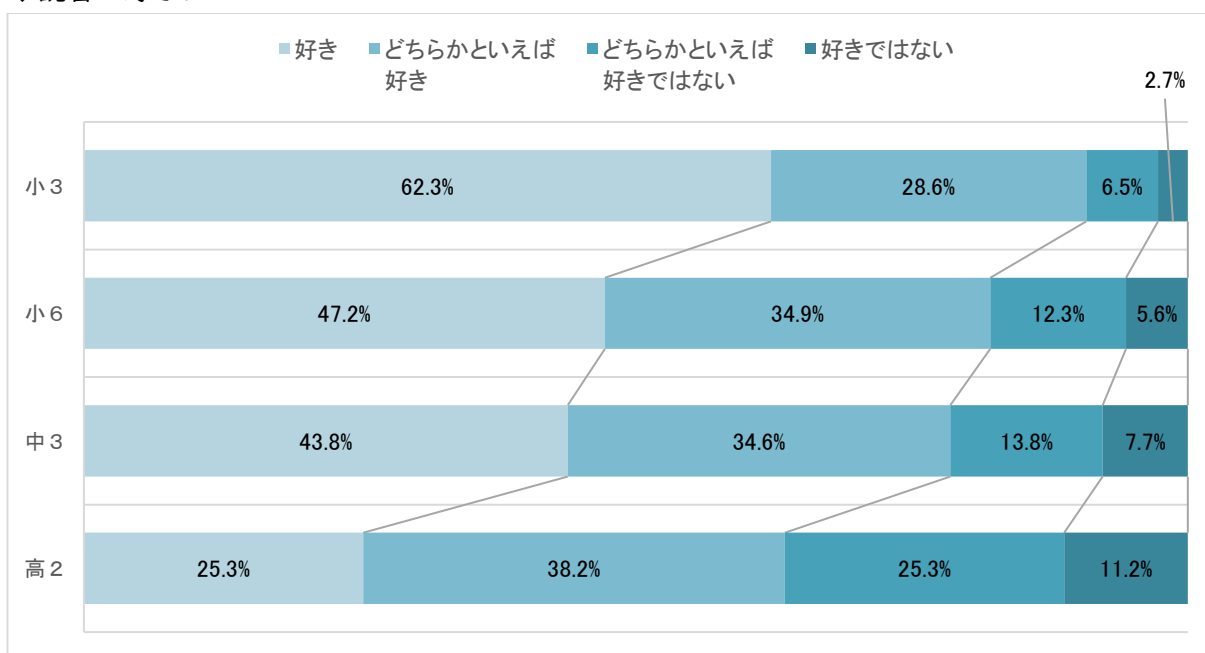
【学年が上がるにつれての読書離れについて】

令和6年度に実施したアンケート調査によると、読書が好きな子どもの割合は、学年間（小3・小6・中3・高2）の比較において、小学校3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。

また、1日あたりの読書時間についても、小学校6年生から高校2年生にかけて減少しています。

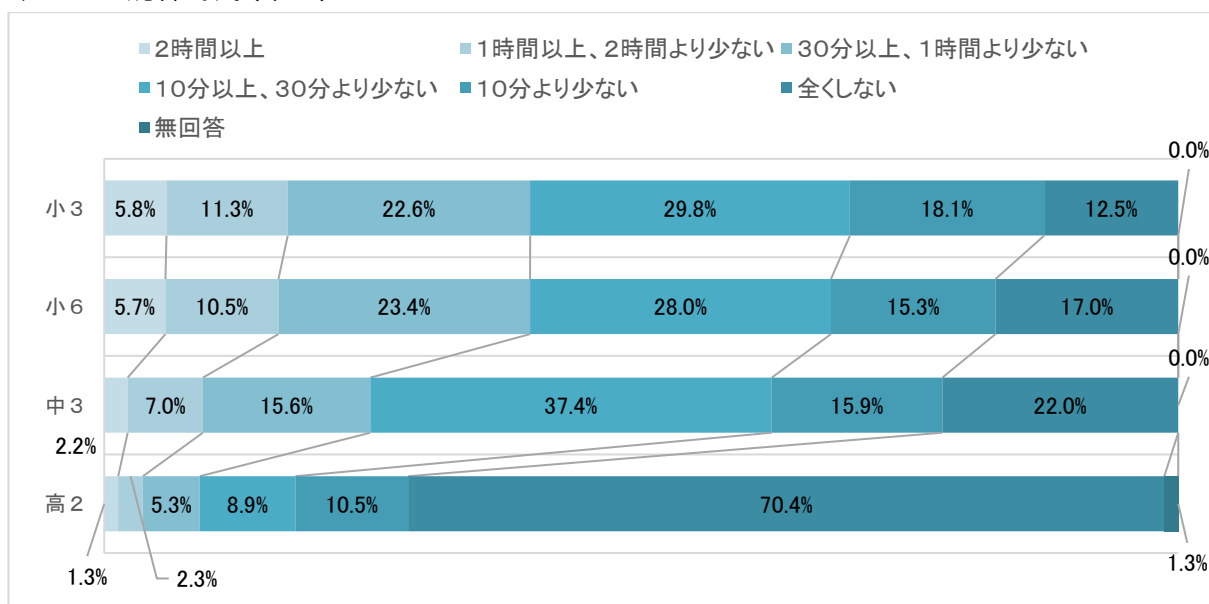
16歳以上が対象ではありますが、令和5（2023）年度に文化庁が実施した「国語に関する世論調査」でも、全国的に読書量が減っているとの回答が、過去の調査で最多の69.1%（16歳から19歳の年齢別では66.3%）となり、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは学年が上がるにつれて読書離れとなる要因の一つであると考えます。

◆読書は好きか



（資料）令和6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

◆一日の読書時間（平日）について



（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

《参考》

「読書量が減っている理由」について回答した割合（年齢別：16～19 歳）

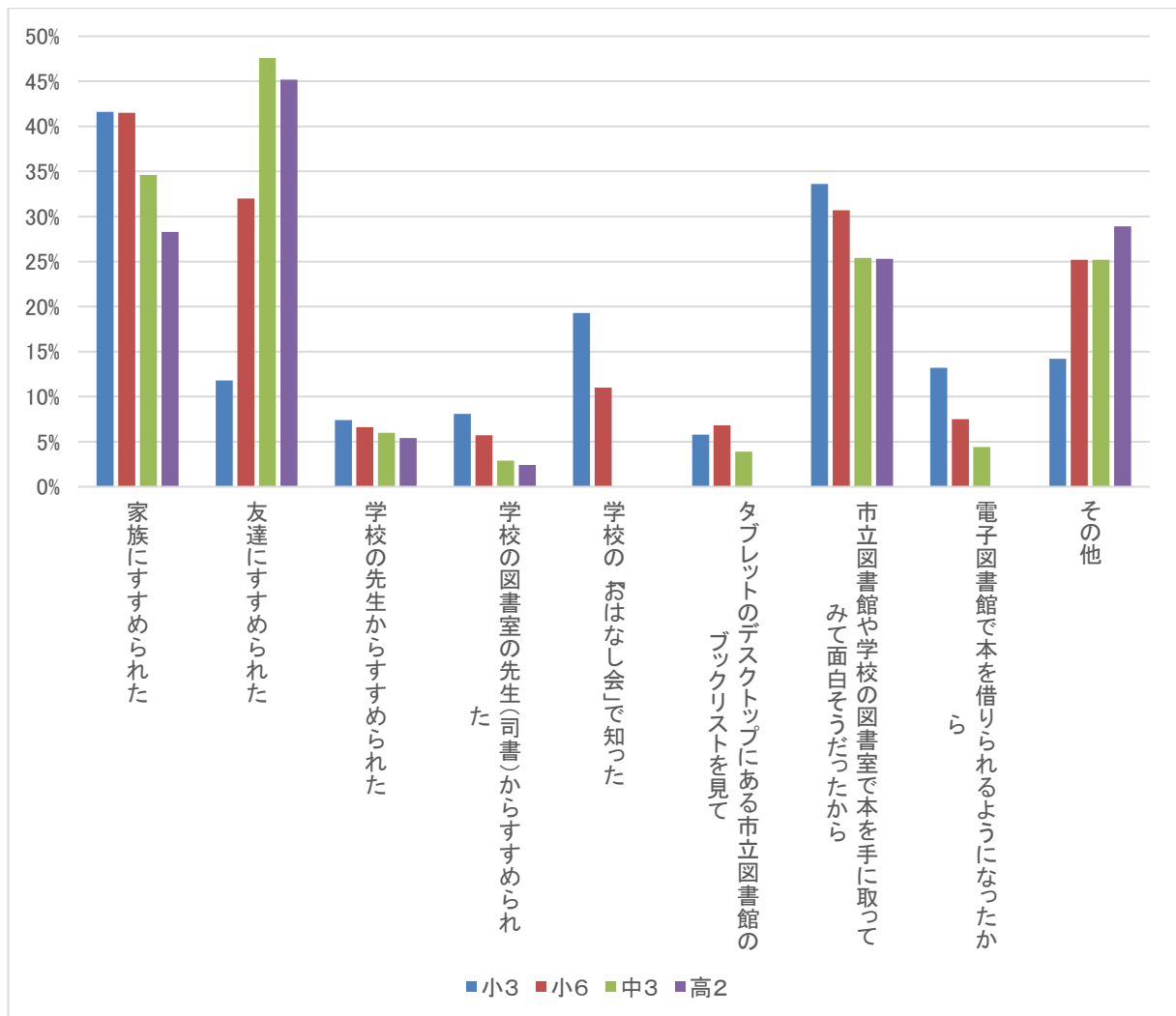
総数 (人)	情報機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等）で時間が取られる	仕事や勉強が忙しくて読む時間がない	視力など健康上の理由	テレビの方が魅力的である	読書の必要性を感じない
55人	70.9%	56.4%	1.8%	7.3%	12.7%

魅力的な本が減っている	近くに本屋や図書館がない	良い本の選び方が分からない	読みたい本が電子書籍でしか読めない	学校での読書指導が十分でない
1.8%	3.6%	5.5%	-	5.5%

（資料）令和 5（2023）年度国語に関する世論調査（文化庁）※全国調査

本を読むきっかけについて尋ねた設問では、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めています。「友達にすすめられた」「SNS等で知った」は学年が上がるにつれて増加しています。また、「図書館や図書室で実際に手に取って面白そうだったから」も一定割合を占めますが、一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」という回答は比較的低くなっています。なお、令和3(2021)年に国立青少年教育振興機構が実施した調査^⑦では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示唆されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性があります。

◆本を読むきっかけについて(複数回答)



⑦ 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」(令和3年3月). 国立青少年教育振興機構.
https://www.niye.go.jp/pdf/210811_02.pdf, (参照 2025-7-15)

今後の取組の視点

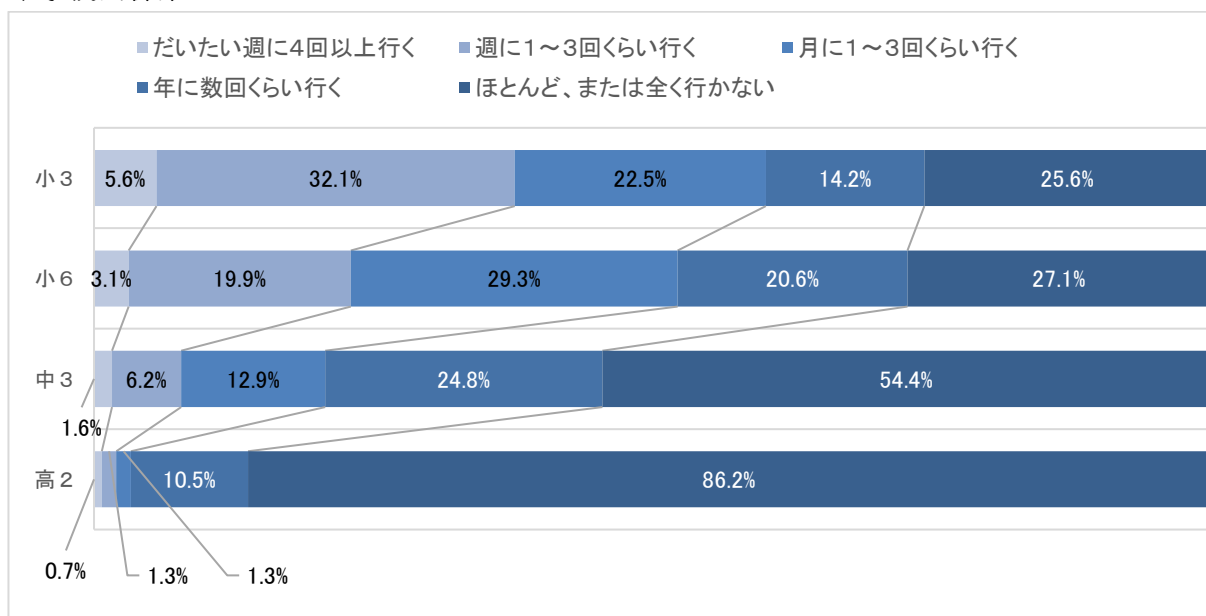
- ◆SNS などでは得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・司書・学校図書館・市立図書館など、周りの大人がいかに関与できるかが大切だと考えます。⇒基本施策①③へ
- ◆その中で、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割の大きさを、親が自覚できるような情報発信をしていく必要があります。⇒基本施策②へ
- ◆しかしながら、本を読むことを強制的に押し付けるのではなく、「面白い本があるよ」といったように、やわらかく本の良さを伝えていくことが重要です。

【学校での読書活動の推進について】

前ページでも記載したとおり、学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。「こうすればもっと学校図書室へ行く」という設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面の回答が最も多く見られ、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くありました。

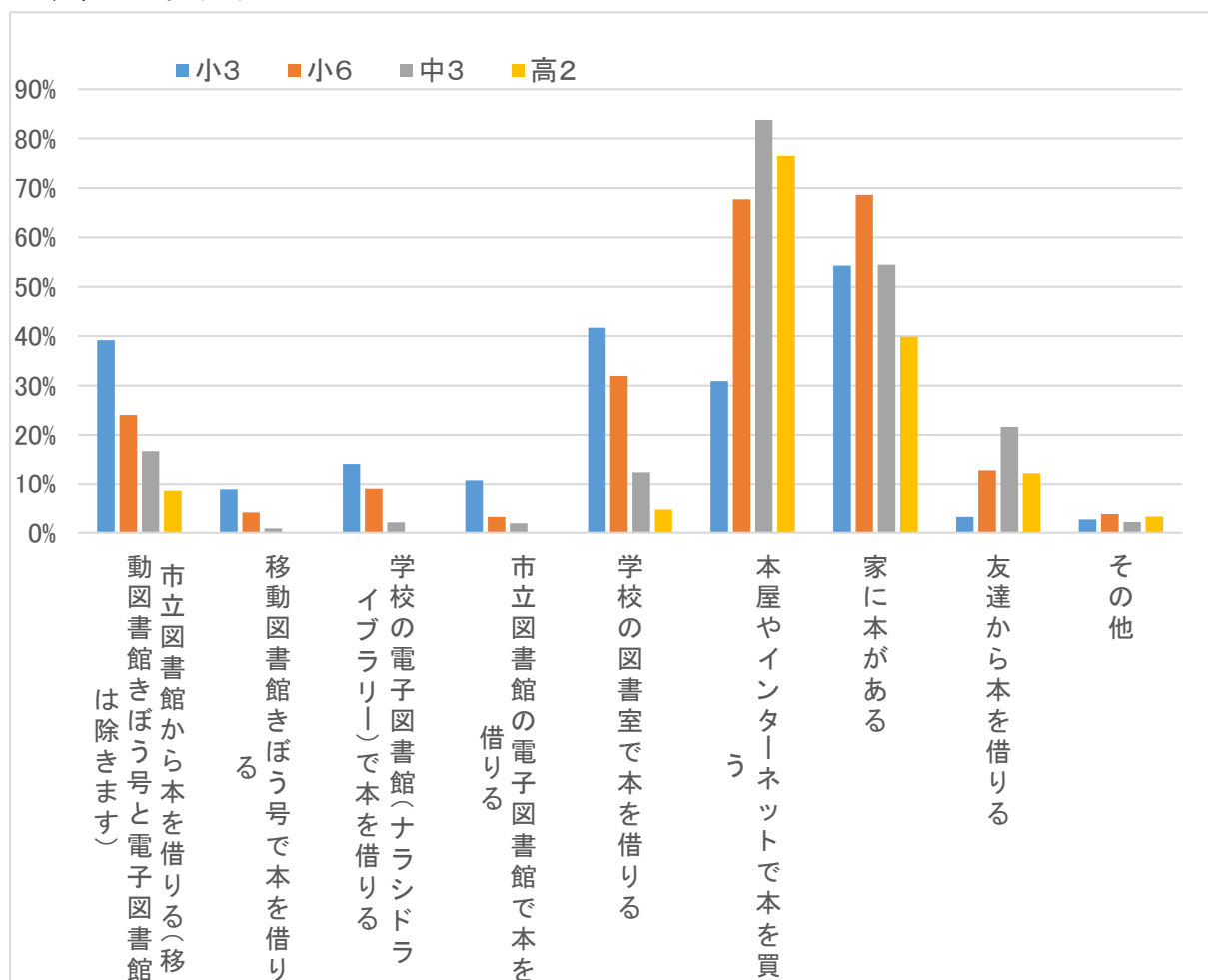
また、本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館で借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りる割合が上昇する傾向が見られています。

◆学校図書館について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

◆本の入手方法



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

今後の取組の視点

◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室がもっと使われる取組を行う必要があります。

(利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討など)

⇒基本施策⑧へ

◆各学校での取組を学校間で共有し、取組を全市的に広めていく必要があります。

⇒基本施策④⑥へ

◆子どもの読書活動の推進について、教職員等への意識付けを行い、授業やさまざまな目的で子どもが本に触れる機会を作っていくことが大切です。

⇒基本施策④へ

【未就学児の読書活動について】

10ページ～11ページの前期計画の目標達成状況によると、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあります。

また、他の設問で、家庭の中で子どもに読み聞かせを行うのは「母親」と回答した数が最も多く、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1番多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多く見られました。アンケートのフリーアンサーでは、幼稚園、保育所、こども園でたくさん読み聞かせをしてほしいという声や、園での本の貸出を希望する声が複数寄せられました。

共働き家庭が増加し、習志野市でも保育施設の数が増えている中、仕事等で忙しい保護者等による子どもへの読み聞かせの頻度が減っていることが要因の1つであると考えられます。

◆読み聞かせをするうえで、障壁となっていること(複数回答)

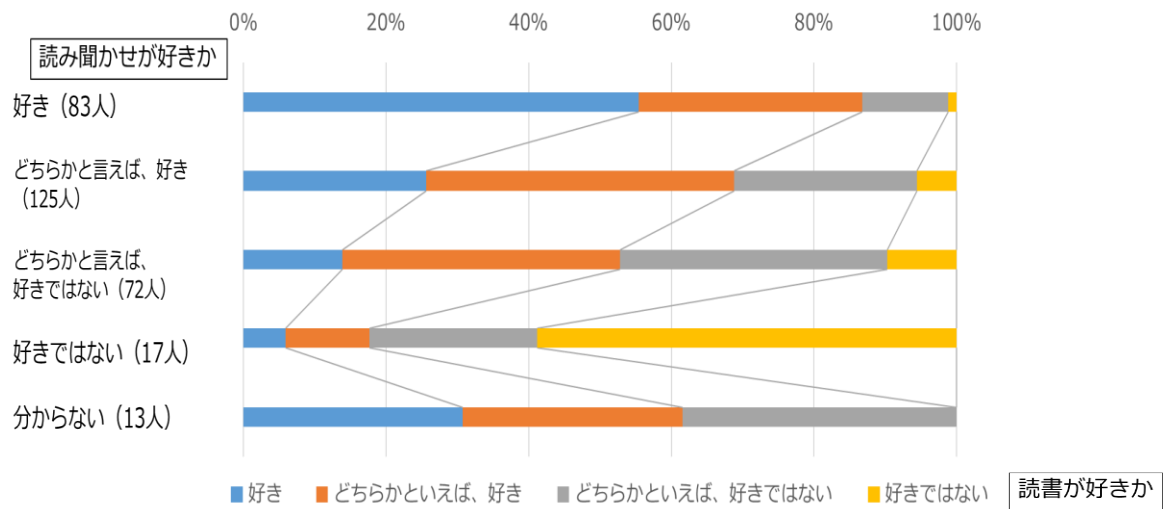
回答	障壁は特にな	保護者が仕事や家事で忙しく時間がない	子どもが習い事などで忙しく時間がない	保護者が読み聞かせに興味がない	子どもが本に興味を持たない	保護者が疲れていて読み聞かせできない
回答数	75	167	11	13	41	102
割合	24.8%	55.1%	3.6%	4.3%	13.5%	33.7%

回答	本の入手が難しい	本の選び方が難しい	その他	回答総数	回答者数
回答数	13	13	19	454	303
割合	4.3%	4.3%	6.3%		

(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

また、保護者自身の読書の好き嫌い子どもへの読み聞かせの好き嫌いについては、相関が見られました。

◆縦：読み聞かせが好きか 横：読書が好きか（クロス集計）



（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

なお、市立幼稚園、保育所、こども園において、職員による読み聞かせの実施や保護者への読書の啓発を積極的に行っていますが、市立図書館や読み聞かせを行っている地域のボランティア団体等と連携できていない園がありました。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査^⑧によると、小学校入学前に保護者から読み聞かせを「週4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、入学後の読書時間が1.5～2倍長くなる傾向にあり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向にあることが分かっています。

今後の取組の視点

◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取組

（手軽に読める本の紹介や幼保こども園での読み聞かせ強化 等）⇒基本施策②⑤へ

時間がなく図書館に行けない層への取組

（電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知 等）⇒基本施策⑦へ

◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取組の推進 ⇒基本施策②⑤へ

保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取組

（読み聞かせの意義や「家読（うちどく）」の普及 等）

◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取組⇒基本施策①へ

◆「図書館」と幼保こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化

⇒基本施策⑨へ

◆「図書館・幼保こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨へ

^⑧ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」（令和 5 年 10 月）.ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf ,
 （参照 2025-7-15）

第4章 基本目標・基本方針・施策体系

1 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等それぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取組を進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取組と課題等を踏まえつつ、前期計画に引き続き次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の2つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

I 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の実施

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考え方のもと、主に意識面に働きかけるという観点で、取組を実施します。

また、親子で一緒に絵本を読んだり、友達におすすめの本を紹介し合うなど、本を通して人と人の絆が生まれるような環境づくりや活動を実施します。

なお、子どもに本を読むことを無理に押しつけることは、読書の習慣化に繋がらず、読書自体が好きではなくなってしまう可能性があります。本を読むことを勧める時は、子ども自らが読みたいと感じるような関わりを行うよう意識していきます。

II 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもたちが読みたいときに本が身近にあることが大切であるという考え方のもと、市立図書館、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。また、障がいや日本語を母語としない等、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

また、関係者、関係機関との連携をより強化し、子どもの読書活動の推進に向けて一体的に取り組みます。

基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

基本方針Ⅰ

社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

- 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの開催
- 基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信
- 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取組
- 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
- 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進
- 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

基本方針Ⅱ

読書環境の整備と連携体制の構築

- 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実
- 基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり
- 基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備
- 基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

4 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小・中・高校生－

① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	90.9%	90%以上を維持
小学校6年生	82.1%	86.0%
中学校3年生	78.5%	81.0%
高校2年生	63.5%	69.0%

② 不読率(平日に本をまったく読まない子どもの割合)

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	12.5%	7.0%
小学校6年生	17.0%	12.0%
中学校3年生	22.0%	17.0%
高校2年生	70.4%	65.0%

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

※国・県の不読率の定義は「1ヶ月に本を1冊も読まない子どもの割合」としています。

③ 地域図書館における1年間で1回以上地域図書館を利用した小中学生の割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小・中学生	29.9%	35.0%

－未就学児－

④ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
4歳児の保護者	65.5%	80.0%

第5章 計画の実現に向けた取組

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組めます。

基本方針Ⅰ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施

子どもが本を読むきっかけをつくり、楽しい読書経験ができるよう、おはなし会や講座等の催しを開催します。

また、保護者に向け、子どもの読書活動の意義等の啓発を行うほか、親子で読書を楽しめるような取組を行います。

★…前期計画での振り返り等を踏まえた重点施策

No.	事業	具体的な内容	担当
1	★おはなし会などの開催	子どもたちが絵本や物語に親しめるように、施設職員及びボランティア団体など、多様な主体による絵本や紙芝居の読み聞かせ等のおはなし会を実施します。 また、子どもが読み聞かせを楽しんでいる様子を保護者に見てもらったり、一緒に参加して親子で読書を楽しめるような企画を実施します。	図書館 こどもセンター きらっ子ルーム 公民館 小学校
2	講座の開催	工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努め、また、講座に関係した本を紹介するなど、市立図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。	図書館 公民館
3	★大人向け講演会・講座の開催	子どもの読書や児童文学に関する講演会や絵本及び本の選び方に関する講座を開催し、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。 また、読書に関心がない大人に向けて周知方法等を工夫し、例えば、親子が気軽に来て一緒に楽しめるような企画や講座を開催します。	図書館

基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信

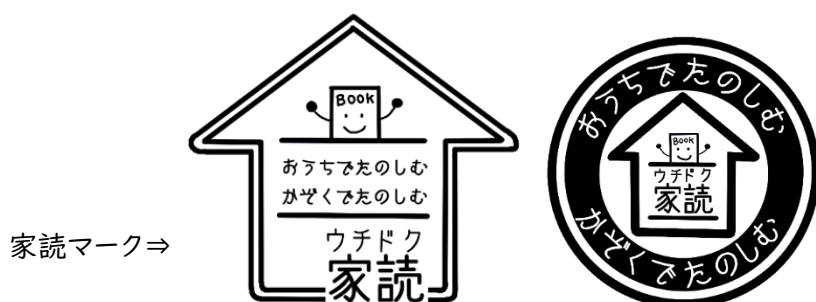
子どもが自分の興味のある本に出会い、読書の楽しさに気づいてもらえるよう、各関係機関からおすすめの本等の情報発信を行います。

また、仕事や家事で忙しい保護者でも、手軽に読み聞かせができるような絵本の紹介を行うなど、「家読（うちどく）※」の一助となる取組を実施します。

※家読（うちどく）とは

「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所であり、保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をするのが大切です。



4	「家読（うちどく）」マークの活用	家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」について、市立図書館が作成した「家読（うちどく）マーク」を活用し、啓発や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
5	★広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信	市の広報紙や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や市立図書館利用について紹介します。	社会教育課 図書館
6	★子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
7	★学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 小学校 中学校 高校

8	家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級や親子講座などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館
9	子育てハンドブックへの図書館利用案内の掲載	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を引き続き掲載します。	子育てサービス課 図書館
10	子どもや中高生向け展示コーナーの工夫	子どもや中高生が興味のある本と出会うきっかけを作るため、市立図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
11	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
12	★SNSの活用の推進	中高生の読書や市立図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、SNSの活用を検討します。	図書館
13	図書館利用案内の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、市立図書館以外の場所に、市立図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、市立図書館を利用していない方へ周知します。	図書館
14	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるという、「子ども読書の日」の趣旨に合わせた事業や、展示等を行います。	図書館
15	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本を探すお手伝いや、すすめる本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館では、専用カウンターにて相談を受け付けます。	図書館
16	★ブックリストの配布等	子どもの年齢に応じて作成したブックリスト「よんでみて!」を、市立図書館やこどもセンターなどの各施設及び市内の小・中学生に配布します。 そのほか、毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター(中高生向)」、「としょかんはらっぱ4・5・6(小学校4・5・6年生向)」、「としょかんはらっぱ(小学校1・2・3年生向)」の発行を継続し、児童生徒に配布されているタブレットに市立図書館のホームページでいつでも見られるようにします。	図書館 小学校 中学校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

17	★中高生の保護者への情報発信	中高生になると読書時間が急激に減少する中で、自分の興味がある本に出会い、楽しんでもらえるよう、大人の中で一番近い存在である保護者に向け、子どもの年齢に合わせたおすすめの本の紹介などの情報発信を行います。	社会教育課 図書館 中学校 高校
----	----------------	---	---------------------------

基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取組

子どもたちが本に触れたり、図書館に行くきっかけをつくり、楽しい読書体験ができるよう取り組みます。

18	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんとも保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育てサービス課
19	セカンドブック事業の検討	ブックスタート事業に続き、3歳～小学校入学前の子ども全員に向けた読書への関心を高める取り組みの実施について検討します。	未定
20	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
21	小学1年生入学時の利用登録	移動図書館の巡回先の小学校で行っている1年生入学時における市立図書館の利用登録について、全小学校で実施します。	図書館
22	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることと、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
23	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生が、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験することで、市立図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
24	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務の体験を通じて、市立図書館と読書への関心を高めます。	図書館
25	ジュニア司書の推進	市立図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習を開催し、カリキュラムを終了した生徒を「ジュニア司書」として認定する子ども司書 ^⑨ 事業の実施を推進します。	図書館

^⑨ 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、カリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

26	学習室の設置による 中高生の図書館利 用の促進	中央図書館及び新習志野図書館の学習室に、 図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、 学習室の利用を目的に来館した中高生を図書 館利用に結びつける取組を実施します。	図書館
27	中央図書館の学校 への図書館開放	市立図書館の使い方や本の探し方を伝え、図書 館に親しむことを目的として、中央図書館の休館 日に小学校のクラスや学年単位での開放を行い ます。	図書館
28	授業での図書館利 用の推進	さまざまな授業科目や目的で学校図書館を利用 ・活用します。	指導課
29	児童・生徒の読書に 対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰や各学校の図書 委員会による表彰を実施します。 また、図書委員会だけではなく、学校長などが評 価していく場を拡充します。	小学校 中学校 高校
30	中高生の図書館事 業への参加	中高生に市立図書館に親しみをもってもらえるよ う、中高生本人からおすすめの本やイラストを投 稿してもらい、中高生向けの図書コーナーに掲 示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館 のコミュニケーションの場を設け、図書館活動を 共に行えるよう、事業を計画し、実施します。 また、学校と連携し、中高生からおすすめの本に ついての POP や帯の投稿、学校図書館と市立 図書館の本の交換展示などを実施し、図書館を 中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 指導課 中学校 高校

基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するためには、家庭以外で子どもたちが生活のほとんどを過ごす学校、幼稚園、保育所、こども園での読書指導が重要です。教職員等の大人が読書の大切さを意識し、研修による知識、技術の向上に努めるほか、他校の好事例等の情報共有を行うことで、市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
31	読書活動に関する研 修会への参加	職員を読書指導や読み聞かせの研修会に参加 させ、子どもの読書活動への理解を深めるととも に、知識、技術の向上に努めます。	小学校 中学校 高校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

32	図書館職員の研修 会参加	市立図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館
33	★教職員への学校 図書館活用の意識 付け	さまざまな授業科目や目的で学校図書館が利用・活用されるよう、教職員や学校司書に働きかけを行います。	指導課 小学校 中学校 高校
34	★各学校図書館間・ 司書教諭間の情報 共有	各学校司書が出席する司書会議や、指導課と各学校の図書主任の教職員、学校司書が出席する図書主任会議を開催し、各学校への読書活動推進の働きかけや取組の共有を行います。	指導課 小学校 中学校 高校

基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進

読書の習慣付けのきっかけとして、乳幼児期から絵本が身近にあることが重要です。乳幼児が家庭以外で過ごす時間の多い幼稚園、保育所、こども園で、保育士や教職員が絵本の読み聞かせ等を行ったり、乳幼児が絵本に触れられる環境を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
35	★幼稚園、保育所、 こども園での読み聞 かせや図書館利用 の推進	子どもが本に親しみ、本を読む習慣を身に付けられるように、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。 また、施設での絵本の貸し出しや、保育の中で市立図書館を利用するなど、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園

基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

学校図書館以外の場所でも学校内で本に触れる機会を作ることが、子どもたちにとって本がより身近な存在とするため、クラスで過ごす時間や放課後の居場所で読書に親しむ環境・機会を創出します。

No.	事業	具体的な内容	担当
36	放課後児童会での 読書活動の充実	子どもが静かに読書をする時間を設けることに加え、読み聞かせを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、放課後児童会間で蔵書の交換を行い、より多様な読書の機会を確保します。	児童育成課
37	学級文庫の充実	市立図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校

38	学校での読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小学校 中学校 高校
39	学校での「朝読」等の実施	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や市立図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小学校 中学校
40	★学校司書の配置と活用	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討し、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動や教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介、授業への関わり等を行います。	指導課 小学校 中学校 高校
41	放課後子供教室での読書活動の充実	子どもが放課後を過ごす放課後子供教室で、静かに読書をする場所を設けることに加え、読書に親しむことができるプログラムを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、全学年の子どもが興味を持つような蔵書の整備に努めます。	社会教育課

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実

家庭や学校、図書館など、それぞれ子どもが過ごすところで本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。各機関で豊富な蔵書を揃え、手軽に本を手にとることができるような環境を整備します。

No.	事業	具体的な内容	担当
42	蔵書の充実	市立図書館では、子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、市立図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。 また、各施設及び放課後児童会などでは、図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。	図書館 幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 児童育成課
43	公民館の図書コーナーの充実と周知	市立図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して、各公民館の図書室や図書コーナーに子どもの本を揃え、貸出しを行います。また、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。	公民館
44	★学校・園・地域団体への団体貸出しの実施	市立図書館では、各施設の読み聞かせや学校の調べ学習、小・中学校の朝読書を支援するため、学校に向けた団体貸出しを行います。 また、市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる年中行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
45	市民からの本の寄贈の受付と各施設への提供	市立図書館で、市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館
46	電子図書館の利用の促進	さまざまな読書環境や機会を提供するため、電子図書館 ^⑩ の利用を促進・周知します。	図書館
47	学校電子図書館利活用の推進	小・中学生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」について、子どもたち等の利活用を図ります。	指導課 小学校 中学校
48	移動図書館の学校への巡回	市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用できるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。	図書館

^⑩ 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

49	予約本の市役所受け取りの普及	各市立図書館の予約本を、市役所でも受け取りができることを周知します。	社会教育課 図書館
----	----------------	------------------------------------	--------------

基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり

各学校では、子どもの年齢や教育に適した資料を充実させるほか、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境を整えます。

No.	事業	具体的な内容	担当
50	★学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習・情報センター」としての機能の強化を図り、児童・生徒が手に取りたくなるような、選書を心がけます。	指導課 小学校 中学校 高校
51	★学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報ステーションとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機の設置等を検討します。	総合教育センター 小学校 中学校 高校
52	★学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 ^⑪ を様々な授業で推進していきます。	小学校 中学校 高校
53	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル ^⑫ や読書月間の設定等、読書に対する意欲化に取り組めます。	小学校 中学校 高校

^⑪言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

^⑫ ビブリオバトル：発表者たちがおススメの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもと関わる各関係機関が連携、協力し、さまざまな読書体験を作り出すことが大切です。

また、本計画の進行管理や評価、目標値の達成度や効果の検証を行い、各事業の効果的な推進に取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
54	★子どもの読書に関わる関係者のニーズ集約・連携・進捗管理	本計画に関わる関係者（市立図書館・各施設・ボランティア団体など）のニーズを集約するとともに、関係者間の連携ができるよう繋ぐ役割を担います。 また、地域住民や NPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。 また、本計画の策定担当課として、各事業の進捗状況や実績等の進行管理と評価、また、本計画の目標値の達成度や効果の検証を行い、各事業の効果的な推進に取り組みます。	社会教育課
55	★図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化	子どもたちがさまざまな読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や本の団体貸出を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園
56	★地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり	公民館は、地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に活動場所を提供します。 市立図書館は、公民館、学校、幼稚園、保育所、こども園等で読み聞かせをしている団体に長時間の図書館資料の貸出しにより活動を支援します。 また、これから地域で学校等で読み聞かせを始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	社会教育課 図書館 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校

基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや、日本語を母語としない子どもなど、全ての子どもたちが読書を楽しむことができるよう、環境の整備及び機会の確保に努めます。

57	障がいのある子どもの読書活動の支援	市立図書館は、障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック ^⑬ を収集します。市立図書館と学校、関係機関が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小学校 中学校 高校 障がい福祉課 あじさい療育支援センター ひまわり発達相談センター
58	日本語を母語としない子どもへの読書活動の支援	市立図書館は、日本語を母語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館

^⑬ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

《子どもの発達段階に応じた取り組み》

子どもの読書習慣を形成するためには、発達段階に応じて途切れのないアプローチを行うことが重要です。基本施策①～⑩までの計58事業については、下の表のとおり年齢別に分類し、取組を実施します。

○幼稚園、保育所等の時期 (6歳頃まで) 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。 さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。	(事業番号・事業名) No.1 おはなし会などの実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読(うちどく)」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.6 子育てふれあい広場等での「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.8 家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信 No.9 子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNSの活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等(調整中) No.18 ブックスタート事業の実施 No.19 セカンドブック事業の検討 No.20 誕生記念図書館カードの配布 No.22 読書手帳の配布 No.35 幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせ等 No.42 蔵書の充実 No.43 公民館の図書コーナーの充実と周知 No.44 学校・園・地域団体への団体貸出しの実施 No.57 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.58 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○小学生の時期(6歳から12歳まで) 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。	(事業番号・事業名) No.1 おはなし会などの実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読(うちどく)」マークの活用

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。	No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNS の活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.21 小学1年生入学時の利用登録 No.22 読書手帳の配布 No.23 1日図書館員の実施 No.27 中央図書館の学校への図書館開放 No.28 授業での図書館利用の推進 No.29 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.36 放課後児童会での読書活動の充実 No.37 学級文庫の充実 No.38 学校での読書指導の充実 No.39 学校での「朝読」等の実施 No.40 学校司書の配置と活用 No.41 放課後子供教室での読書活動の充実 No.42 蔵書の充実 No.43 公民館の図書コーナーの充実と周知 No.44 学校・園・地域団体への団体貸出しの実施 No.47 学校電子図書館利活用の推進 No.48 移動図書館の学校への巡回 No.50 学校図書館の資料の充実 No.51 学校図書館の ICT 化の検討 No.52 学校図書館の効果的な運用 No.53 図書委員会活動の活性化 No.57 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.58 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○中学生の時期(12歳から15歳まで) 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。	(事業番号・事業名) No.4 「家読(うちどく)」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫

	No.12 SNS の活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.24 職場体験の受入れ No.25 ジュニア司書の推進 No.26 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.28 授業での図書館利用の推進 No.29 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.30 中高生の図書館事業への参加 No.37 学級文庫の充実 No.38 学校での読書指導の充実 No.39 学校での「朝読」等の実施 No.40 学校司書の配置と活用 No.44 学校・園・地域団体への団体貸出しの実施 No.47 学校電子図書館利活用の推進 No.50 学校図書館の資料の充実 No.51 学校図書館の ICT 化の検討 No.52 学校図書館の効果的な運用 No.53 図書委員会活動の活性化 No.57 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.58 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで） 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。	（事業番号・事業名） No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進 No.16 ブックリストの配布等 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.26 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.29 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.30 中高生の図書館事業への参加 No.38 学校での読書指導の充実 No.40 学校司書の配置と活用

	No.44 学校・園・地域団体への団体貸出しの実施 No.50 学校図書館の資料の充実 No.51 学校図書館の ICT 化の検討 No.52 学校図書館の効果的な運用 No.53 図書委員会活動の活性化 No.57 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.58 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
--	--

★子どもの読書活動の推進における大人の役割

家庭（保護者など）

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の習慣化に積極的な役割を果たしていく必要があります。そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

学校・幼稚園・保育所・こども園（教職員・学校司書・保育士など）

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

地域（市立図書館・ボランティア団体など）

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる取組を一層推進することが必要です。

＜計画の推進＞

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政や教育・福祉・保健関係者、保護者、また、地域住民やNPO、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

(2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況や実績等を「子どもの読書活動推進計画推進委員会」等において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析、評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」や「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組みます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（ICT）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、柔軟に対応していきます。

【参考資料】

計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、前回計画（平成31（2019）～令和7（2025）年度）の成果検証や課題把握のため、令和6（2024）年度に「子どもの読書に関するアンケート」を行いました。これらの調査結果をもとに、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から構成する「習志野市社会教育委員会」における審議を経た上で、令和7（2025）年12月に「習志野市子どもの読書活動推進計画（令和8（2026）～令和15（2033）年度）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集し、「令和8年習志野市教育委員会第3回定例会」での議決を経て策定しました。

（1）計画の策定経過

日程		会議・作業等	内容
令和6年	2月1日	令和5年度第3回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査内容の検討
	5月1日～ 6月10日	アンケート調査の実施	
	8月22日	令和6年度第1回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査結果の報告
	9月25日	令和6年習志野市 教育委員会第4回定例会	アンケート調査結果の報告
令和7年	1月22日	令和7年習志野市 教育委員会第1回定例会	習志野市社会教育委員への諮問に関する審議
	1月30日	令和6年度第3回 習志野市社会教育委員会	計画策定に係る諮問
	6月24日	令和7年度第1回 習志野市社会教育委員会	策定に係る進捗報告・具体的施策の審議
	8月22日	令和7年度第2回 習志野市社会教育委員会	素案の審議及び答申案の検討、答申の決定
	9月24日	令和7年習志野市 教育委員会第9回定例会	習志野市社会教育委員からの答申についての報告
	10月22日	令和7年習志野市 教育委員会第10回定例会	パブリックコメントの実施について
	10月24日	臨時庁議	パブリックコメントの実施について
	11月●●日	令和7年度第3回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメントの実施について
	11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：●●名 意見などの件数：●●件
令和8年	1月 or 2月	令和7年度第4回 習志野市社会教育委員会	最終案についての協議
	3月19日	庁議	最終案についての報告
	3月25日	令和8年習志野市 教育委員会第3回定例会	最終案についての審議

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

（設置）

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- （2）その他推進計画に関し必要な事項

（組織等）

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

（資料の提出等）

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和元年9月1日から施行する。
- この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	学務課長
6	指導課長
7	障がい福祉課長
8	こども保育課長
9	子育てサービス課長

子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	4園	20園	
小規模 保育事業所		11園	
幼稚園	3園	2園	
こども園	7園	5園	
ひまわり発達 相談センター	1施設		
あじさい療育 支援センター	1施設		

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	9施設		
放課後児童会	38施設		
放課後子供教室	15施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

(ア) 保育所・幼稚園・こども園

① 市立保育所(4園)

名称	所在地
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

② 私立保育園(20園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでにの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
ブレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO 本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津1丁目15番22号津田沼ザ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号アーバンビル3階～5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号

リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッピングセンター内
キッズガーデン津田沼園	谷津2丁目9番18号
大久保みのり保育園	大久保2丁目7番7号
青葉保育園	津田沼3丁目14番17号
藤崎みつばし保育園	藤崎3丁目2番19号

③ 市立幼稚園(3園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号

④ 私立幼稚園(2園)

名称	所在地
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(7園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号
向山こども園	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園	藤崎4丁目20番3号

⑥ 私立こども園(5園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
ブレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園 青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号
幼稚園型認定こども園 第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
幼稚園型認定こども園 習志野みのり幼稚園	藤崎4丁目20番3号

⑦ 小規模保育事業所(11園)

名称	所在地
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4丁目11番11号 小倉第一ビル1階
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1丁目12番13号 フォーレス奏の杜1階
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6丁目15番1号 グラシア津田沼2 1階
杜の子保育園	奏の杜2丁目17番10号 West 奏の杜1階

ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼1丁目23番1号 イオンモール津田沼3階
スマイルセレスンススポーツ保育園谷津	谷津5丁目4番8号京成谷津駅前ビル2階
ひまわり保育園	大久保1丁目21番14号 琴富ビル2階C号室
ひまわり保育園2nd	大久保1丁目20番19号 エスタシオ1階
ひまわり保育園3rd	本大久保4丁目12番3-B号 パルテール習志野
ひまわり保育園 Sola	谷津6丁目16番19号スマートプラン津田沼 ツインビルB棟1階
ロゼッタ保育園	秋津5丁目5番6号

(イ) ひまわり発達相談センター

名称	所在地
ひまわり発達相談センター	秋津3丁目5番1号

(ウ) 障害児通所支援事業所

名称	所在地
あじさい療育支援センター	秋津3丁目4番1号

(エ) 小学校・中学校・高等学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実籾1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実籾高等学校	実籾本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)

(オ) こどもセンター・きらっ子ルーム(9施設)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
向山こども園こどもセンター	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園こどもセンター	藤崎4丁目20番3号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

(カ) 放課後児童会

名称	所在地
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦1丁目1番1号
大久保第一児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第二児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第三児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第四児童会	藤崎6丁目9番28号
鷺沼第一児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第二児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第三児童会	鷺沼1丁目8番28号
谷津第一児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第二児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第三児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第四児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第五児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第六児童会	谷津5丁目1番17号
大久保東児童会	大久保2丁目12番1号
東習志野第一児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第二児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第三児童会	東習志野3丁目4番2号
実花第一児童会	東習志野6丁目7番2号
実花第二児童会	東習志野6丁目7番2号
つだぬま第一児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第二児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第三児童会	津田沼4丁目5番1号
向山第一児童会	谷津2丁目16番32号
向山第二児童会	谷津2丁目16番32号
実籾児童会	実籾1丁目25番1号
藤崎第一児童会	藤崎4丁目12番1号
藤崎第二児童会	藤崎4丁目12番1号
屋敷第一児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第二児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第三児童会	屋敷2丁目1番1号
秋津児童会	秋津3丁目1番1号
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦5丁目11番1号
香澄児童会	香澄4丁目6番1号
谷津南第一児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第二児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第三児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第四児童会	谷津3丁目1番36号

(キ) 放課後子供教室

名称	所在地
大久保東小学校放課後子供教室	大久保2丁目12番1号(大久保東小学校内)
東習志野小学校放課後子供教室	東習志野3丁目4番2号(東習志野小学校内)
秋津小学校放課後子供教室	秋津3丁目1番1号(秋津小学校内)
袖ヶ浦西小学校放課後子供教室	袖ヶ浦1丁目1番1号(袖ヶ浦西小学校内)
袖ヶ浦東小学校放課後子供教室	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)
藤崎小学校放課後子供教室	藤崎4丁目12番1号(藤崎小学校内)
屋敷小学校放課後子供教室	屋敷2丁目1番1号(屋敷小学校内)
実花小学校放課後子供教室	東習志野6丁目7番2号(実花小学校内)
向山小学校放課後子供教室	谷津2丁目16番32号(向山小学校内)
香澄小学校放課後子供教室	香澄4丁目6番1号(香澄小学校内)
鷺沼小学校放課後子供教室	鷺沼3丁目1番1号(鷺沼小学校内)
津田沼小学校放課後子供教室	津田沼4丁目5番2号(津田沼小学校内)
大久保小学校放課後子供教室	藤崎6丁目9番28号(大久保小学校内)
谷津南小学校放課後子供教室	谷津3丁目1番36号(谷津南小学校内)
実籾小学校放課後子供教室	実籾1丁目25番1号(実籾小学校内)

(ク) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

(ケ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果

○調査対象者及び調査方法

対象(※)	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
4歳児保護者	インターネット	R6.5.14 ～ R6.5.31	351人	310人	88%
小学校3年生		R6.5.1 ～ R6.6.10	1,467人	1,162人	79%
小学校6年生			1,444人	1,291人	89%
中学校3年生			1,338人	990人	74%
高校2年生	紙	R6.5.14 ～ R6.5.17	316人	304人	96%

※4歳児保護者…市立幼稚園・保育所・こども園に通う4歳児保護者への連絡ツール「コドモン」に登録している保護者全員

小学校3年生・6年生…市立小学校(16校)の3年生・6年生全員

中学校3年生…市立中学校(7校)の3年生全員

高校2年生…習志野市立習志野高等学校の2年生全員

【4歳児保護者への設問】

- ①子どもとの関係
- ②家族構成
- ③家庭で誰が子どもに読み聞かせをしているか
- ④読み聞かせは好きか
- ⑤読み聞かせの頻度
- ⑥一回あたりの読み聞かせの時間
- ⑦読み聞かせをして良かったこと
- ⑧本の入手方法
- ⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしているか
- ⑩読み聞かせをするうえで障壁となっていること
- ⑪図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑫借りない理由はなにか(⑪で「借りない」人)
- ⑬回答者が子どもの頃、読み聞かせをしてもらったか
- ⑭通園している園名
- ⑮回答者自身は読書が好きか
- ⑯子どもがテレビやスマホなどを視聴することに対する制限の有無
- ⑰子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと(自由記載)

【小学校3年生～高校2年生への設問】

- ①(高校2年生のみ)住まいは市内・市外のどちらか
- ②読書は好きか
- ③学校図書室に行く頻度
- ④こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ⑤地域図書館に行く頻度
- ⑥こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑦普段の読書時間(平日)
- ⑧普段の読書時間(休日)
- ⑨本の入手方法
- ⑩本を読むきっかけ
- ⑪(小学校・中学校のみ)通学している学校名

○アンケート調査結果(抜粋)

1. 4歳児保護者 (○は設問番号)

①あなたとお子さんの関係を教えてください。

回答	父親	母親	祖父	祖母	その他の親族等	計
回答数	47	263	0	0	0	310
割合	15.2%	84.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

③あなたのご家庭では、誰がお子さんに読み聞かせをしていますか。(複数回答)

回答	読み聞かせをしていない	父親	母親	子どもの兄弟姉妹	祖父	祖母
回答数	24	179	278	48	3	23
割合	7.7%	57.7%	89.7%	15.5%	1.0%	7.4%

回答	曾祖父母	その他の親族等	回答総数	回答者数
回答数	0	1	556	310
割合	0.0%	0.3%		

⑧読み聞かせに使う本は、主にどのように入手しますか。(複数回答)

回答	市立図書館から本を借りる (移動図書館きぼう号と電子図書館は除きます)	移動図書館きぼう号で本を借りる	市立図書館の電子図書館で本を借りる	幼稚園・保育所(園)等から本を借りる	本屋やインターネットで本を購入する	家にある本を利用する
回答数	98	9	4	13	166	224
割合	34.5%	3.2%	1.4%	4.6%	58.5%	78.9%

回答	電子書籍を利用する(電子図書館は除きます)	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・知人から本を譲り受ける・借りる・もらう ・通信教育の教材として入手する ・他市(千葉市)等の移動図書館で本を借りる など
回答数	9	22	545	284	
割合	3.2%	7.7%			

⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしていきますか。(複数回答)

回答	市立図書館のブックリスト	市立図書館以外(出版社等)のブックリスト	子育て関連の本	子育て関連のウェブサイト	幼稚園・保育所(園)等からの情報	友人等からの情報
回答数	41	14	35	56	49	56
割合	14.5%	4.9%	12.4%	19.8%	17.3%	19.8%

回答	もともと知っている本から選ぶ	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・自分の子どもが選んだ本(記載多数) ・自分で探して選ぶ ・図書館からの情報 など
回答数	145	85	481	283	
割合	51.2%	30.0%			

習志野市子どもの読書活動推進計画
(令和8(2026)～15(2033)年度)

■発行・編集 習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課
〒275-8601
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)

■施行年月日 令和8(2026)年4月1日

報 告 事 項(4)

習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市文化振興計画の策
定について)

習志野市社会教育委員からの答申について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月24日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

答 申

習志野市教育委員会 様

令和7年1月30日付け教社第401号により、習志野市社会教育委員に諮問がありました次期習志野市文化振興計画案につきまして、別紙のとおり、答申します。

令和7年9月24日

習志野市社会教育委員
委員長 澤田 弘

次期 習志野市文化振興計画（素案） 概要

1 策定の趣旨

○市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するため、また本市の歴史を多くの市民に身近に感じてもらうことができるよう、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進する計画を策定する

2 計画の位置づけ

○「文化芸術基本法」に基づき、国の計画を参考に市が策定に努めるもの
○本計画を推進することにより、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」の実現に資することとなる

3 計画期間

○習志野市前期基本計画と同様に令和8年度から8年間とする

4 現状と課題

○現状

（１）文化活動

市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりを進め、地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組みなど、多様な主体の関わりを促し、文化の振興を図っている

（２）文化財の保護と周知

文化財のうち、特に重要なものは指定文化財・登録文化財として保護を図るとともにその存在を広く周知し、理解を促すため、一般公開、説明板による解説、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎等での展示、出前講座等による啓発を行っている

（３）文化活動に取り組める公共施設

市民が文化活動に取り組める施設として、公民館をはじめ、生涯学習複合施設ブラッツ習志野、図書館の他、コミュニティセンター等の自治振興施設等を設置している

○課題

（１）文化芸術の鑑賞や活動について

令和6年度に実施したアンケート結果では、「文化芸術の鑑賞、活動の経験」については、成人の鑑賞・活動共に前回調査（令和元年度）の割合を上回っているものの、「文化芸術活動に取り組む市民」の割合は、26.1%と低くなっていること、子どもの鑑賞、活動については小中学生の鑑賞した率及び小学生の活動の率が前回は下回っていたことから、引き続き鑑賞や活動の機会を維持・創出していくことが求められる

(2) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

アンケート結果によると、過去 1 年間に公民館・図書館を利用した割合について、公民館の利用は約 2 割、図書館の利用は約 4 割となっており、いずれも低く、公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められている

(3) 文化財の保存・活用について

アンケート結果によると、文化財を保存・活用することについては、9 割の市民が大切であると認識しているものの、文化財・歴史的な場所の認知度については、谷津遊園が約 6 割と高いものの、関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要となる

(4) 文化芸術に関する取り組みについて

市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできたものの、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にある

また、令和 6 年度に習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施したアンケートによると、本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっている

5 現行計画の取組状況

○現行計画の方向性Ⅰ文化に触れる～機会の提供～ 方向性Ⅱ文化をつなぐ ～継承と育成～ 方向性Ⅲ文化を活かす ～活用～ に基づく計 47 事業の取組を進め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和 3 年度は一部実施できない事業があったが、令和 4 年度以降はおおむね予定通りに事業が遂行できた

○評価指標については、

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①文化芸術を鑑賞した市民の割合 | →×未達成 |
| ②文化芸術活動をした市民の割合 | →○達成 |
| ③文化芸術を鑑賞した小中高生の割合 | →×未達成 |
| ④文化芸術活動をした小中高生の割合 | →○達成 |
| ⑤公民館での音楽会・コンサートの実施回数 | →×未達成 |
| ⑥県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1 日当たりの入館者数 | →×未達成 |

6 指標中達成できたのは 2 指標であったものの、「③文化芸術を鑑賞した小中高生の割合」以外の目標は、策定時（R1）の実績は上回っている。

6 将来像

○誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち（現行計画の将来像を継続）

7 方向性

○将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組む

- (1) 文化に触れる ～機会の提供～
- (2) 文化をつなぐ ～継承と育成～
- (3) 文化を活かす ～活用～

8 施策体系

○現行計画をベースに新たな課題に対応する施策体系に変更（赤字部分）

方向性	施策	小施策
【方向性1】文化に触れる～機会の提供	1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり 地域の文化活動の推進
		(2) 多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進
		(3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実
		(4) 障がい者や外国人 も共に 文化芸術活動を発表・体験する機会の提供
	2 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(1) 習志野文化ホール・市民ホールでの 幅広い鑑賞機会の充実
		(2) 文化施設以外での鑑賞機会の提供 誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供
	3 文化に関する情報の収集と提供	(1) 市ホームページ等を活用した情報提供
【方向性2】文化をつなぐ～継承と育成	1 子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1) 未就学の子どもの 達たち が文化芸術によって感性を育む機会の提供
		(2) 学校 教育における文化芸術活動の推進
	2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1) 文化の世代間交流の場の提供
		(2) 文化財の保存の推進
	3 伝統文化を担う子どもや若手の育成	(1) 伝統文化を担う子ども・若者の育成
【方向性3】文化を活かす～活用	1 「音楽のまち習志野」の推進	(1) 「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援
		(2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり
		(3) 「音楽のまち」を象徴する 習志野文化ホールの充実新ホールの検討
	2 文化的な資源の活用	(1) 文化財等文化的な資源の 周知に親しみ学べる環境づくり
		(2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり
	3 公民館活動等を通したまちづくり	(1) 交流を促す文化活動の活性化
		(2) 大学と連携した公民館活動
		(3) 社会教育を通した地域の魅力の発信
		(4) 地域を担う人材の 活用育成

9 具体的な取組

○上記の基本施策に基づき 49 事業に取り組む

新たに取り組む主な事業

- ①多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供
- ②親しみやすい市の歴史の発信
- ③複合施設連携による学びと地域交流の場づくり
- ④プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援

10 評価指標

○評価指標については、

- ①文化芸術を鑑賞した市民の割合
- ②文化芸術活動をした市民の割合
- ③文化芸術を鑑賞した小中高生の割合
- ④文化芸術活動をした小中高生の割合
- ⑤~~公民館での音楽会・コンサートの実施回数~~ 公民館主催講座の受講者数
- ⑥県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1 日当たりの入館者数

6 指標中「⑤」の指標を変更

11 策定までのスケジュール

子どもの読書活動推進計画のスケジュールと同様

習 志 野 市 文 化 振 興 計 画

第2次（令和8（2026）～

令和15（2033）年度）

素案

令和8年3月 習志野市教育委員会

はじめに

※ 教育長挨拶文が入ります。

令和8年3月

習志野市教育委員会教育長 小 熊 隆

目次

第1章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画期間(第2次)	5
3 計画の位置づけ	6
4 本計画における文化の捉え方	6
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	7
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	7
2 習志野市の文化の現状	9
3 習志野市の文化振興の現状と課題	15
第3章 将来像と方向性	29
1 将来像	29
2 方向性	29
第4章 施策と取り組み	31
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	32
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	32
【施策2】身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	36
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	37
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	38
【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	38
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	40
【施策3】伝統文化を担う子どもや若手の育成	41
【方向性3】文化を活かす ～活用～	42
【施策1】「音楽のまち習志野」の推進	42
【施策2】文化的な資源の活用	45
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり	47
第5章 推進に向けて	51
1 関係各課等との調整	51
2 評価の方法	51

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで5年間で第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和 53（1978）年の開館より 40 年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4（2022）年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間（令和3年（2021）～7（2025）年度）の取り組みと、総合指標の達成度等を図り、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しめるよう、第2次計画を策定するものです。

2 計画期間（第2次）

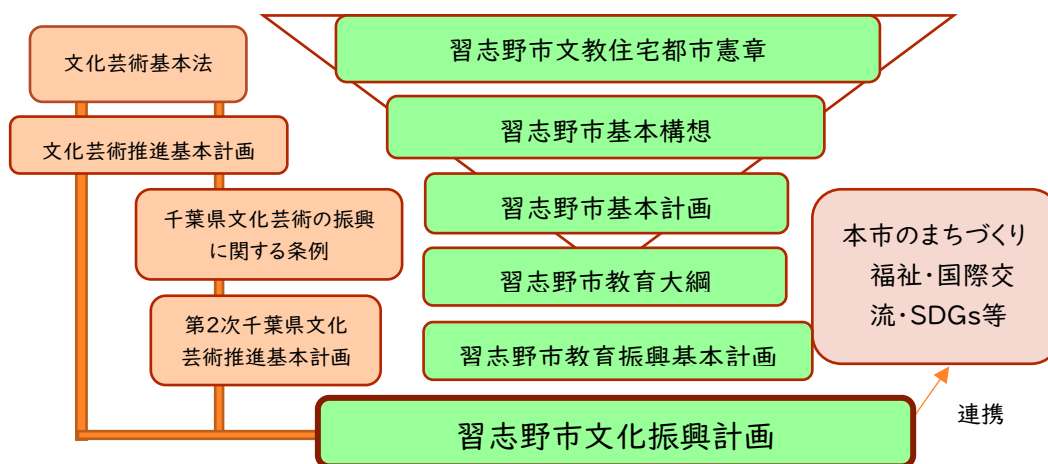
令和8（2026）年度を初年度とし、令和 15（2033）年度までの8年間で計画期間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定において、国が策定する文化芸術推進基本計画を参酌して、市町村教育委員会がその地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を策定するように努めることとされていることを踏まえ、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」及び「第二次千葉県文化芸術推進基本計画」も参考に策定しています。

また、市の計画としての位置づけは、「習志野市文教住宅都市憲章」を基本理念とし、「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」、「習志野市教育大綱」、及び「習志野市教育振興基本計画」を上位計画として位置付けており、本計画の推進は、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」の実現に資するものです。

さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野、SDGsの基本的な考え方も踏まえた内容とします。



4 本計画における文化の捉え方

本計画においては、国の「文化芸術基本法」や千葉県の「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で取り扱う文化の範囲を基本とし、本市の自然や歴史等を背景として育まれたものを総称して「文化」と捉えます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」並びに「地域における文化芸術」とします。

ジャンル	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

Ⅰ 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

(1) 社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中であって、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

しかし、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は、わが国にも大きな影響がありました。社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症2類相当から5類に移行した後も、デジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたちが定着する一方で、社会的な行動制限を人々が経験した中において、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

(2) 国の動向

国の文化芸術基本法の改正により(旧・文化芸術振興基本法)、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の文化芸術推進基本計画(第1期)が策定されました。

加えて障害者による文化芸術活動の推進に関する法律とその基本計画によって障害のある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応など実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、第2期文化芸術推進基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)では、第1期計画の基本的な「目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【第2期文化芸術推進基本計画における今後の文化芸術施策の目指すべき姿（中長期的視点）】

中長期目標1：文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標2：創造的で活力ある社会の形成

中長期目標3：心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4：持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

【第2期文化芸術推進基本計画における重点取り組み】

- ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 文化芸術のグローバル展開の加速
- 文化芸術を通じた地方創生の推進
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

(3) 県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」、「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

習志野市では、これまでも市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりが進められてきました。地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組み、そして市が推進する特色ある文化政策等、多様な主体が関わり合いながら、文化の振興が図られています。

以下に、現在の習志野市における主な文化活動の展開状況について概観します。

① 公民館での活動の展開

昭和 45 (1970) 年に制定した文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてきました。特に昭和 40 年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の生涯学習、文化活動を支援すると共に、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、「市民文化祭」等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られています。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

② 習志野市芸術文化協会による活動の展開

本市の文化芸術活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和 38 (1963) 年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成 6 (1994) 年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術、音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道等の連盟が加入し、地域に根差した活動を行う中で、平成 21 (2009) 年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在はそれぞれの活動を行う他、全体活動として、春の芸術祭、秋の「市民文化祭」、習志野市美術展覧会(市展)等を開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展に取り組んでいます。

さらに、近年ではいくつかの連盟で「伝統文化親子教室」を開催し、子どもたちや若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでいます。

③ 『音楽のまち習志野』の展開

本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、子どもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ「音楽のまち」として習志野の名を高めてきました。

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正 4 年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツ

の民謡のメロディーを收容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。このように古くから音楽と関わりの深い本市では、昭和44(1969)年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラス・合唱をはじめとする音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では中学校区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビー等を活用したコンサートも行われ、身近な施設で音楽に触れることの出来る環境にあります。

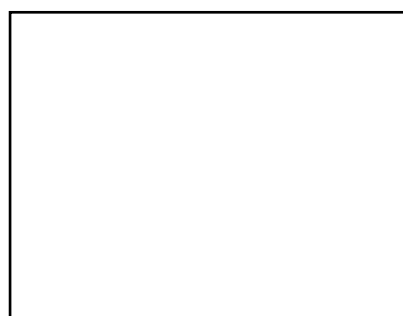
それらを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53(1978)年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まっていた中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

文化芸術活動の拠点及び交流の場として多くの方に親しまれてきた習志野文化ホールでしたが、建築後40年が経過し施設の老朽化による大規模改修を早期に必要とする中、JR津田沼駅南口再開発事業にともない令和5(2023)年3月31日をもって、長期休館となりました。ホールの長期休館がこれまでの文化活動に影響を及ぼす中、身近な場所での鑑賞・活動機会の提供や広域的なホール利用が課題となっています。

一方で、習志野文化ホールに代わる新しいホールの建設も計画中であり、“文教住宅都市”、“音楽のまち 習志野”のシンボルとしてふさわしい、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場となるべく検討しています。



写真



写真

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、「習志野第九演奏会」であり、以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、現在では他市のホールに場を移していますが、年末の恒例行事として変わらず盛況を博しています。

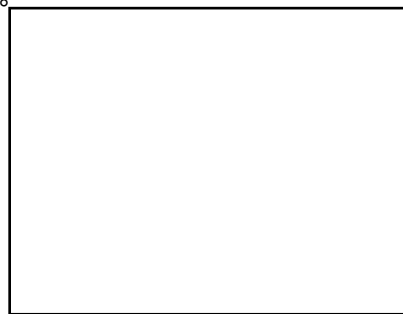
さらに、学校においては、昭和47(1972)年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51(1976)年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞しました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56(1981)年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12(2000)年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校の3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

また、平成29年度には、全日本小学校バンドフェスティバルで大久保小学校、全日本マーチングコンテストで第二中学校、第四中学校、習志野高等学校がそれぞれ金賞を受賞し、マーチング全国大会で市内4校同時金賞受賞の快挙を達成しています。

このような実績がある中、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小学生、後に中学生にも楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになりました。その集大成が、年度末に行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を発表し、好評を得ています。

なお、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、子どもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。



写真

このように文教住宅都市憲章制定から50年以上が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



写真

■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	旧大沢家住宅	有形文化財
	旧鴛田家住宅	有形文化財
	附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	
	下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	藤崎富士講社の富士塚	民俗文化財
	鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動に取り組める公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館をはじめ、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設等があり、多くの市民が利用しています。

①公民館

昭和46(1971)年の菊田公民館、昭和48(1973)年の旧大久保公民館の開館により、本市の社会教育は飛躍的に発展しました。その後、昭和52(1977)年に旧屋敷公民館、昭和54(1979)年に実花公民館、昭和56(1981)年に袖ヶ浦公民館、昭和57(1982)年に谷津公民館と順次整備が進み、さらに平成4(1992)年には新習志野公民館が開館し、市民が学習や文化活動に取り組みやすくなりました。

公民館は、市民の知識や技能の習得、文化芸術の練習や発表への参加、さらには地域交流の拠点として子どもから高齢者まで多世代が利用しています。

しかし、老朽化が進行しており、令和元(2019)年には旧大久保公民館は中央公民館に改称し、旧屋敷公民館等の機能を統合して、生涯学習複合施設プラッツ習志野内に新たに開館しました。

今後、菊田公民館は令和13(2031)年度末で築後60年を迎え、本市の公共施設の再生計画において機能停止と位置付けられています。諸室機能については旧庁舎跡地の公共施設やこども園に統合後の津田沼幼稚園舎にて代替する予定としています。

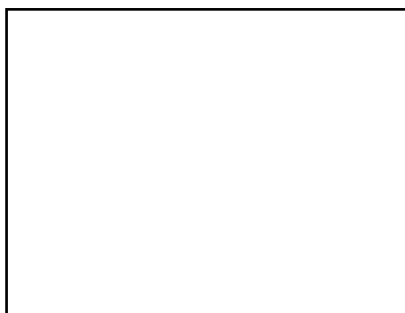
実花公民館は新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されています。なお、跡施設には歴史資料展示室が設けられる予定です。

新しい複合施設として生まれ変わった後も、市民に親しまれ、多くの人に利用され続けることが期待されています。

②市民ホール

市民ホールは、老朽化が進んだ京成大久保駅周辺の公共施設の再編を受け、令和元(2019)年にプラッツ習志野内に開設されました。

市民ホールには、音響や照明設備が整っており、京成大久保駅前という利便性も相まって、日頃の練習成果を発表する場としてだけでなく、多くの人々が音楽や様々な文化を楽しむ鑑賞の場としても広く利用されています。



写真

③図書館、自治振興施設

習志野市の図書館は、昭和 41（1966）年に旧市民会館内の図書室から始まり、昭和 55（1980）年に大久保図書館が独立開館し、昭和 57（1982）年に東習志野図書館開館、平成に入り新習志野・藤崎・谷津の各図書館が開館しました。

令和元（2019）年に大久保図書館は、藤崎図書館の機能を統合し、中央図書館としてプラッツ習志野内で開館しました。

各図書館を結ぶ図書館情報システムと資料の配送業務により、市内全体で蔵書を共有できる体制を整えています。

また、市民による図書館ボランティア活動も行われ、市民と連携した運営に取り組んだり、出生児に特別にデザインした「誕生記念図書館カード」を配布する等、読書への関心を乳幼児期から育てるきっかけづくり等も行っています。

その他の施設として、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置し、講座やイベント、サークル活動への貸し出し等日常的に多くの市民に利用されています。

今後、新総合教育センターの再整備により、老朽化が進んでいる東習志野図書館と東習志野コミュニティセンターは共に複合化が予定されています。

④ 歴史資料展示室

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる資料館「郷土資料館」（郷土資料室）は、これまで本格的な常設施設がなく、「埋蔵文化財調査室」、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっていました。

今後、新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。



写真



写真

3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

(1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の経験」については、鑑賞・活動共に過去一年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加しています。30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇しつつ60代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が26.9%、「興味があるものがない」が22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい30代・40代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる50代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい80代以上に対しては身近な場所

で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

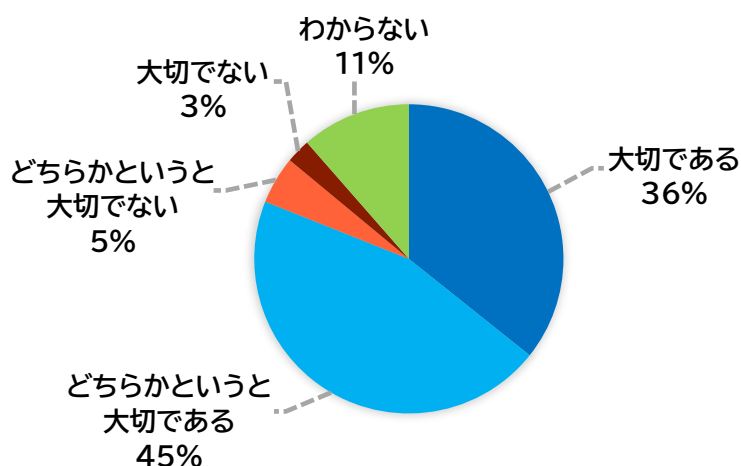
イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサートなどの行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さについて

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約80%となっています。

【文化芸術の鑑賞や活動の大切さ】 (n=865)

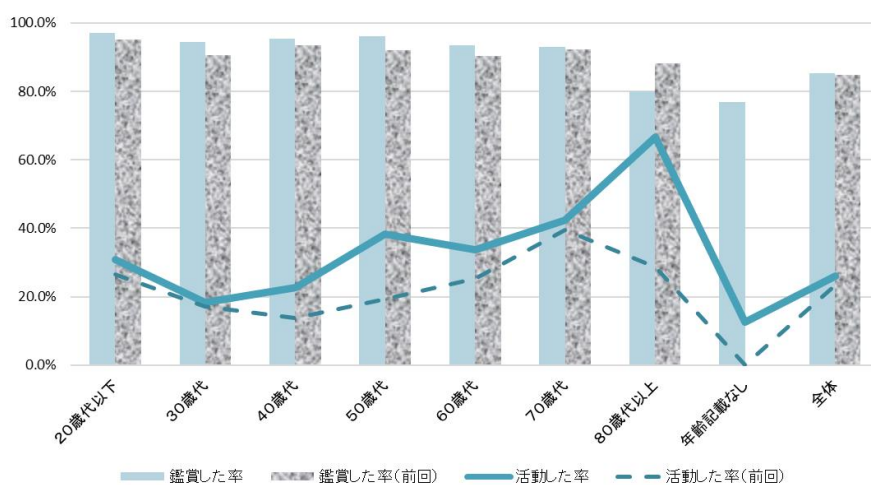


出典：文化スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。

過去の文化芸術の鑑賞／活動の経験



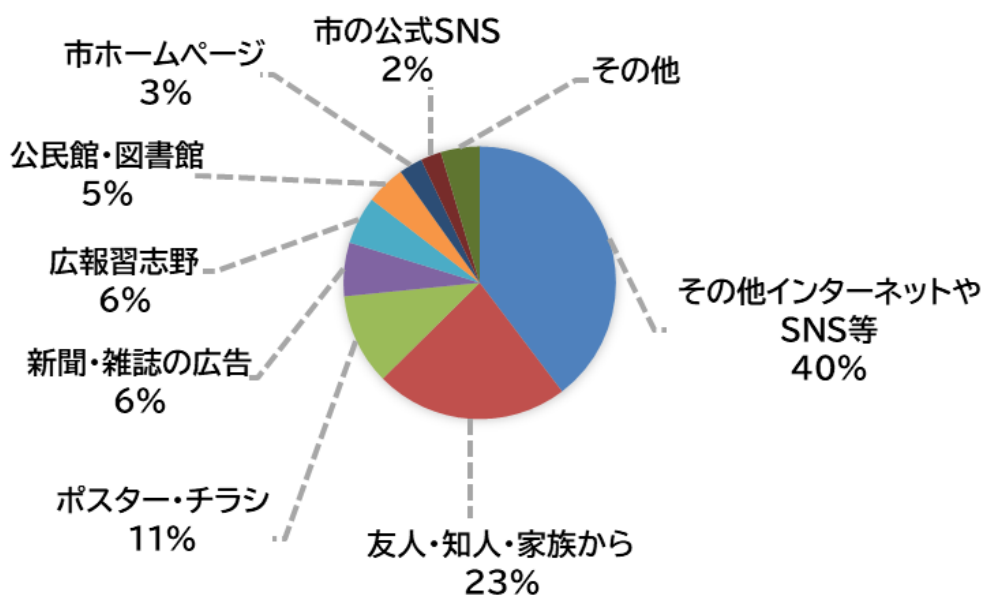
(n= 前回 1,047 今回 886)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式 HP や SNS 以外の) その他インターネットや SNS 等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式 HP」、「市の公式 SNS」はあまり利用されていません。

【過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先】(複数回答)



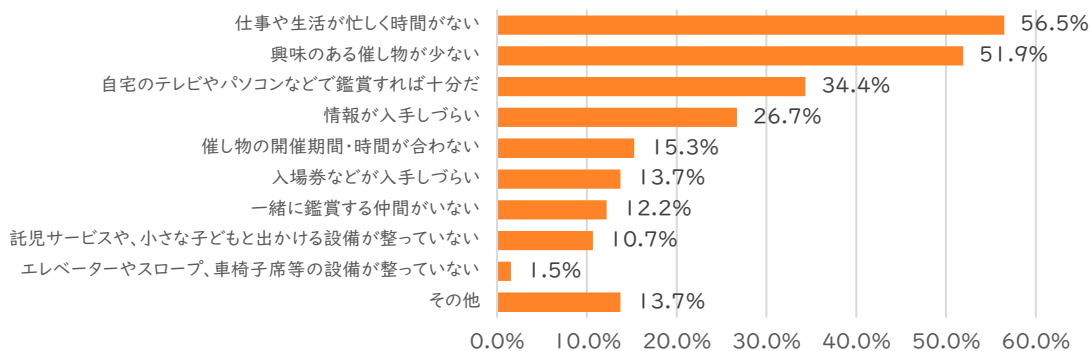
(n=708)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

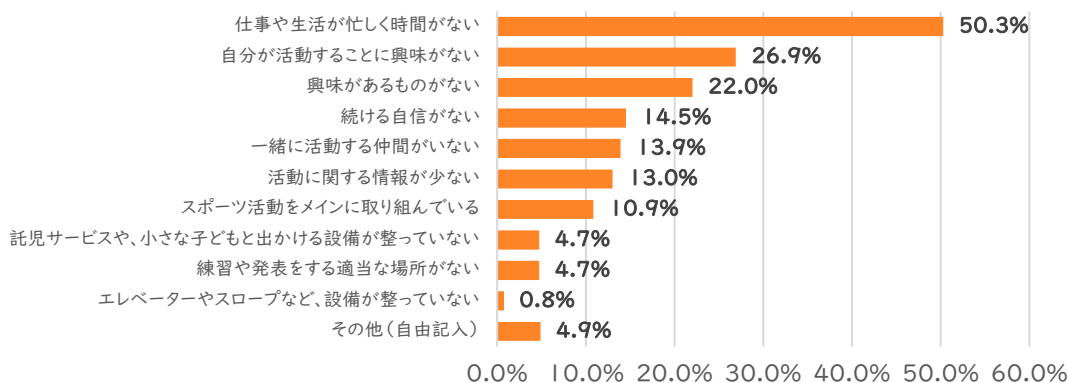
【鑑賞しない理由】(複数回答)



(n=131)

出典：文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

【活動しない理由】(複数回答)

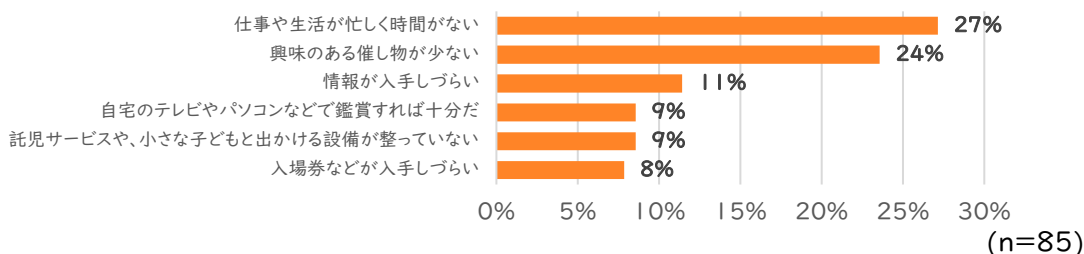


(n=654)

出典：文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

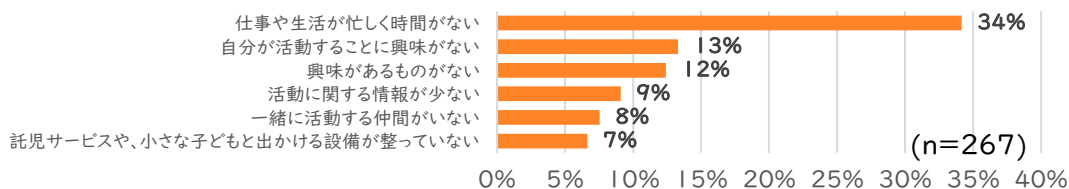
【子ども(15歳以下)がいる人の場合(上位6つ)】

【鑑賞していない理由(15歳以下の子どもがいる場合上位)】



(n=85)

【活動していない理由(15歳以下の子どもがいる場合)】



(n=267)

(2) 子どもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるにつれて下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

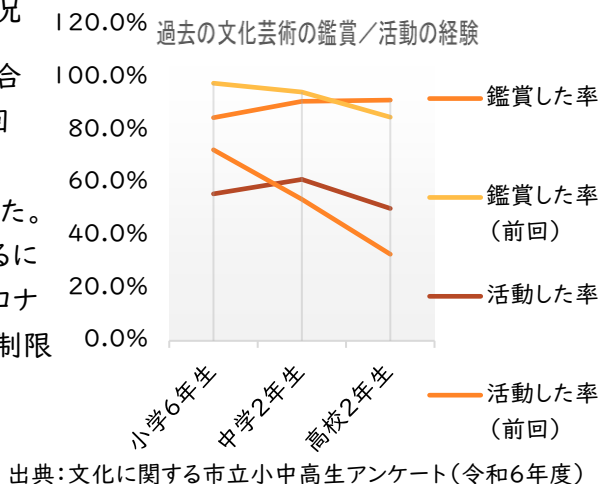
本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、子どもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続き子どもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

■子どもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

鑑賞は、小学生・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。

活動は、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるにつれて下がる傾向でありましたが、今回はコロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程行動制限等から受けた影響が大きいと考えられます。

小学生 N= 875
中学生 N=1009
高校生 N=306



■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は80%と意欲と経験に差が出ています。

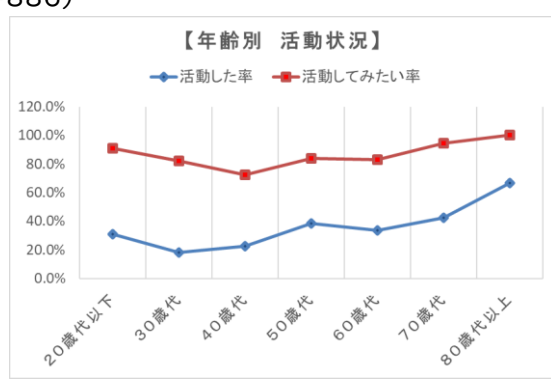
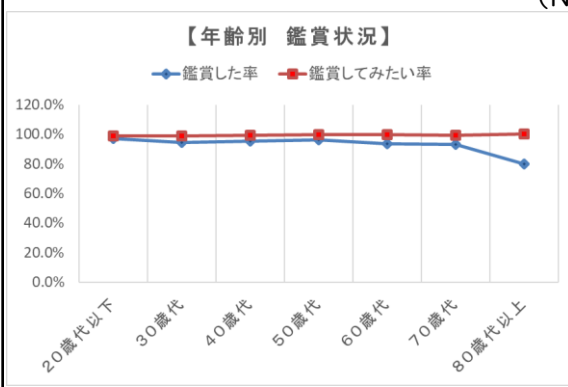
過去1年間の活動については、30代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。

出典：文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

【年齢別 鑑賞状況】

(N=886)

【年齢別 活動状況】

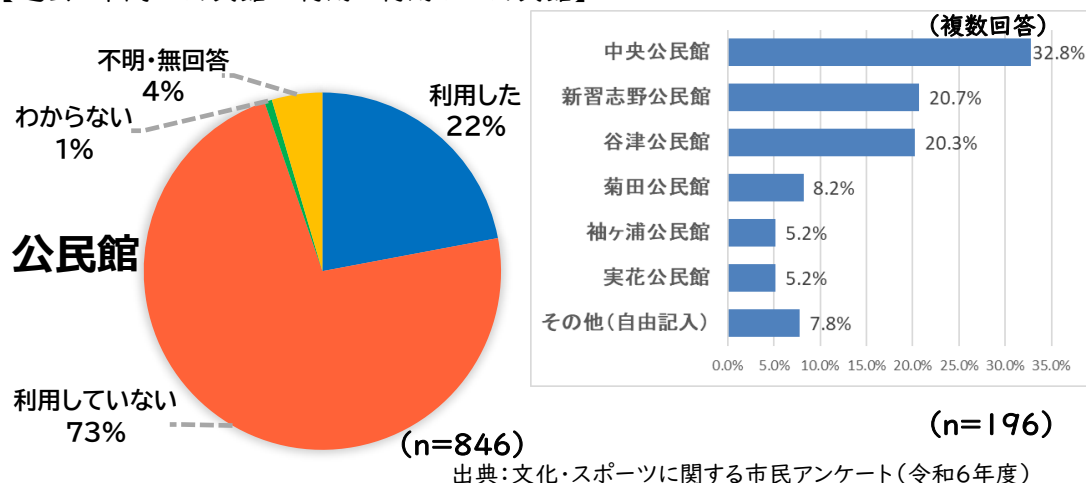


(3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようにであれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が35.1%、「利用方法がわかりやすい」が29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。

【過去1年間の公民館の利用と利用した公民館】



■ 公民館を利用したくなる条件

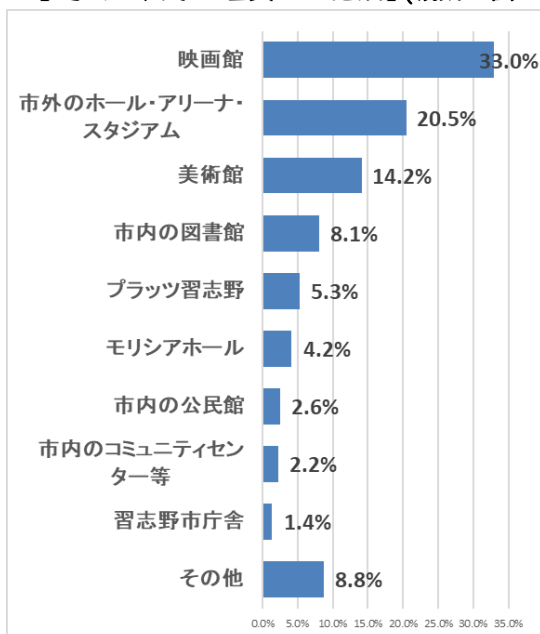
過去1年間に公民館の利用がない、またはわからないと回答された市民が、公民館を利用したくなる要因として多くあげたものは、「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」、「利用方法がわかりやすい」等となっています。

どのようにであれば公民館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
利用方法がわかりやすい	192	29.9%
興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている(具体的に記入)	123	19.1%
自分がやってみたいことを教わったり、体験することができる(具体的に記入)	113	17.6%
学習スペースがある	89	13.8%
音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要な設備や備品が整っている	34	5.3%
世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
その他(自由記入)	79	12.3%

(n=643)

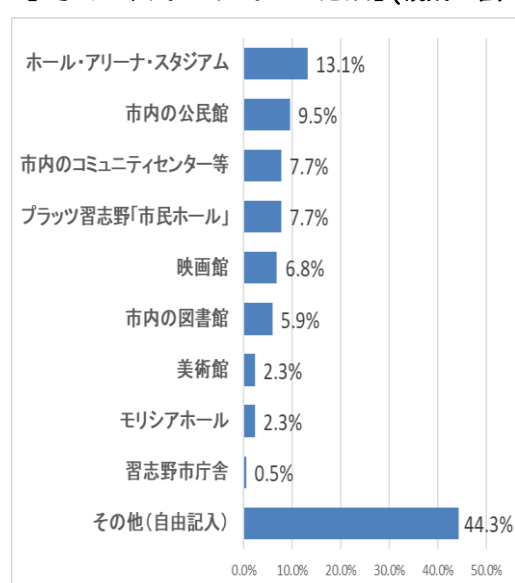
出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

【過去1年間で鑑賞した施設】(複数回答)



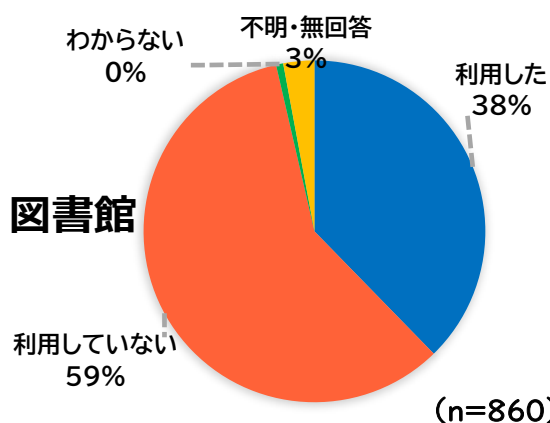
(n=714)

【過去1年間で活動した施設】(複数回答)



(n=173)

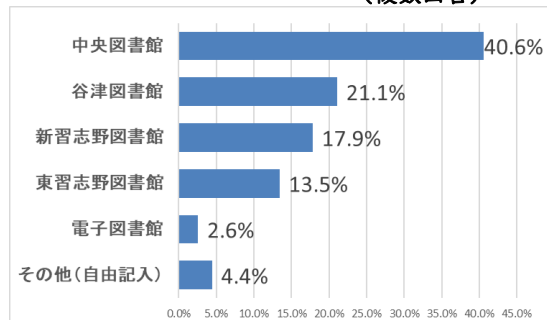
【過去1年間の図書館の利用と利用した図書館】



(n=860)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

(複数回答)



(n=331)

■図書館を利用したくなる条件

過去1年間に図書館の利用がない、またはわからないと回答された市民が、図書館を利用したくなる要因として多くあげたものは、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」等となっています。

どのようであれば図書館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3
どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる	159	30.2
図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7
家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1
利用方法がわかりやすい	101	19.2
学習スペースがある	65	12.4
その他(自由記入)	74	14.1

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

(n=526)

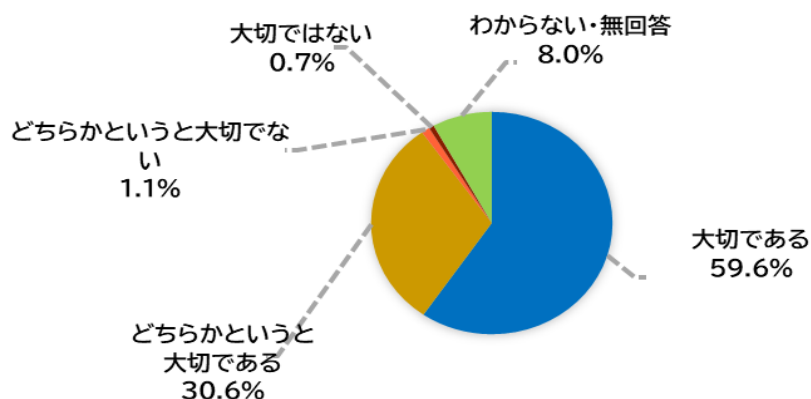
(4) 文化財の保存・活用について

文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて

文化財を保存・活用することの大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約90%となっています。



出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）（n=860）

■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を保存・活用することが大切だと思う理由については、「歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから」、「失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから」、「昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから」等が多くなっています。

文化財を大切だと思う理由（複数回答）	件数（件）	構成比（%）
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他（自由記入）	7	0.9%

（n=799）

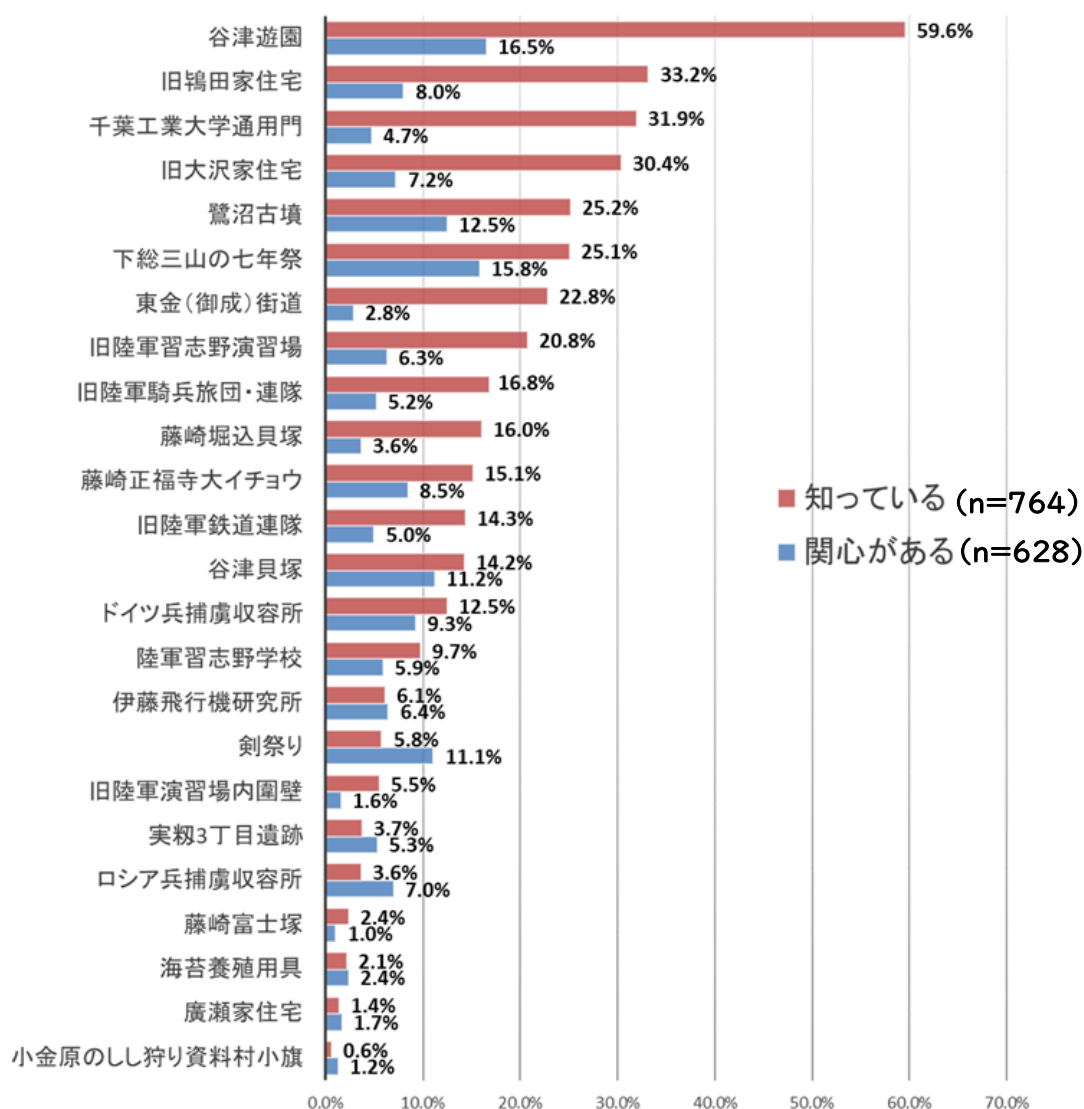
出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鵜田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」、が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回)



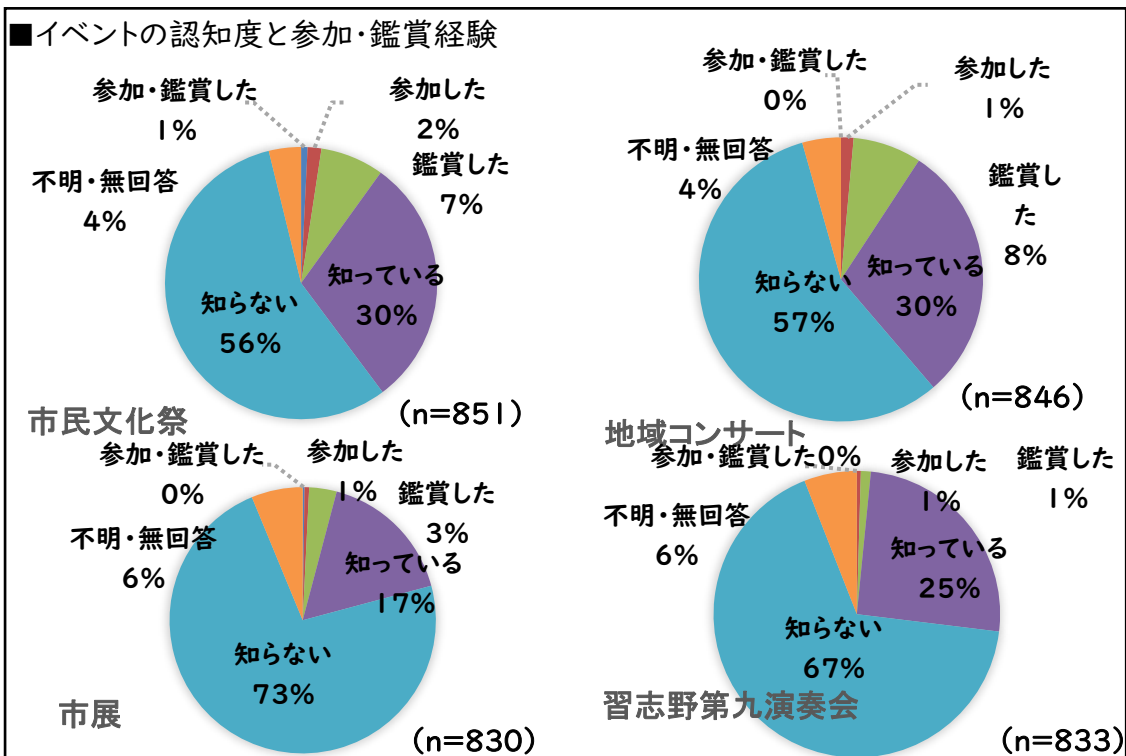
出典：文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。しかし、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。特に「市展」や「習志野第九演奏会」を知らない市民が約7割となっています。認知度の向上を図ると共に参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられます。

また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した、文化芸術活動に関するアンケート(令和6(2024)年度)によると本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっています。

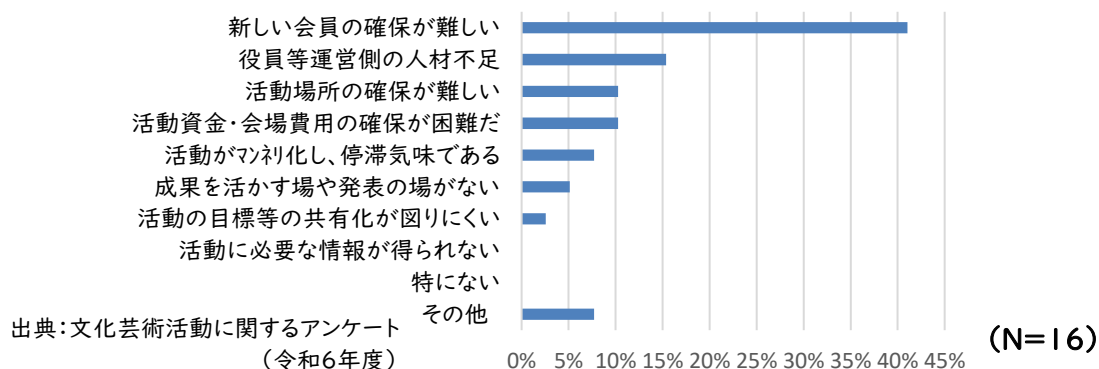
市民は誰もが利用しやすいホールの整備、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供、また、今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについてを求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。



■ 芸術文化協会所属団体が活動をする上で困っていること

「新しい会員の確保が難しい」が約4割と多くなっています。

【文化団体が活動をする上で困っていること】(複数回答)



■若年層の文化芸術団体が活動をする上で困っていること(主な意見)

※芸術文化協会非所属団体等の個別ヒアリング等(5団体 音楽2、美術3)

- ・練習・発表、作品制作・展示の場所がない。
- ・大型楽器等を施設で借用出来ない、借用をする際補助をして欲しい。
- ・市民ギャラリーの設置と学芸員等の配置。

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力を入れた方がよい取り組み(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%

(n=886)

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第一次習志野市文化振興計画（令和3（2021）～7年（2025）年度）」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

<方向性Ⅰ> 文化に触れる～機会の提供～

【評価指標】Ⅰ項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	<u>85.2%</u>	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	<u>26.1%</u>	25%

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ5取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は 3段階評価

A:実施予定事項が概ねできた(80～100%) B:実施予定事項が一部できた(21～79%)

C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)

令和6年度は、 5段階評価

A+: (120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた

A: (100%)実施予定事項が達成できた

B: (75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった

C: (50%)実施予定の半分程度が達成できた

D: (25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった『文化芸術活動をした市民の割合』は目標値を達成した一方で、『文化芸術を鑑賞した市民の割合』は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては「市民文化祭」、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業など、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動の再開に伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実など、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

<方向性Ⅱ>文化をつなぐ ～継承と育成～

【評価指標】Ⅰ項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	<u>89.5%</u>	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	<u>63.1%</u>	58%

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ3取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4(2022)	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

評価指標であった『文化芸術活動をした小中高生の割合』は目標値を達成した一方で、『文化芸術を鑑賞した小中高生の割合』は達成出来ませんでした。コロナ禍によって奪われた、子どもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、「伝統文化親子教室」など世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBとなるものが見られましたが令和4年度以降は大半がA評価に回復しています。

<方向性Ⅲ>文化を活かす ～活用～

【評価指標】達成項目なし

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	<u>16回</u> (R6)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鶴田家住宅) 1日当たりの入館者数	実績値	61.1人	<u>63人</u> (R4)	70人

※県指定文化財(旧大沢家・旧鶴田家住宅)1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ9取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4(2022)	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

評価指標であった『公民館での音楽会・コンサートの実施回数』及び『県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1日あたりの入館者数』はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成出来ませんでした。本市が育んできた質の高い音楽文化、文化財、公民館活動等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

地域コンサートの開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5～6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍など、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根つき始めています。

第3章 将来像と方向性

1 将来像



誰もが文化に親しみ、 心豊かに暮らせるまち

文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、第1次「習志野市文化振興計画」を推進してきました。市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みました。第2次計画においてもこれを踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様または微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

置かれた環境に関わらず、誰もが文化に触れられる環境づくりを進めます。市庁舎や公共施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、（公財）習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、情報発信にも力を入れていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。特にコロナ禍によって奪われた子どもたちの鑑賞・活動機会の提供に注力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担う子どもたちに継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

子どもや若い世代が生で文化芸術に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の高い技術が次世代の意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、「伝統文化親子教室」や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

文化財等の文化的資源を教育や産業に活用し、また歴史資料展示室の開設や、講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、「音楽のまち習志野」を象徴する、「ならしの学校音楽祭」や地域コンサート、「習志野第九演奏会」等の支援を行い、さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすい文化ホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、総合教育センターの再設備において公民館・図書館・自治振興施設等複合施設等の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組みます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】		【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【習志野市教育振興基本計画政策ロ】 生涯にわたる学びの推進	【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1)誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり	1.土日・祝日等の講座等の実施 2.利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3.高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 4.図書館資料の充実
			(2)多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進	5.「市民文化祭」の実施 6.多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供	
			(3)保育付きや親子で参加できる講座の充実	7.保育付きの講座やイベントの充実 8.親子で参加可能な講座やイベントの充実	
		(4)障がい者や外国人も共に文化芸術活動を発表・体験する機会の提供	9.障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10.多文化交流ができる機会の充実		
		施策2 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(1)幅広い鑑賞機会の充実	11.市民ホールや音響や照明設備を生かし文化芸術の鑑賞機会の提供 12.アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援	
			(2)誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供	13.ICTを利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14.文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知	
		施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1)市ホームページ等を活用した情報提供	15.文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信	
		【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1)未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供 (2)教育における文化芸術活動の推進	16.公民館等でのアートスタートの実施 17.親子で本に親しむ機会の提供 18.伝統文化に触れる行事等の実施 19.文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20.学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21.伝統文化に触れる行事の実施
			施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1)文化の世代間交流の場の提供 (2)文化財の保存の推進	22.「伝統文化親子教室」の開催支援 23.文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24.文化芸術団体と小中学校生の交流の場づくり 25.文化財の収集・保存の充実 26.埋蔵文化財調査の充実
	施策3 伝統文化を担う子どもや若手の育成		(1)伝統文化を担う子ども・若者の育成	27.「伝統文化親子教室」の開催支援（再掲No.22） 28.伝統芸能の体験支援	
	【方向性3】文化を活かす活用	施策1 「音楽のまち習志野」の推進	(1)「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援	29.学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実（再掲No.20） 30.コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 31.身近なところで子どもたちが目標を持つことができる環境の維持	
			(2)音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり	32.地域の人材を活かした音楽会の実施	
			(3)「音楽のまち」を象徴する新ホールの検討	33.音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすい文化ホールの再整備検討	
		施策2 文化的な資源の活用	(1)文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり	34.学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35.親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36.文化財等文化的な資源の展示や活用 37.歴史資料展示室の開設・活用促進	
			(2)文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	38.特産品開発等の産業への文化の活用 39.文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知（再掲No.14）	
		施策3 公民館活動等を通したまちづくり	(1)交流を促す文化活動の活性化	40.交流を通じた発表の場づくり 41.展示スペースの提供 42.プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催 43.複合施設連携による学びと地域交流の場づくり	
			(2)大学と連携した公民館活動	44.地元大学等と連携した公民館事業の実施 45.学生の公民館活動への参加機会の提供	
			(3)社会教育を通した地域の魅力の発信	46.まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47.地域を活性化させるイベントやまつりの実施	
(4)地域を担う人材の育成			48.プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49.市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり		

【方向性Ⅰ】文化に触れる ～機会の提供～

本市の文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢や障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組んでいくと共に、インターネット等を活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に係る情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2% (令和6年度)	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1% (令和6年度)	30.1%

【施策Ⅰ】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供

本市は文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。それぞれの対象別、また地域別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(Ⅰ)】誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館

3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

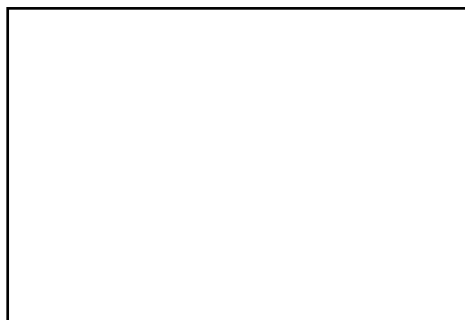
【小施策(2)】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、様々な場所で「市民文化祭」の実施に取り組みます。

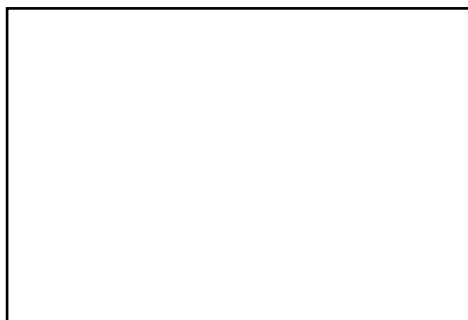
また、市庁舎等、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所 管
5	「市民文化祭」の実施	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する「市民文化祭」を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供	市庁舎や自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化体験する機会をつくれます。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



写真



写真



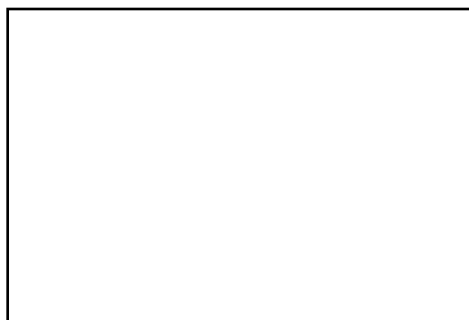
写真

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を導入することで、親が子どもを預けて自分の時間を持つことが出来、参加へのハードルを低くすることが出来ます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待出来ます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実	公民館や子育て支援施設等で、子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実	公民館や子育て支援施設等で、親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



写真



写真

【小施策(4)】障がい者や外国人も共に文化芸術活動を発表・体験する機会の提供

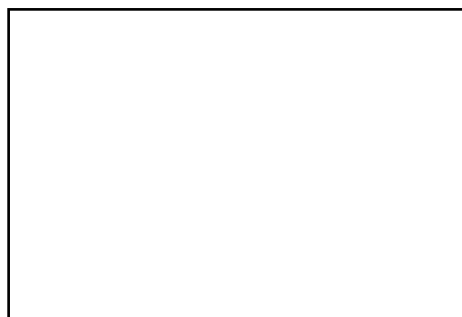
障がい者や外国人も共に文化芸術活動に触れる機会を充実させるため、障がいがある人もない人も誰もが制作した作品や演奏等を発表・体験できる場や、外国人が日本文化を体験できる機会をつくれます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がいのある方々による舞台発表を行う他、障がいのある方とない方の作品を共に展示する展覧会等を開催し、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進しています。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みをする習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



写真



写真

【施策2】 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民が身近な場所で幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】幅広い鑑賞機会の充実

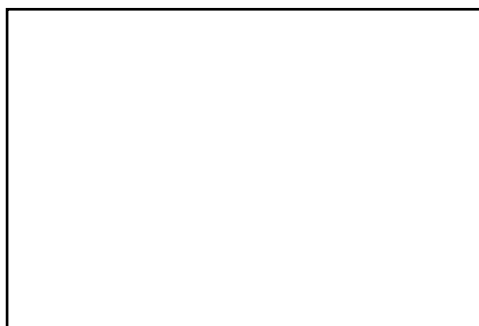
プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和53（1978）年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていく必要があります。

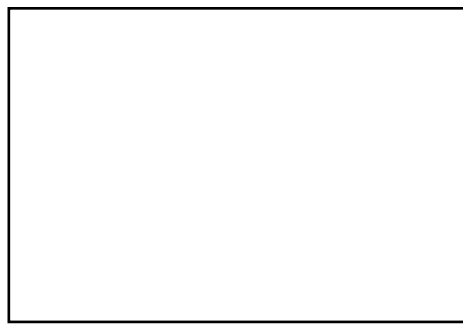
市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かし文化芸術の鑑賞機会の提供	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援	（公財）習志野市文化スポーツ振興財団が演奏家等をスポーツ施設や、地域のイベント等へ派遣し、質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課



写真



写真

【小施策(2)】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ ¹ を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供	本市が所蔵する資料や作品を、ICTを活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課

【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページやSNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※¹「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組めます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	89.5% (令和6年度)	93%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	63.1% (令和6年度)	67%

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり

子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学の子どもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組めます。

【小施策(1)】未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、本市のこども部や公民館講座において文化芸術に触れる「アートスタート」を実施すると共に、絵本に触れる「ブックスタート」等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、身近に日本の伝統文化に触れられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

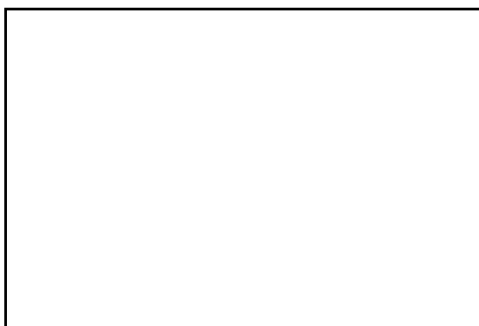
No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をする「アートスタート」を実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供	子どもが生まれた家庭に誕生記念図書館カード、及び絵本を贈呈する「ブックスタート」等親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施	こども園・幼稚園・保育所において、伝統文化を感じられる行事の実施や給食での行事食を提供します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課

【小施策(2)】教育における文化芸術活動の推進

子どもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会提供を継続すると共に、ICT 等を活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供	小・中学校において、質の良い音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行等、文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実	「小中学校音楽会」や「ならしの学校音楽祭」など、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
21	伝統文化に触れる行事の実施	小・中学校や公民館において、伝統文化を感じられる行事を実施します。	指導課 公民館



写真



写真

【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人と子どもが交流する機会の拡充に取り組んでいます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により文化を継承するため、「伝統文化親子教室」の取り組みを強化すると共に、芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加出来る環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	「伝統文化親子教室」の開催支援	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援	文化芸術団体が行う市展や「市民文化祭等」に小中高生が参加や出品することを推進し、世代を超えた交流ができるように支援します。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中校生の交流の場づくり	「習志野第九演奏会」の公開リハーサル見学等を行い、本市で培われてきた文化を共有する交流を支援します。	社会教育課

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実	埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課

【施策3】 伝統文化を担う子どもや若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、子ども・若者が文化を学び、体験する機会づくりに努めます。

【小施策(1)】 伝統文化を担う子ども・若者の育成

これからの本市の文化を担う子どもや若者を育てるため、引き続き「伝統文化親子教室」の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験や、地域の行事や慣習の理解を深める機会の創出に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲)	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能の体験支援	公民館や学校で取り組まれている伝統芸能の活動について、子どもや若者が体験する取り組みを支援します。	公民館指導課



写真



写真

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育や産業、まちづくり等の他分野と連携させていきます。特に本市で特徴のある音楽文化の他、文化財、公民館活動等について、文化の活用に向けた取り組みを進めます。

【評価指標】

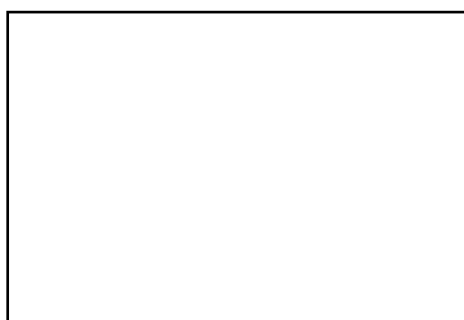
指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630 人 (令和6年度)	44,900 人
県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)の開館日1日当たりの入館者数	実績値	61 人 (令和6年度)	69人

【施策1】「音楽のまち習志野」の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に「音楽のまち習志野」としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。

【小施策(1)】「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、子どもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



写真

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を 発表する機会の充実（再掲）	「小中学校音楽会」や「ならしの 学校音楽祭」など、学校行事や 部活動で音楽を発表する機会を 設けると共に、習志野高等学校 吹奏楽部が小中学生に演奏指 導を行う取り組みを支援し、次世 代の音楽人材の育成につなげて いきます。	指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場 と鑑賞機会の提供	コンクールにおいて優秀な成績 を収めた団体の演奏の発表の場 として「ならしの学校音楽祭」を 実施し鑑賞機会を提供します。	指導課
31	身近なところで子どもたちが目 標を持つことができる環境の維 持	「習志野市小・中学校管楽器講 座」への参加や「ならしの学校音 楽祭」への出場を目指したり、 「習志野第九演奏会」の練習を 見学したりして、刺激や感銘を受 け、身近なところで子どもたちが 目標を持つことができる環境づく りをします。	指導課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しめる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	学習圏会議※ ² や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である「音楽のまちの強み」を活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



写真

【小施策(3)】「音楽のまち」を象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいて音の響きも重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすい文化ホールの再整備検討	新たな文化ホールについて、音の響きを大事にし、幅広い利用に耐えうる誰もが利用しやすいように再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課

※² 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する「地域コンサート」がある。

【施策2】 文化的な資源の活用

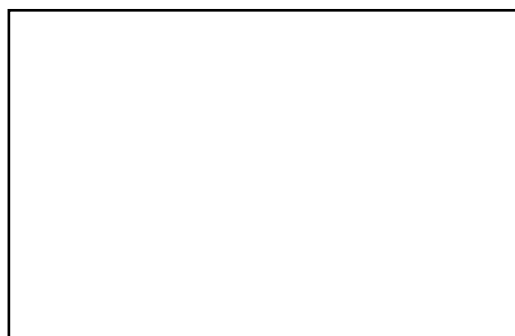
本市には、文化財や美術品をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるように、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信【新規】	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知や、インターネットでの公開・説明版の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	文化財等文化的な資源の展示や活用	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設・活用促進【新規】	歴史展示資料室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。	社会教育課



写真



写真

【小施策（2）】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として全国に発信し、観光や産業の双方を活性化させていきます。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップ等を配布し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知（再掲）	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



写真



写真

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり

本市の地域文化は、公民館を中心に育まれ、市民のまちづくりを後押ししてきました。今後こうした地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげる共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

また、新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館・自治振興施設等の複合施設を開設し、人と人がつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催 【新規】	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり 【新規】	(仮称)新総合教育センターの再設備において公民館・図書館等による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



写真



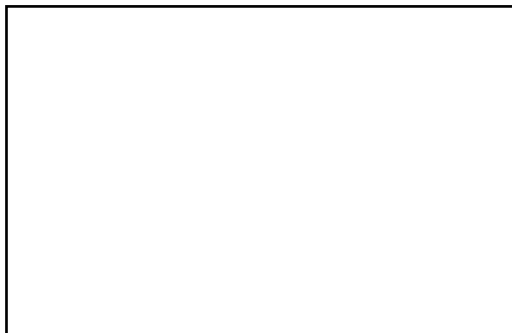
写真

【小施策(2)】大学と連携した公民館活動

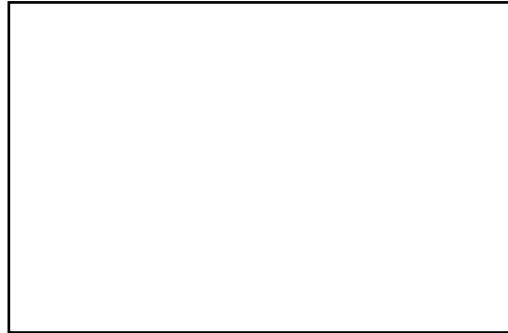
本市の地域文化は公民館を中心に育まれてきましたが、活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等で地元大学や高校等との連携を通じて、学生が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施	青年講座等において地元の大学等と連携しながら、講座等の公民館事業に取り組みます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



写真



写真

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを祭りやイベントにつなげていくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

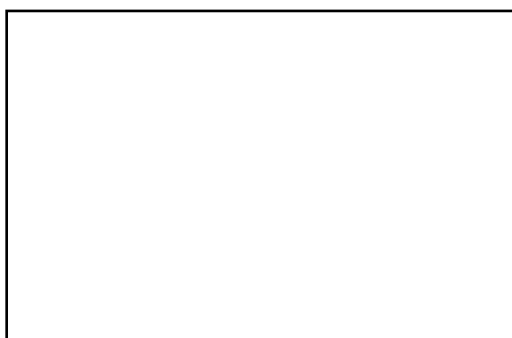
No.	取り組み名	概 要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野のフューチャーセンターならしにおいて、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくれます。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館

【小施策(4)】地域を担う人材の育成

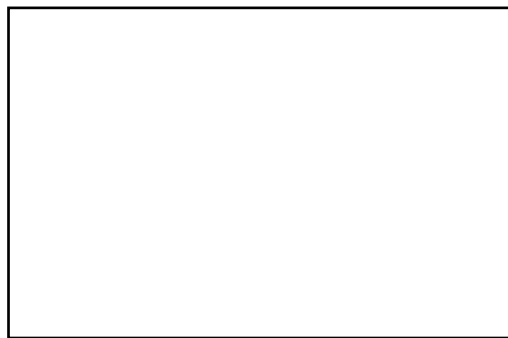
これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、生涯学習複合施設プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで学んだ人材の活用を通じて、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援	市民活動導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから初動応援開催イベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンターのメンバーシステムであるクリエイターズクラブの活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



写真



写真

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、芸術文化協会や（公財）習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決に向かうよう取り組む等連携を密にします。

また、それ以外にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

その他状況を把握しながら状況に即した対応をしていきます。

2 評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議等の各審議会等に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

資料編

※ 文化に関連する市内施設、関係法令が入ります。

報 告 事 項(5)

習志野市スポーツ推進審議会からの答申について(習志野市スポーツ推進計画の策定について)

習志野市スポーツ推進審議会からの答申について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月24日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

【答 申】

令和7年9月24日

習志野市教育委員会 様

習志野市スポーツ推進審議会
会長 阿 川 幸 平

習志野市スポーツ推進計画（素案）の策定について（答申）

令和7年2月5日付け教ス第95号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

習志野市スポーツ推進計画（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断するが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 計画及び情報の周知・広報について

本計画は、習志野市の実情を踏まえ、市民一人ひとりのニーズに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を持つことができるよう施策を掲げている。この施策を実現するためにも、市民、スポーツ団体、関係部署等と一層の連携・協力を図るとともに、計画を含め、スポーツに係る情報の積極的な周知・広報活動の充実に努められたい。

2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価について

本計画では基本理念として、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を掲げている。その推進・具現化にあたっては計画に掲げた各施策の取組について、成果や課題等を評価・検証し、必要に応じた見直しにより、適切な進捗管理に努められたい。

習志野市スポーツ推進計画 概要

1. 計画の策定にあたって

策定の趣旨

- 本市は、これまでスポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、さまざまなスポーツの施策を展開してきた。
- さらなる本市のスポーツの推進を図るため、市民の求めるスポーツニーズへの対応、健康づくりに視点を置いたスポーツ、さらにスポーツを通じたまちづくりの実現のため、次期計画を策定する。

現状と課題 現行計画の検証

- 社会情勢の変化としては、コロナ禍によるスポーツ大会・イベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められた。
- その他、ICTなどのデジタル技術革新の進展、健康寿命の延伸、多様性を認め合うまちの実現、SDGsのスポーツでの貢献などの影響を鑑み、スポーツを推進した。
- 今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要である。

アンケート結果

- 本市のスポーツや運動の現状・課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策（取組）を推進していくことを目的に実施。
- また、前回アンケート（平成30年6月）からの経年変化、令和2年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における進捗の確認、評価、さらに、次期計画策定の基礎資料を得ることを目的に実施した。

調査対象者：市内在住 満19歳以上の男女 各1,500名

調査期間：令和6年5月10日～6月14日

調査方法：配布⇒郵送 回答⇒郵送、WEB

○令和２年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における目標値及び結果

「する」スポーツ

＜目標値＞市民の 60%が週 1 回以上スポーツ・運動を行うことを目指す。

＜結果＞50.6%（平成 27 年度）⇒51.9%（平成 30 年度）⇒53.7%（令和 6 年度）

「みる」スポーツ

＜目標値＞市民の 40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指す。

＜結果＞34.5%（平成 27 年度）⇒34.5%（平成 30 年度）⇒28.0%（令和 6 年度）

「支える」スポーツ

＜目標値＞市民の 20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指す。

＜結果＞11.0%（平成 27 年度）⇒13.3%（平成 30 年度）⇒9.0%（令和 6 年度）

各取り組みの検証

- 計画の実現に向けた取組の施策体系とし、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツの推進に、それぞれの施策を掲げ、各取組を実施した。
- 評価は令和元年度の数値を基準値とし、その達成に向けた取組状況を評価した。
- 現行計画に位置付けられた事業は全部で 45 事業あり、コロナ禍を経た現在では、実施方法、内容を感染拡大前に戻した事業が多い。

2. 計画の基本的な考え方

計画の位置づけ

- スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけ、国の「第 3 期スポーツ基本計画」や県の「第 13 次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考に、本市の実情にあわせ策定する。
- 「習志野市基本構想」、「習志野市基本計画」、「習志野市教育大綱」、「習志野市教育振興基本計画」に基づき、関連する部署の個別計画と連携した計画とする。

計画の期間

- 習志野市前期基本計画と同様に、令和 8 年度から 8 年間とする。

基本理念

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

（※）ウェルビーイング：身体的にも精神的にも社会的にも満たされた幸福な状態

基本方針

- あつまり、ともに、つながる
- 安全で安心な環境づくり

施策の柱

- 本計画では、
- 「する」スポーツ
- 「みる」スポーツ
- 「ささえる」スポーツの3つの
- 施策の柱で、本市のスポーツ推進に取り組む。

数値目標

- 「する」スポーツ 週1回以上スポーツを行う市民の割合 60%
- 「みる」スポーツ 競技会場でスポーツ観戦する市民の割合 40%
- 「ささえる」スポーツ
スポーツボランティアなどの活動を経験する市民の割合 20%

計画の進め方

- 計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理方法を用いるとともに、定期的に「市民アンケート」を実施し、設定した目標値等の達成状況を確認する。
- 本計画の取組を別掲とし、計画期間の中間年度に事業の新規・変更等を見直すことで、確実な遂行を目指します。(①令和8(2026)年度～11(2029)年度、②令和12(2030)年度～15(2033)年度)
- 関連する部署の個別計画と連携していく中、取り組みについても設定した目標値等の達成状況を確認する。
- また、必要に応じて事業等を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とする。

3. 計画の実現に向けた施策

○施策体系

「する」スポーツの推進	「みる」スポーツの推進	「ささえる」スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

4. 策定までのスケジュール

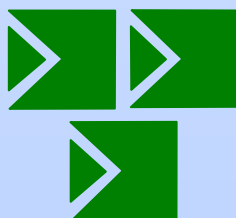
日 付	内 容
令和7年 8月27日	スポーツ推進審議会 答申の決定（協議）
9月24日	教育委員会会議：スポーツ推進審議会の答申（報告）
10月21日	市長・副市長事前確認：計画策定案の事前確認
10月22日	教育委員会会議：パブリックコメントの実施について（協議）
10月24日	臨時庁議：パブリックコメントの実施
11月12日	スポーツ推進審議会：パブリックコメントの実施について（報告）
11月中旬	市議会議員に対する情報提供：パブリックコメントの実施について
11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施
令和8年 2月4日	スポーツ推進審議会：最終案について（報告）
2月4日	調整会議：パブリックコメント結果の報告
2月下旬	市長・副市長：最終案の事前確認
3月19日	庁議：最終案の審議
3月25日	教育委員会会議：計画決定について（議案）
4月1日	計画施行



習志野市スポーツ推進計画（素案）

（令和8（2026）年度～令和15（2033）年度）

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化



習志野市教育委員会



はじめに

作 成 中

令和8年3月 習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	4
2 現代におけるスポーツの役割	4
3 本市のスポーツの現状と課題	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ	16
2 スポーツの定義	18
3 計画の期間	18
4 基本理念	19
5 基本方針	19
6 施策の柱	20
7 目標値の設定	21
8 計画の進め方	22

第3章 計画の実現に向けた施策

1 施策体系	23
2 施策の展開	
(1)「する」スポーツの推進	24
(2)「みる」スポーツの推進	26
(3)「ささえる」スポーツの推進	27
3 取組	28

資料編

1 用語の解説	29
2 生涯スポーツ課所有の用具一覧	33
3 スポーツができる施設・広場等の一覧	35
4 スポーツができる主な施設・広場等の写真	37
5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ	38
6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿	39
7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申	40

第 1 章 | 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、平成17(2005)年に「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、平成26(2014)年には、さらなる市民スポーツの推進を図るため、「習志野市スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツニーズに対応すべく、さまざまな施策を展開しました。その後、令和2(2020)年に「習志野市スポーツ推進計画」を拡充させた計画を策定し、これまで多くの実績を重ねてきました。

国においては、スポーツ基本法に基づき、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4(2022)年に「第3期スポーツ基本計画」を策定しています。

本市においては、今後、人口減少、少子高齢化がますます進むことが見込まれ、スポーツに求められるものは大きく変化するものと捉えています。

このような状況を踏まえ、今後もさらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や健康づくりに視点を置いたスポーツ、さらには少子高齢化、環境問題、地域活性化、安全・安心など、現代社会が抱える諸問題に対しても適切な対応が求められ、スポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となります。

そこで、本市が目指すスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画(令和8(2026)年度策定)」を策定するものです。

2 現代におけるスポーツの役割

スポーツは、市民一人ひとりの心身の健康を支えるだけでなく、地域社会に活力をもたらす、人生の質を高めるための重要な要素です。特にコロナ禍を経た現代では、スポーツがもたらす「ウェルビーイング(※1)」の価値が一層注目されています。

○心身の健康の向上

コロナ禍では運動不足や孤立感が課題となりましたが、日常生活に適切な運動を取り入れることは、身体的な健康だけでなく、精神的な充実感を高めるためにも欠かせません。スポーツは、生活習慣病の予防や身体機能の維持に寄与するだけでなく、ストレス軽減や心の安定をもたらします。運動習慣を持つことで健康長寿や生活の質向上が期待されます。

※1 29 ページ用語の解説を参照、以下同様

○人々をつなぐコミュニティの形成

スポーツは、人と人をつなぐ力を持っています。地域のスポーツ活動やイベントを通じて生まれる交流は、孤独感の解消や地域全体の一体感を生み出します。個々の健康だけでなく、社会的なつながりは重要であり、スポーツはその基盤を築く役割を担っています。

○教育と人材育成

スポーツは、子どもたちに努力やチームワーク、フェアプレーの精神を教える貴重な教育の場です。また、地域全体でスポーツを支える活動を通じて、新たなリーダーや人材を育む機会ともなります。

○誰もが参加できる多様なスポーツ環境

高齢者、障がいのある人、子どもたち、そして忙しい生活を送る働く世代まで、誰もが自分に合った形でスポーツを楽しめる環境を整備することは重要です。多様なニーズに応じたスポーツ環境の提供が求められています。

○経済的・文化的発展への貢献

プロスポーツや地域スポーツイベントは、経済効果をもたらすだけでなく、習志野市の魅力を広く発信する場となります。さらに、スポーツ文化の振興は、市民の誇りと郷土愛を育む一助となります。

3 本市のスポーツの現状と課題

現行計画の検証

社会情勢の変化としては、コロナ禍によるスポーツ大会・イベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められました。

その他、ICTなどのデジタル技術革新の進展、健康寿命の延伸、多様性を認め合うまちの実現、SDGsのスポーツでの貢献などの影響を鑑み、スポーツを推進しました。

今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要です。

本市では、令和6(2024)年5月に「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」を実施しました。

本アンケートは、本市のスポーツや運動の現状・課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策(取組)を推進していく事を目的とし、平成30(2018)年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」からの経年変化、さらには令和2(2020)年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における進捗の確認や評価、これらを踏まえた次期計画策定の基礎資料としています。

アンケートの概要

実施年度	令和6(2024)年度
調査対象者	市内在住 満19歳以上の男女 各1,500名
調査期間	令和6(2024)年5月10日(金)～6月14日(金)
調査方法	【配布方法】郵送 【回答方法】郵送、WEB
回答者	886名
回答率	29.5%

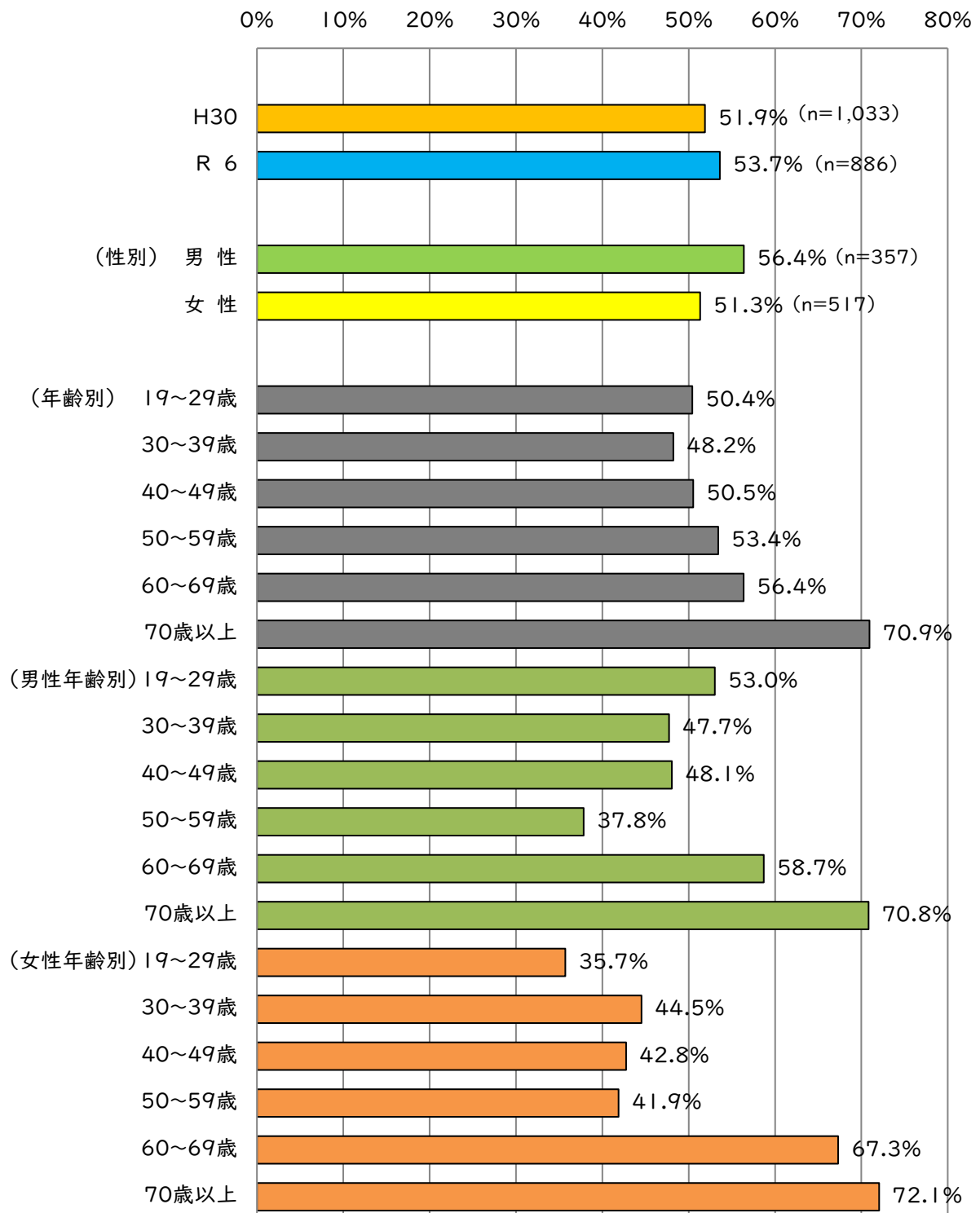
「する」スポーツの現状と課題

- ・本市のスポーツ・運動の実施頻度は、週1回以上(「ほぼ毎日」、「週3回程度」、「週1回程度」の3区分の合計)と回答した人が全体の53.7%と、前回(H30:51.9%)から微増となっています。
- ・性別では、「男性(56.4%)」の方が「女性(51.3%)」よりも高い結果で、年齢別では、「70歳以上(70.9%)」が最も高く、「30～39歳(48.2%)」が低いという結果でした。男女・年齢別では、「男女ともに70歳以上(男性:70.8%、女性:72.1%)」が高く、低いのは、「男性50～59歳(37.8%)」、「女性19～29歳(35.7%)」という結果でした。
- ・スポーツ・運動をする目的は、高い順に「健康維持(39.8%)」「体力づくり(20.2%)」「ストレス解消(13.9%)」となっています。
- ・スポーツ・運動をしない理由は「時間がない(65.3%)」が高く、次に「スポーツが苦手(22.7%)」「お金がかかる(19.6%)」の順でした。
- ・興味があるイベントは、4割近くが「一人でも参加できるイベント(37.0%)」と答えており、続いて「プロ選手と触れ合えるイベント(24.8%)」、「親子で参加できるイベント(21.2%)」の順となっています。

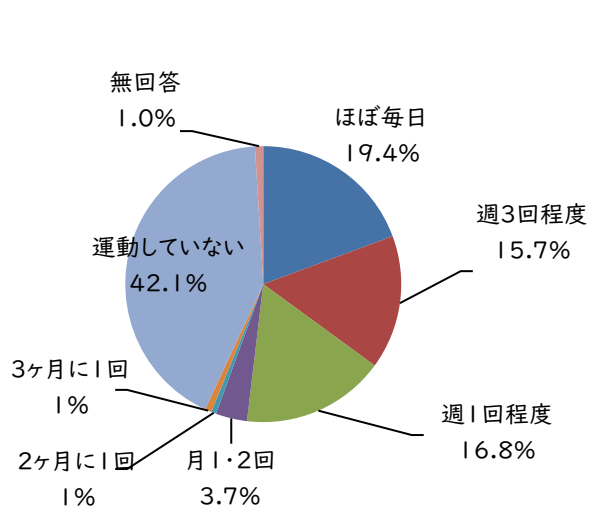
■「する」スポーツの課題

定期的にスポーツ・運動を実施するに至っていない4割の市民の多くがあげている理由が、「時間がない」ことや、スポーツ・運動をする目的は「健康維持」が最も多いことから、単に「スポーツを行う」「スポーツを楽しむ」のではなく、少ない時間で、フレイル(※2)予防等「健康維持」のために取り組むことができるような、スポーツの機会の提供等が必要と考えられます。

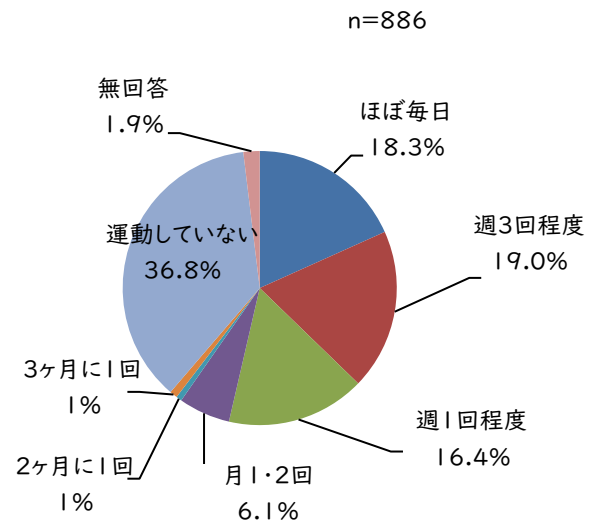
スポーツ・運動を行った人の割合(週1回以上)



スポーツや運動を行った人の実施回数



【H30年度】



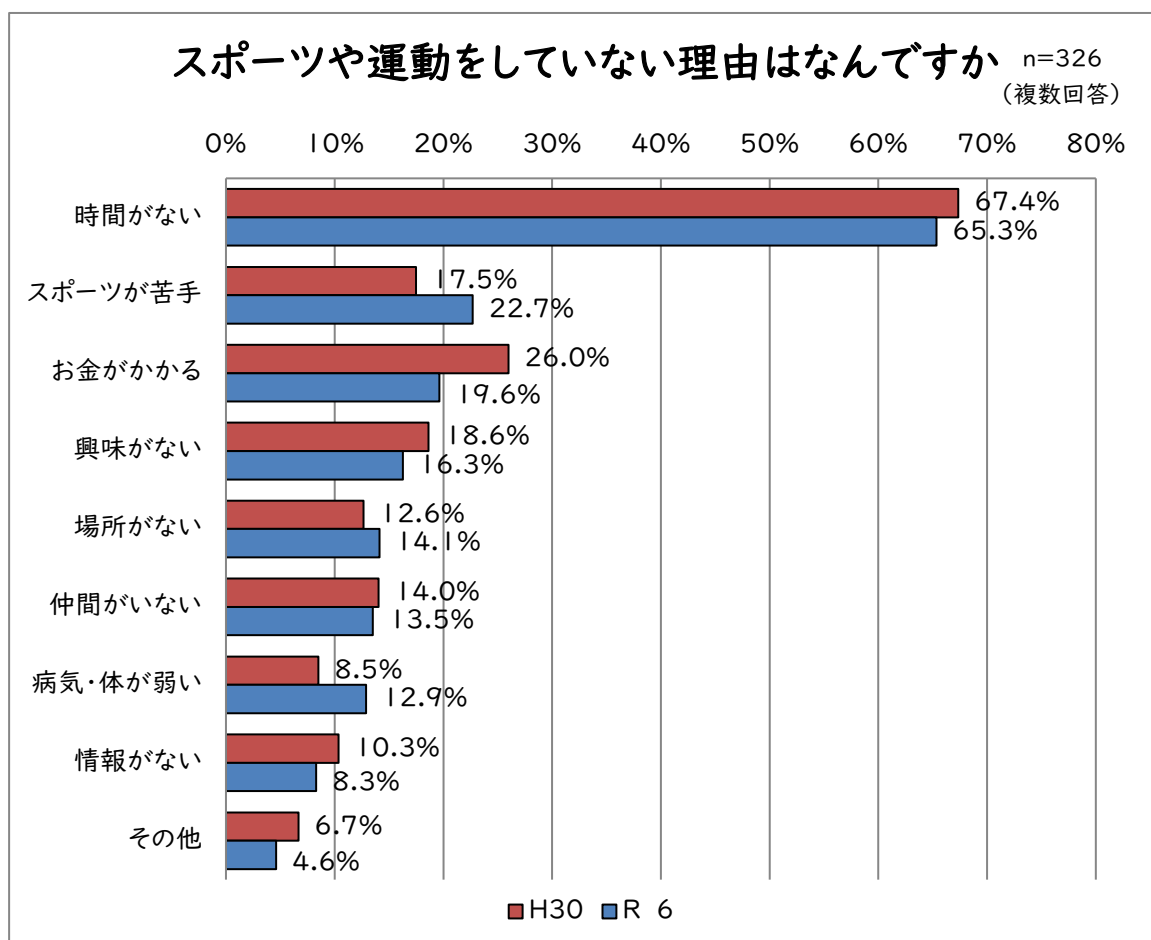
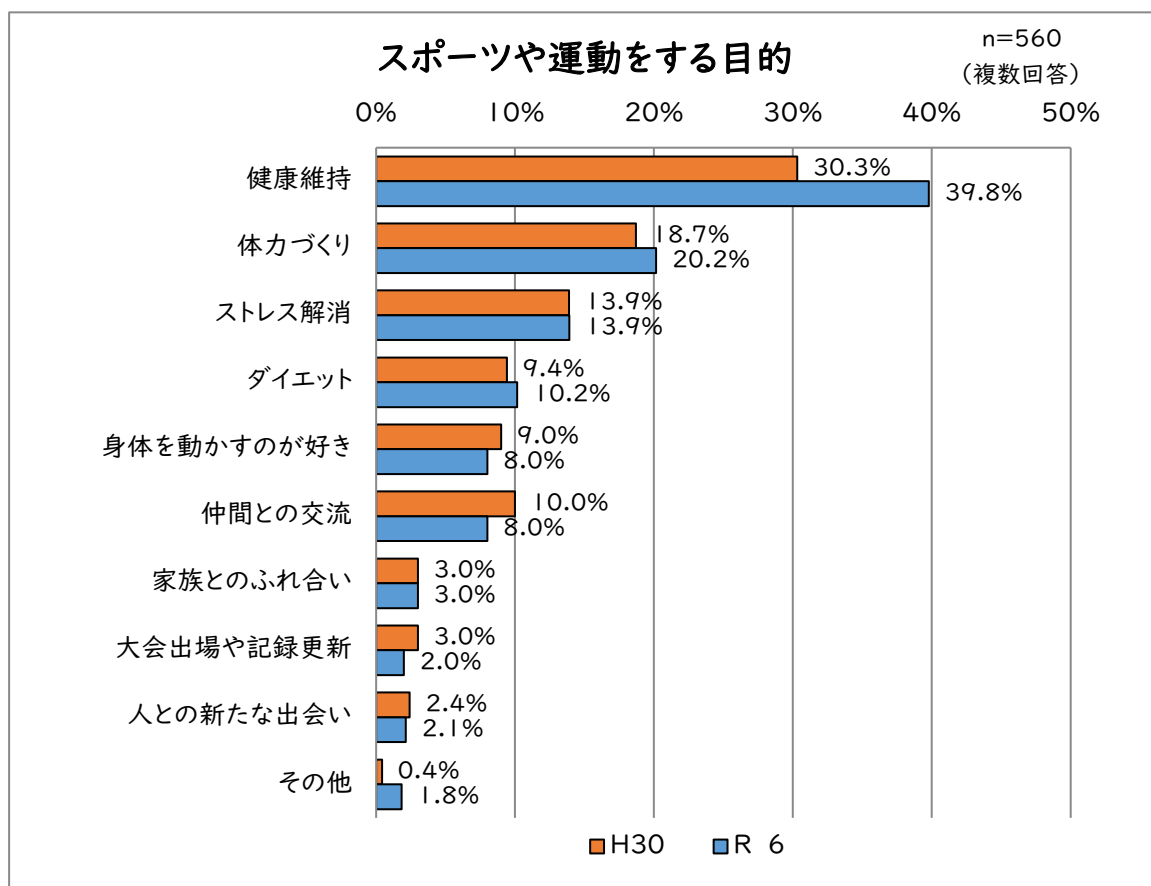
【R6年度】

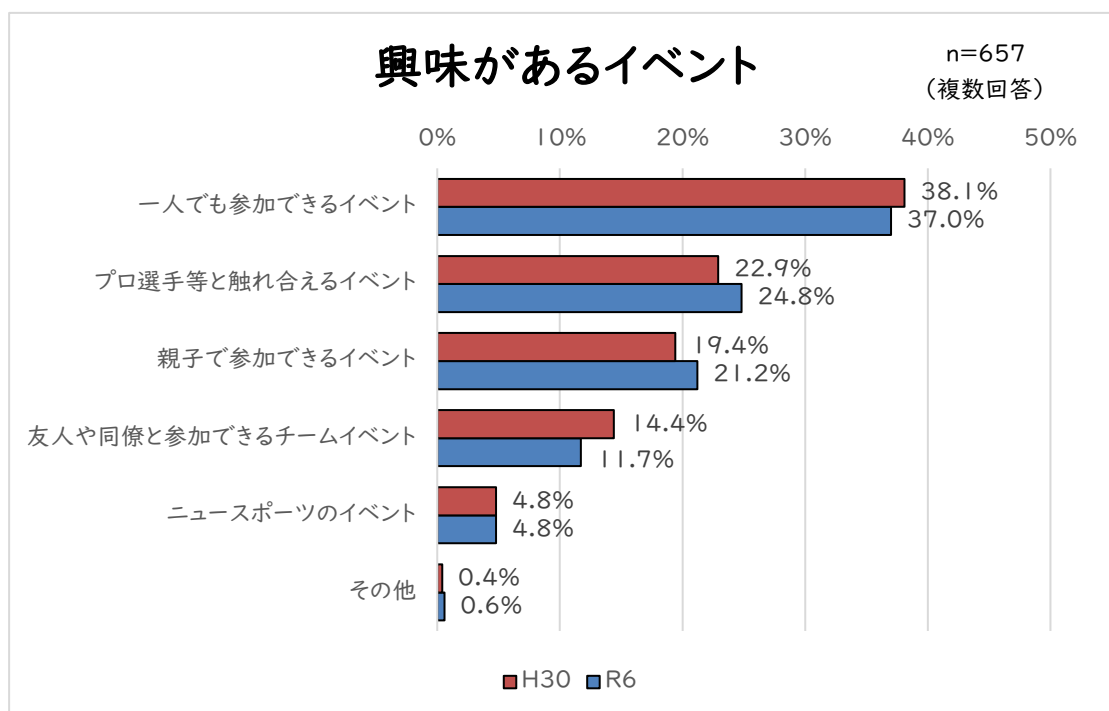
写真挿入

■ニュースポーツフェスティバル

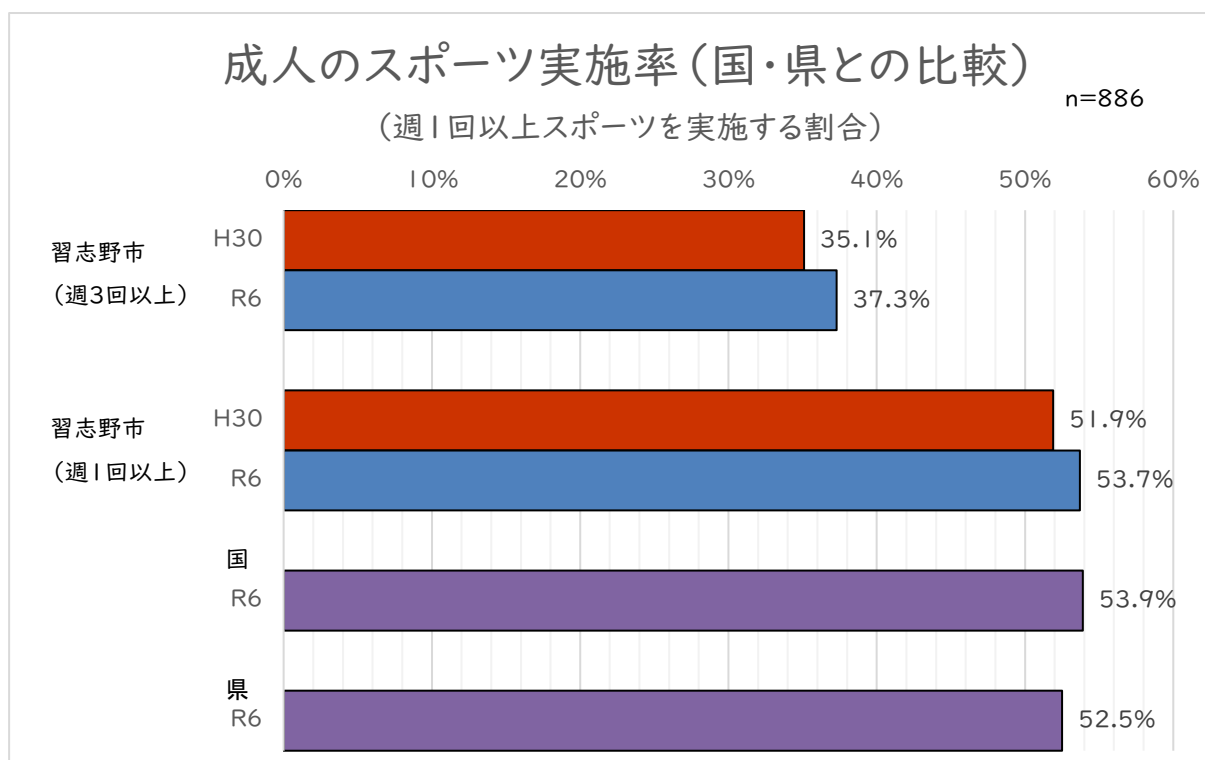
写真挿入

■オール習志野歩け歩け大会





(参考)



(出典)

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年度11月実施)

千葉県「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」(令和6年度9月実施)

「みる」スポーツの現状と課題

- ・スポーツ観戦の状況は、「会場に行って観戦する(28.0%)」は減少し、「テレビで観戦する(46.2%)」が増加した一方、「テレビなどでも観戦しない(23.8%)」も増加しました。
- ・性別では、「会場に行って観戦する」男性(30.0%)が多く、年齢別では50～59歳(32.9%)が高いという結果でした。その一方で、「テレビなどでも観戦しない」では、30～39歳(37.1%)が他の年齢に比べて高い結果でした。
- ・「どこの会場で見ますか」の質問に対しては、「県内の市町村(54.3%)」「県外(34.8%)」「市内(9.6%)」という結果でした。
- ・スポーツを観戦しない理由は、「興味がない(78.7%)」が最も多く、続いて「時間がない(30.3%)」の順となっています。
- ・市内で活動等をしているスポーツチーム等の認知度は、「千葉ロッテマリーンズ(89.3%)」が最も多く、続いて「阿武松(おうのまつ)部屋(43.1%)」「オービックスシーガルズ(43.0%)」の順でした。

■「みる」スポーツの課題

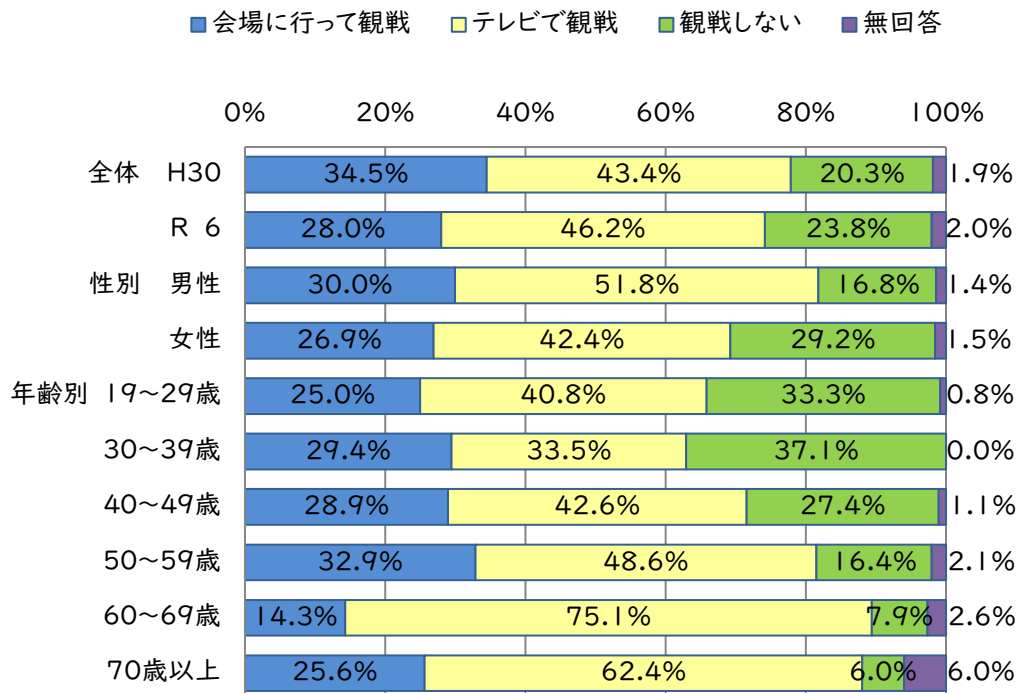
前回調査と比べ、「会場に行って観戦する」人の割合が減少し、「テレビなどで観戦する」人の割合が増加しているのは、コロナ禍の影響や急速なIT化により、テレビやパソコン、スマートフォンなど観戦ができる媒体が増加・普及したためだと考えられます。そのような中で、さらなる「みる」スポーツの推進を進めるには、ITを最大限に利用した情報の周知や、実際に会場に足を運んでもらうための取り組みの工夫が必要と考えられます。

写真挿入

写真挿入

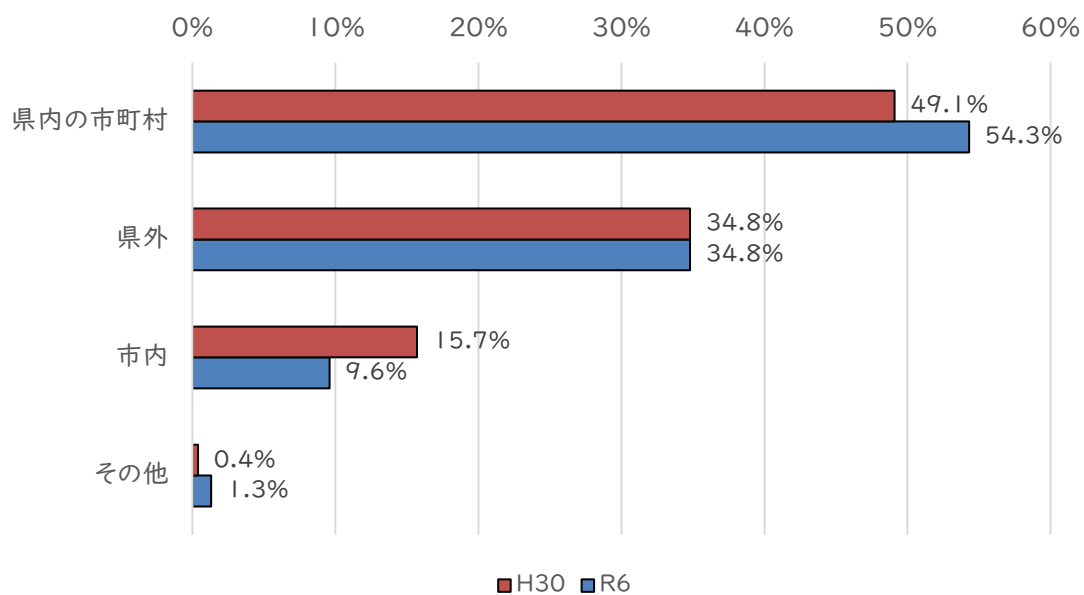
スポーツの観戦状況

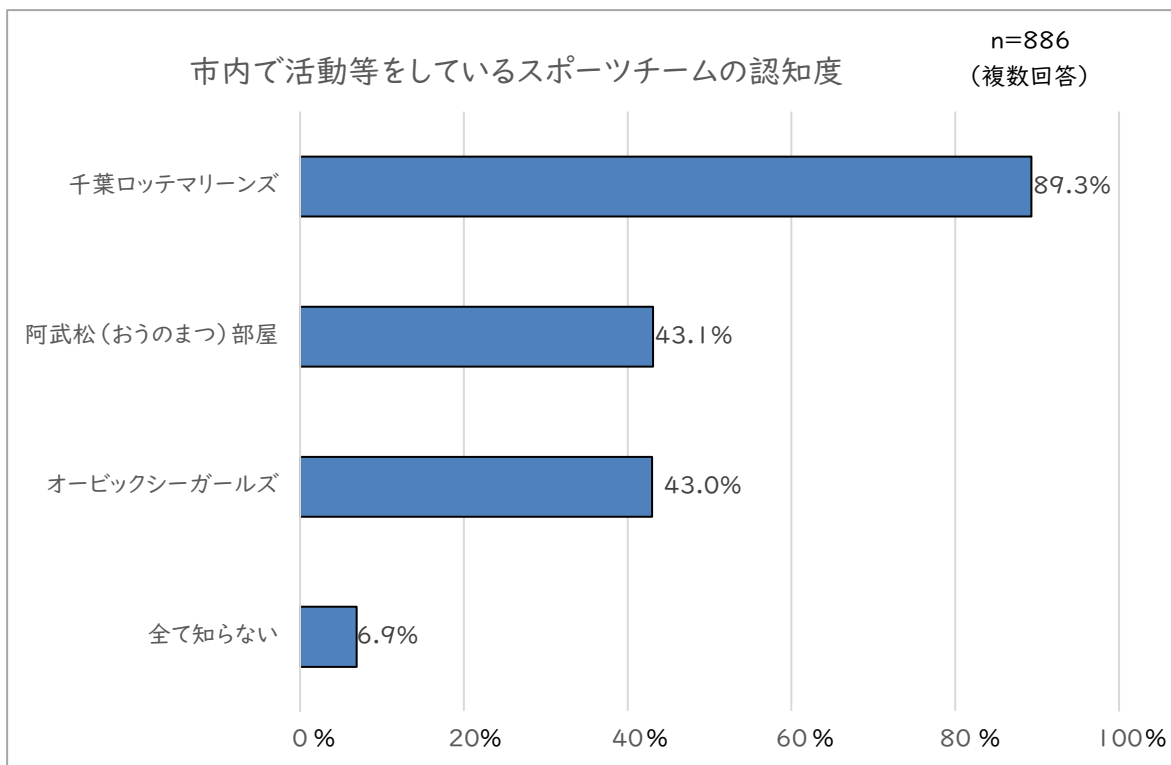
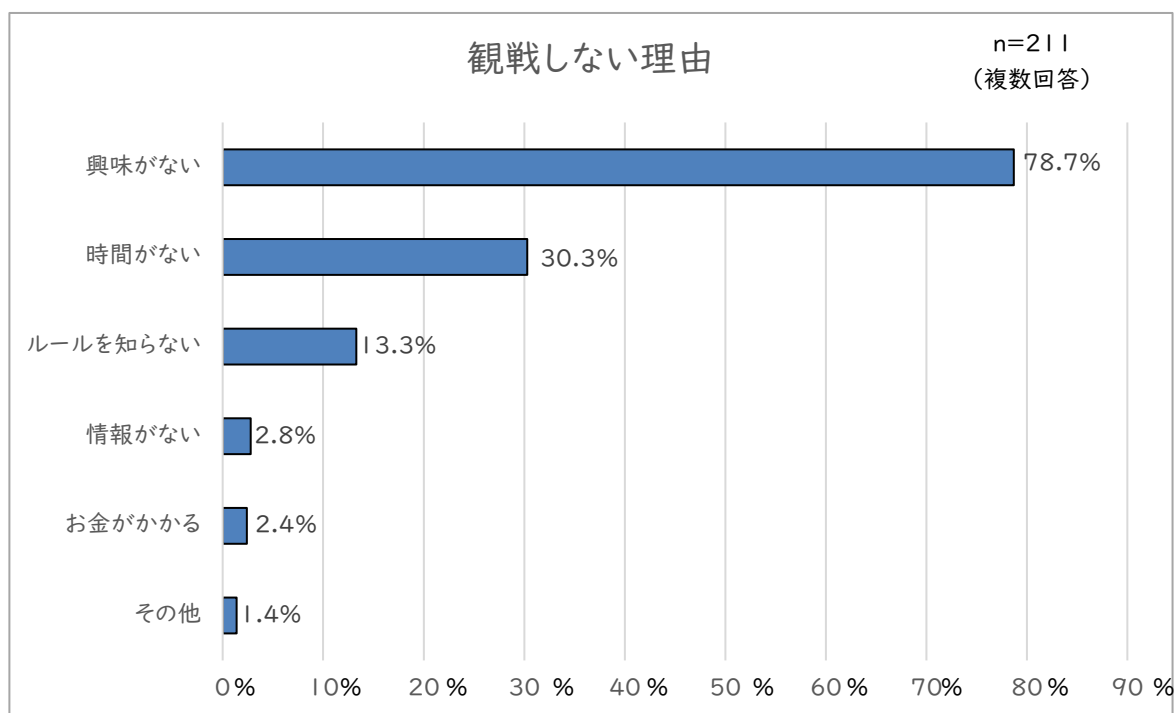
n=886



どこの会場で見ますか

n=248
(複数回答)





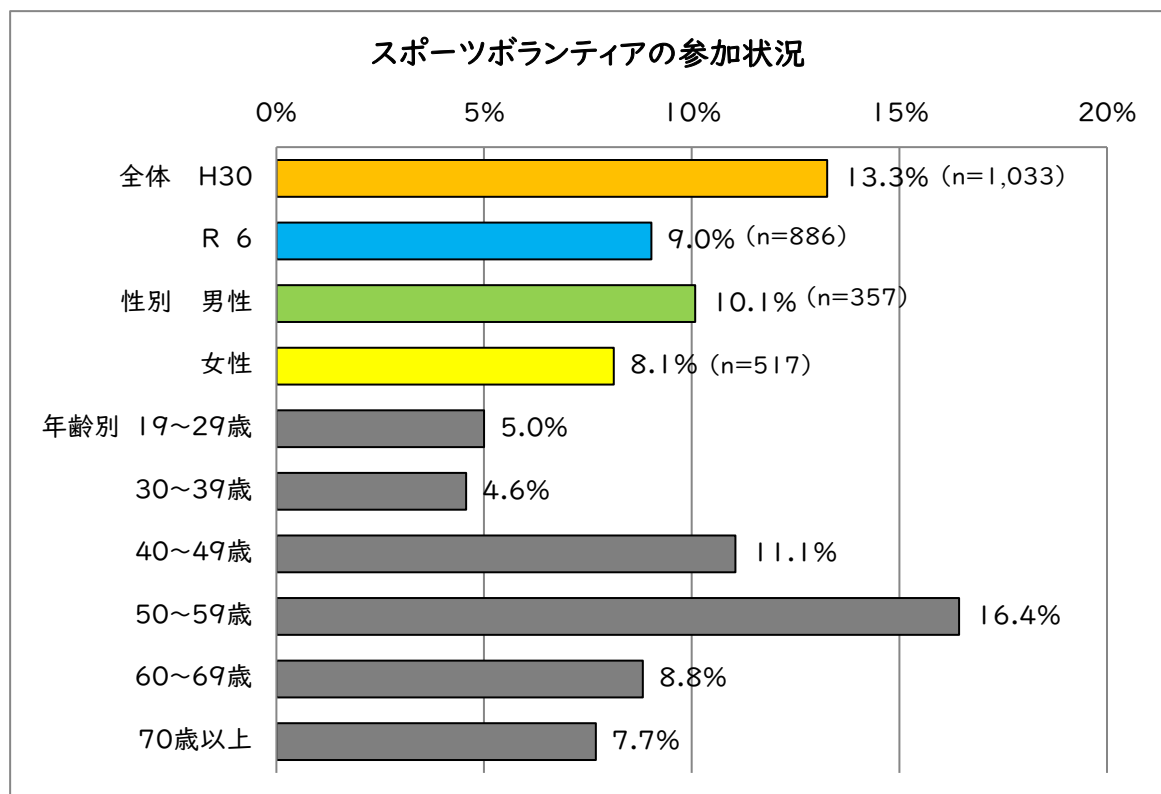
ささえるスポーツの現状と課題

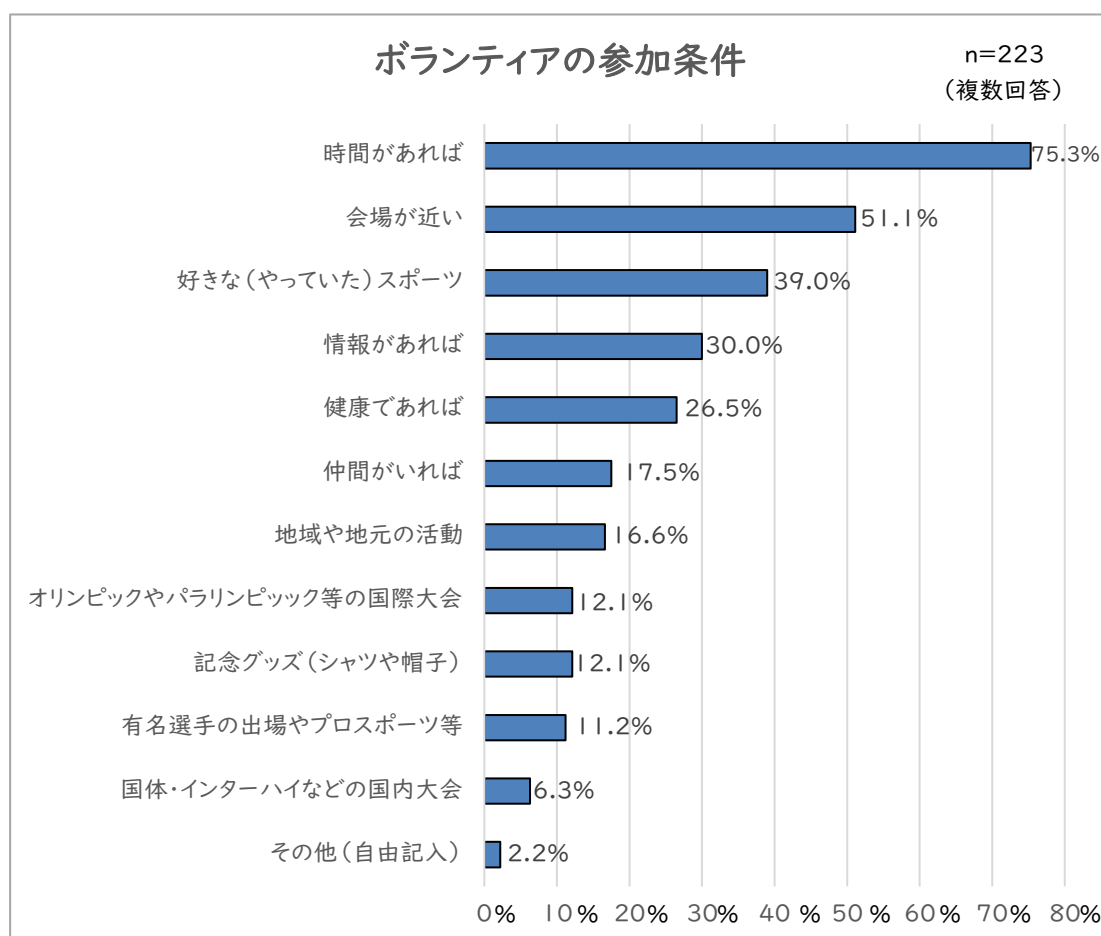
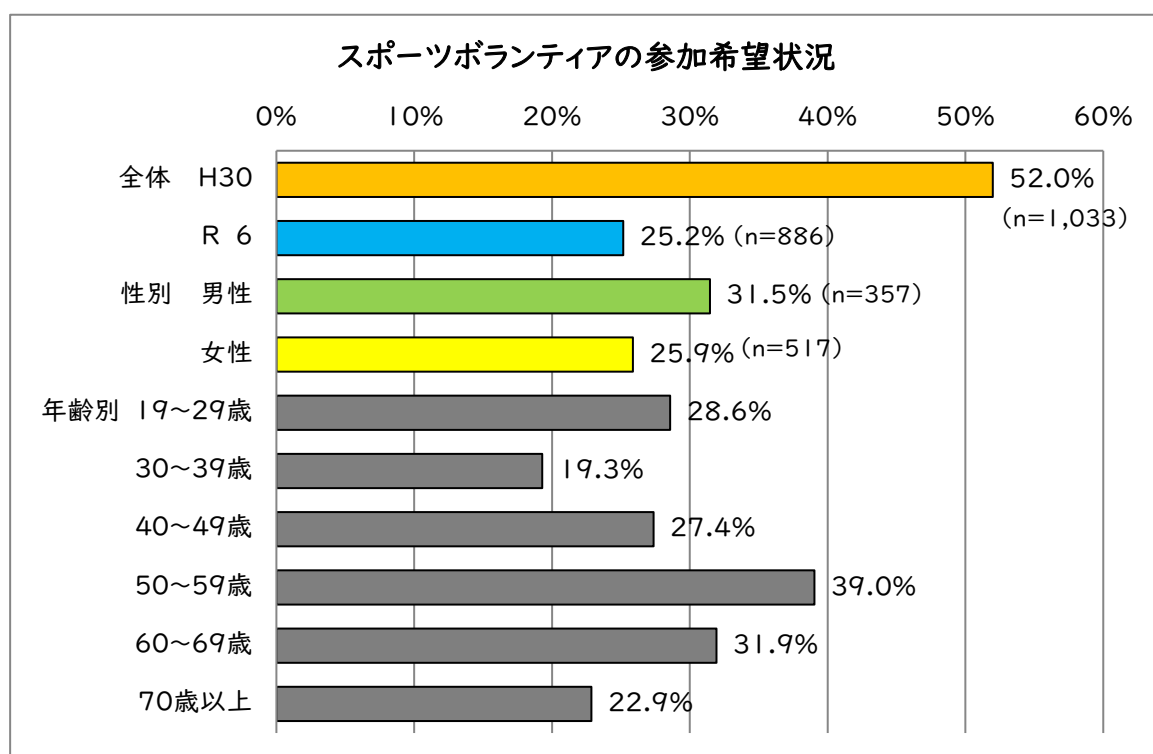
- ・スポーツに関するボランティア活動に「参加したことがある(9.0%)」の割合は、前回(13.3%)より減少しています。
- ・性別では、「男性(10.1%)」が高く、年齢別では「50～59歳(16.4%)」が高いという結果で、一方、参加状況が一番低かったのが「30～39歳(4.6%)」という結果でした。
- ・「今後ボランティアに参加したいですか」の質問に対しては、「今回(25.2%)」は、「前回(52.0%)」と比較して大きく減少しています。また、性別では、「男性(31.5%)」の方が高く、年齢別では、「50～59歳(39.0%)」が高いという結果でした。一番低かったのが「30～39歳(19.3%)」という結果でした。
- ・ボランティアへ参加したいと回答した人の参加条件は、「時間があれば(75.3%)」「会場が近ければ(51.1%)」「好きなスポーツであれば(39.0%)」の順となっています。

■ささえるスポーツの課題

前回調査と比べ、「スポーツボランティア活動を行ってみたい」と思っている市民が大きく減少していることから、スポーツボランティア活動の認知度の向上が課題です。

また、「時間があればやってみたい」という回答が多いことから、少ない時間で行うことができるスポーツボランティア活動等、参加しやすい環境を整備することも必要です。





第2章 | 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

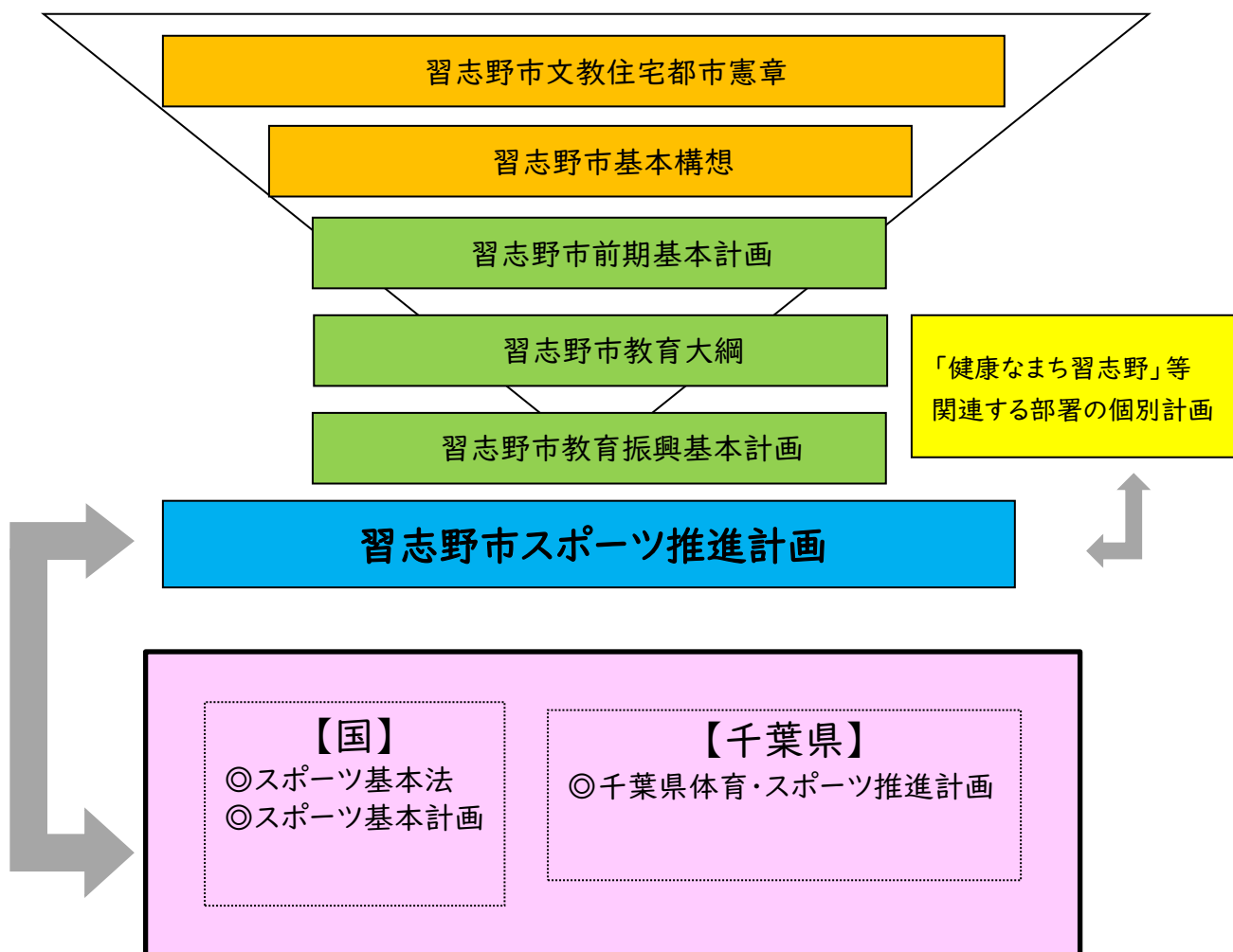
(1) 法律的な位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけます。

(2) 上位計画や個別計画並びに国及び県との関係性

本計画は、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、習志野市基本構想、習志野市前期基本計画や習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画と整合を図るとともに、関連する部署の個別計画と連携した計画とします。

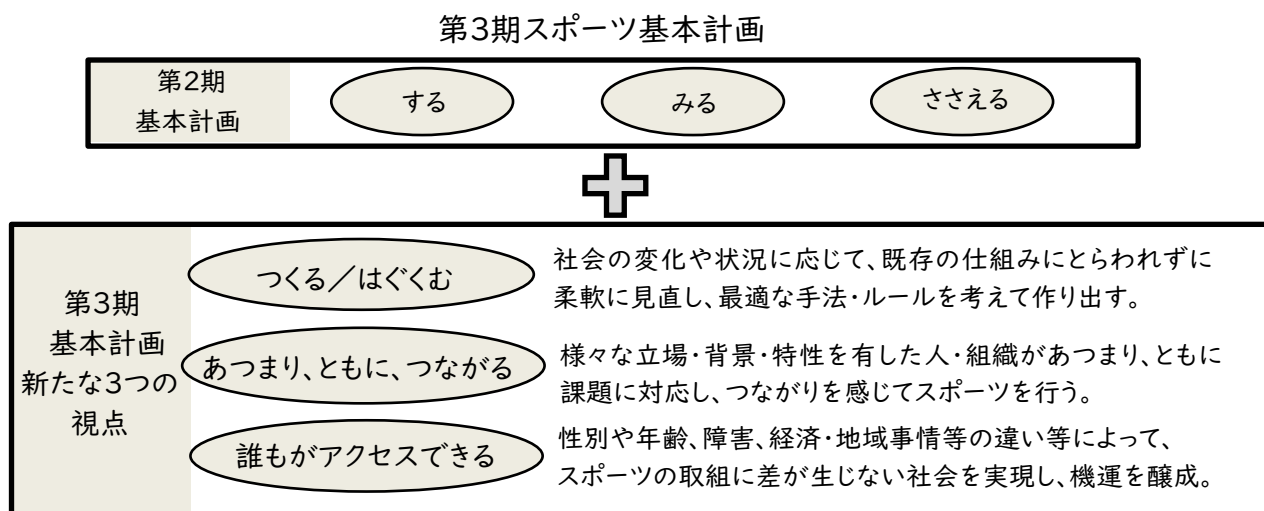
また、国や県の動向を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ推進に関する計画とします。



■国の動向

国では、令和4(2022)年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。第2期期間中の様々な動向を踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点を加えています。

また、同計画の中では、「成人の週1回以上のスポーツの実施率が70%になることを目指す」としています。



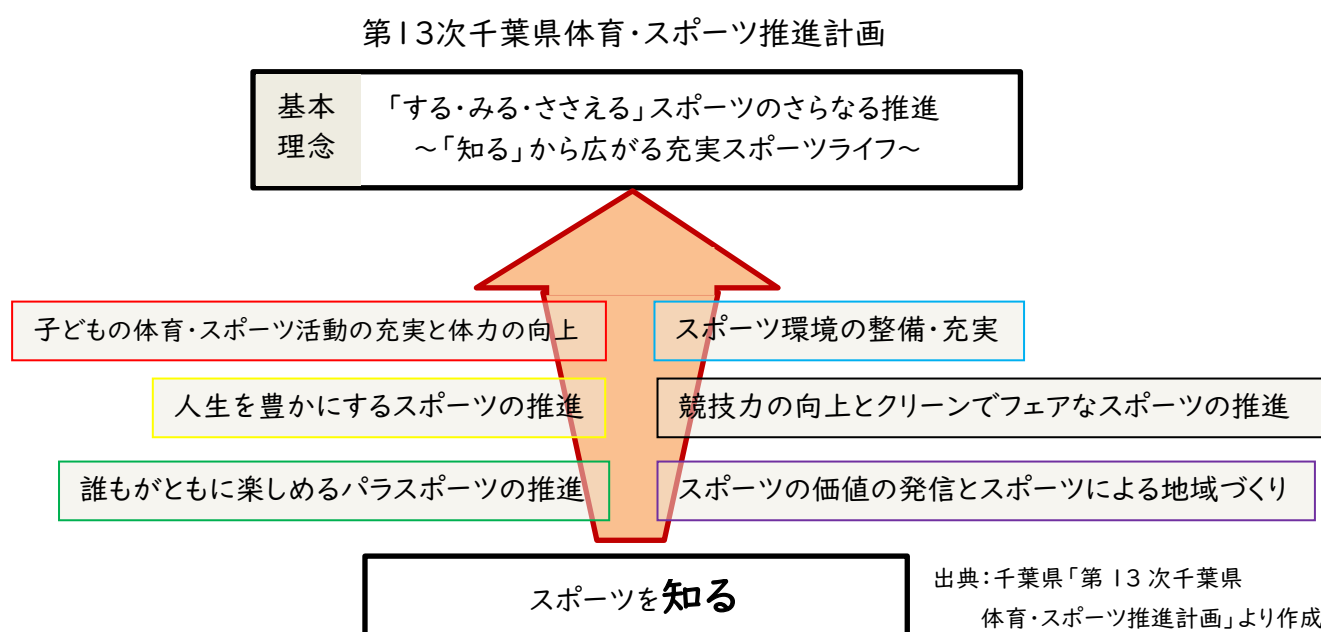
出典：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」より作成

令和7年6月にスポーツ基本法が改正され、「する」「みる」「ささえる」に加え、新たに「集まる」「つながる」が明示されました。

■県の動向

県では、令和4(2022)年3月に「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」が策定されました。

第12次計画の成果と課題を踏まえ、「する」「みる」「ささえる」スポーツの基盤となる「スポーツを知る」という関わり方が、スポーツを推進する上で重要であるとしています。



出典：千葉県「第13次千葉県
体育・スポーツ推進計画」より作成

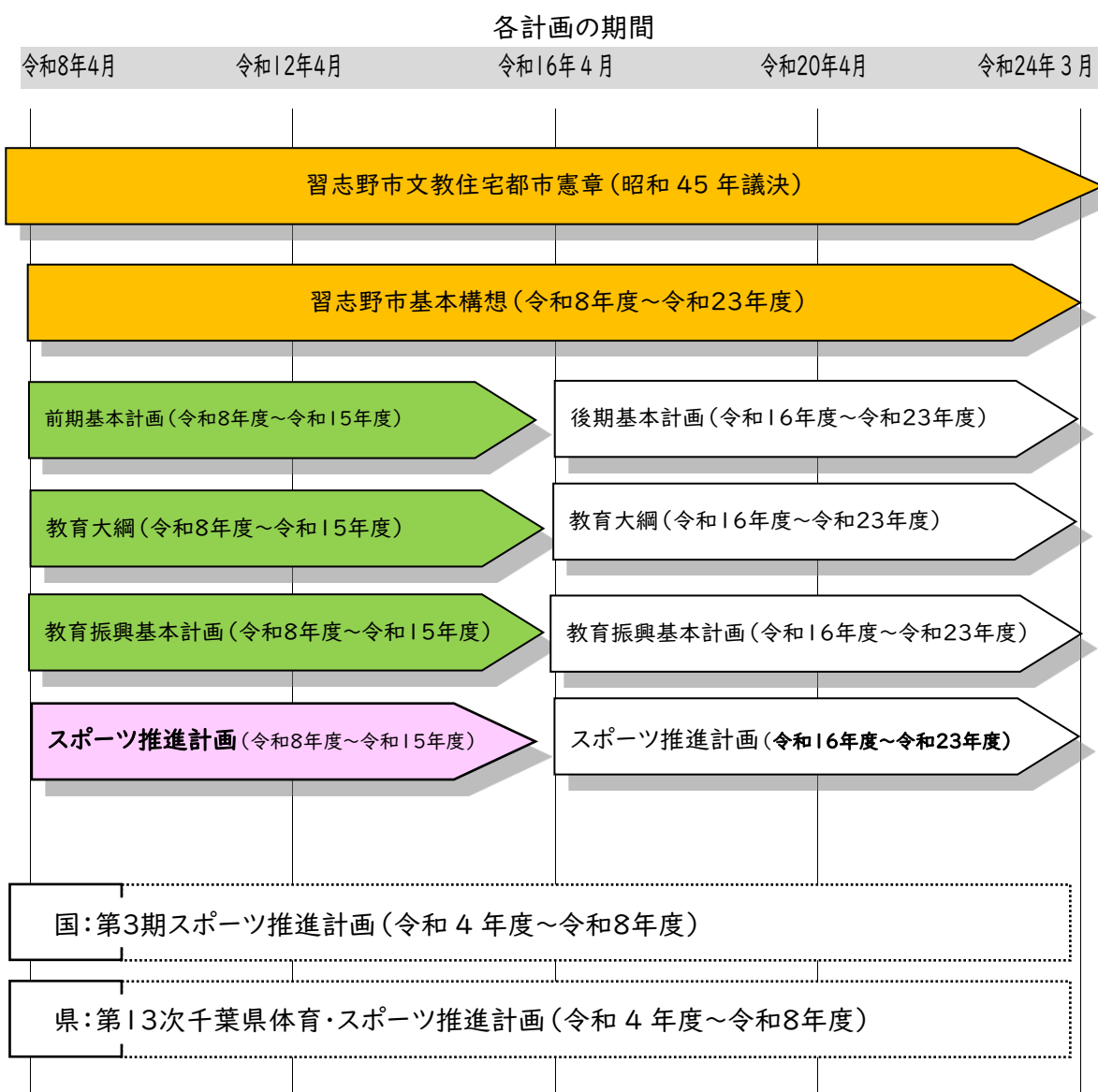
2 スポーツの定義

本市が考えるスポーツとは、スポーツ基本法で規定する「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、またスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」と同じく位置づけます。

これは、国の第3期スポーツ基本計画に示されているとおり、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーションも含まれます。これらを踏まえ、本市では、スポーツを広く捉えることとします。

3 計画の期間

本計画は、習志野市前期基本計画、習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画の期間に合わせ、令和8(2026)年度から令和15(2023)年度までの8年間とします。



4 基本理念

基本理念

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。このスポーツの力を活かすとともに、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちにするため、本計画の基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」と定めます。

5 基本方針

前習志野市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）期間中に生じた社会変化や出来事を踏まえ、次のことを念頭に置き取り組んでいくこととします。

■あつまり、ともに、つながる

国の第3期スポーツ基本計画において新たに加えた「あつまり、ともに、つながる」の視点から、関係団体、関係部署との連携、他イベントとの同時開催、多方面からの人材の活用等、「ともに」課題の対応や活動の実施を図ります。

さらに、それぞれの立場や強みを生かした連携体制を築き、情報共有や相互支援を深めることで、より効果的で持続可能なスポーツ推進を実現します。

また、デジタル化が急速に進む現代において、人が集まり、人との豊かなつながりを創出することはとても重要であると考えます。このことを踏まえ、本市においてもスポーツを通じて、集まり、つながることができる環境づくりを進めていきます。

■安全で安心な環境づくり

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、市民の誰もが年齢や体力に応じて、安全かつ安心して気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

特に近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを受け、スポーツ活動の安全確保を最優先に考えた取組を推奨します。水分補給の徹底、温度・湿度の確認体制の強化に加え、活動・大会の開催を涼しい時期や時間帯に設定するなど、柔軟な対応を行います。また、市民への啓発活動を通じて自己管理の意識を高めます。

6 施策の柱

本計画では、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの3つの施策の柱で、本市のスポーツ推進に取り組みます。

(1) 「する」スポーツの推進

市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供し、スポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

(2) 「みる」スポーツの推進

市民がスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味関心を高め、市民のスポーツライフの充実、さらにスポーツによる交流・地域の活性化を目指します。

(3) 「ささえる」スポーツの推進

指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大等に努め、市民のスポーツ環境（団体・指導者・施設等）の充実を目指します。

7 目標値の設定

計画の推進状況を確認するため、3つの具体的な数値を目標値として設定します。

目標値は、令和6(2024)年5月に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」の結果を基に設定しています。

1. 「する」スポーツの推進

市民の60%が週1回以上スポーツを行うことを目指します。

(週1回以上スポーツを行っている市民の割合)

51.9%(平成30年度)⇒53.7%(令和6年度)⇒**60.0%**(令和15年度)

2. 「みる」スポーツの推進

市民の40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指します。

(会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合)

34.5%(平成30年度)⇒28.0%(令和6年度)⇒**40.0%**(令和15年度)

3. 「ささえる」スポーツの推進

市民の20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指します。

(スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合)

13.3%(平成30年度)⇒9.0%(令和6年度)⇒**20.0%**(令和15年度)

写真挿入

写真挿入

8 計画の進め方

(1) 市民への理解

計画を円滑に推進するためには、より多くの市民に計画内容を理解していただくことが必要なことから、計画作成にあたっては、わかりやすい構成や表現に努め、多くの市民へ周知が図れるよう広報活動に努めます。

(2) スポーツ団体、関係各課等との連携、協働による推進

計画の実施にあたり、スポーツ団体及びスポーツ関連の民間団体、市内大学等の関連団体との協働により推進するとともに、市の関係各課との連携を図ります。

(3) 財源の確保・予算の効率的な執行

計画の推進には財源の確保が重要であり、スポーツに関する公的な補助金やスポーツ振興助成等を活用して、計画的かつ効率的な予算執行に努めます。

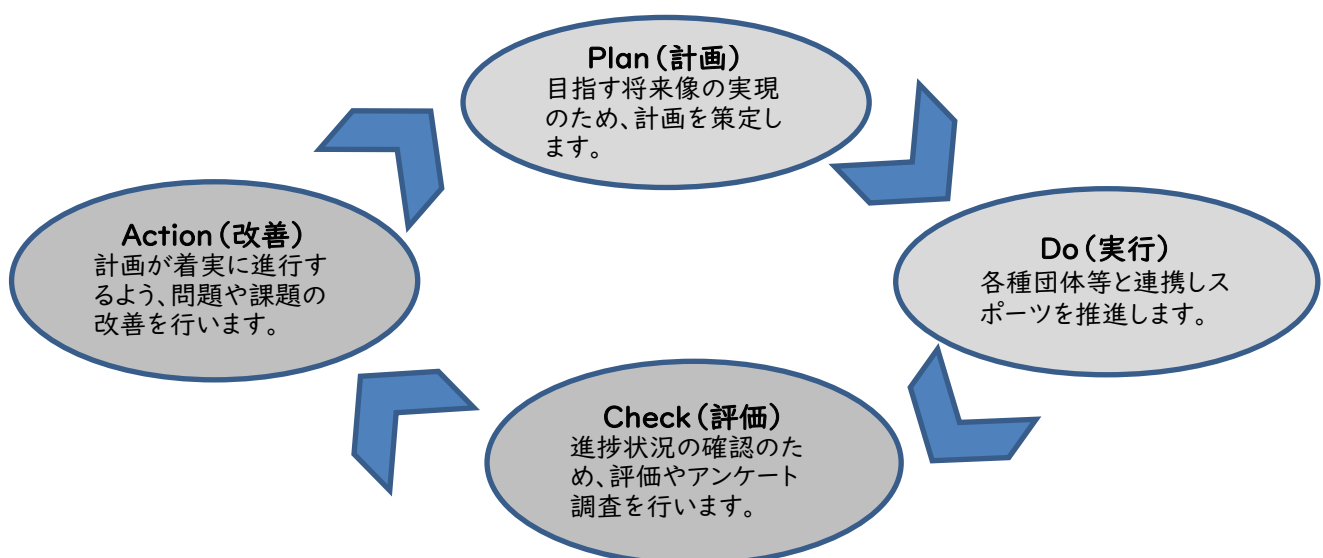
(4) 取組の実施

本計画に沿った取組を実施するにあたり、取組を別掲とし、計画期間の中間年度に事業の新規・変更等を見直すことで、確実な遂行を目指します。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)

(5) 計画の進捗状況の検証と見直し

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理の方法を用いるとともに、進捗状況を把握するために定期的に市民アンケートを実施し、設定した目標値の達成状況(達成率)を確認します。また、必要に応じて計画を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とします。

PDCA サイクルによる進行管理



第3章 | 計画の実現に向けた施策

1 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像） 「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」
習志野市教育振興基本計画（基本目標）
「主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【基本方針】

- あつまり、ともに、つながる
- 安全で安心な環境づくり

【施策の柱】

「する」 スポーツの推進	「みる」 スポーツの推進	「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取 組

2 施策の展開

(1)「する」スポーツの推進

市民のライフステージを「幼児期・ジュニア期」、「働く世代・子育て世代」、「高齢者」の3つと捉え、それぞれのステージに応じたスポーツの場を提供します。

併せて、障がい等に関わらず、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの普及を推進します。

また、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例(※3)」に基づき、健康増進という観点からスポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

幼児期やジュニア期は、将来の基本的な動きを身に付ける時期であり、運動習慣の定着に重要な時期と言えることから、外遊びなどの身体を動かし、楽しむ機会の充実を図ります。

また、児童や生徒などに対しては、学校体育や社会体育のそれぞれの分野に関わる団体等や地域とともに、子どもたちの発達段階に応じた多様なスポーツ活動が効果的・効率的に行われるよう支援することで、スポーツを楽しむ土台を築き、生涯にわたる健康で豊かな生活をサポートします。

施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

働く世代および子育て世代が、健康で充実した生活を送るために、スポーツ活動を身近で継続的に楽しめる環境整備等に努めます。また、この世代をスポーツに取り込むには、「親子や多世代での参加」が有効であることから、親子や家族で参加できるイベントの開催や取組を推進します。

また、地域コミュニティにおけるスポーツの普及を通じて、交流の場を広げます。

施策3 高齢者への支援

年齢や体力に応じたスポーツの機会を提供します。健康体操やニュースポーツ(※4)など、多様なプログラムを通じて、健康づくりと交流の促進を図ります。また、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを進め、健康長寿のまちを目指します。

施策4 障がいのある人への支援

障がいのある人が、安心してスポーツに親しみ、心身の健康を維持・向上できるよう、多様なスポーツを行う機会を提供します。

また、地域のつながりを深める活動を通じて、誰もがスポーツを楽しみながらともに活躍できる共生社会の実現を目指します。

施策5 気軽に行えるスポーツの推進

気軽に行えるスポーツやニュースポーツ等の普及を通じて、市民の誰もが気軽にスポーツに取り組む機会の充実を図ります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、オンラインやアプリを活用した身近にできるスポーツの支援について拡充を検討します。

さらに、スポーツのハードルを下げる工夫を施し、多くの人が参加するイベントの開催を支援することで、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに地域での交流や活性化を創出します。

施策6 健康増進への寄与

関係各課と連携体制を整え、各課の目的に応じたスポーツにおける健康、体力づくりを意識した取組を推進します。

また、市民一人ひとりが自分に合った運動習慣を身につけられる環境を整え、スポーツを介した健康的なライフスタイルの普及を進め、市全体の健康水準の向上を目指します。



写真挿入



写真挿入



写真挿入



写真挿入

(2)「みる」スポーツの推進

スポーツ観戦を通じて、市民が感動や興奮を共有し、スポーツ文化をより身近に感じられる環境を整えます。また、効果的なスポーツ情報の発信により、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味・関心を高めます。

施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

市民が観て楽しむことのできるスポーツイベント等の開催を支援し、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図り、市民のスポーツへの興味・関心を高め、市民のスポーツライフの充実を目指します。また、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに、地域での交流や活性化を創出します。

施策8 トップチーム・アスリートとの連携

地域のトップチームやアスリートと連携し、市民がスポーツの魅力や感動をより身近に感じられる機会を創出します。

また、地域スポーツイベントへの参加や協力を促進し、トップアスリートの経験や知識を活用して市民のスポーツへの関心を高めることにより、スポーツ文化の普及と地域での交流や活性化を図ります。

施策9 スポーツ情報の発信

スポーツに関するイベントや大会の情報を手軽に入手できるよう、さまざまな媒体において発信することで誰もがいつでもスポーツに関する情報を得られるように努めます。

写真挿入

写真挿入

(3)「ささえる」スポーツの推進

「ささえる」スポーツでは、スポーツを「する人」だけでなく、運営側や支援者もスポーツ活動の一部として主体的に関わることで、地域全体でスポーツ文化を発展させることができます。この視点を重視することで、誰もが何らかの形でスポーツに関わることのできる環境を作り、スポーツの持つ社会的・文化的価値を最大限に活かすことができます。

本市では、これまで習志野市スポーツ推進委員（※5）や市独自の習志野市市民スポーツ指導員（※6）、習志野市スポーツ協会（※7）等のスポーツ推進団体により、「ささえる」スポーツの推進体制を整備してきました。その体制をより充実させていくために、市民のスポーツ活動を支えるスポーツ推進団体の活動やスポーツ指導者育成への支援、市民スポーツ指導員をはじめとするスポーツボランティアの育成と活動を支援します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の維持管理に取り組み、スポーツ施設の整備・活用の拡大等や運営支援を通じて、持続可能なスポーツ環境を構築します。

多くの市民が「ささえる」立場でスポーツに関与することで、地域の絆と活力を高め、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の充実を目指します。

施策10 スポーツ推進団体への支援

本市のスポーツにおける中心的な担い手であるスポーツの推進団体を積極的に活用し、より効果的にスポーツ活動が促されるよう活動を支援します。また、スポーツ推進団体の質的充実を図るため、研修会等を開催し、支援体制の構築を図ります。

施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

スポーツ活動の担い手となるボランティアの育成を支援し、「ささえる」スポーツの充実を図ります。また、「ささえる」スポーツへの理解を深めるため、スポーツボランティアの裾野を広げる方策として気軽にボランティアができるような情報発信について検討します。

施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことが出来るよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。また、学校の体育施設を有効活用し、スポーツ環境の充実に取り組みます。

施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の適切な維持管理に取り組みます。また、公共建築物再生計画、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

3 取組

各施策に係る主な取組は、別掲にて「取組事業」とし、確実な遂行を目指します。また、計画期間の中間年度に見直しを行います。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)



写真挿入



写真挿入



写真挿入



写真挿入

資料編

I 用語の解説（「(※)」で標記。※8～15は【取組事業】に標記。）

※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福をいいます。

※2 フレイル

加齢に伴い気力や体力が低下した状態をいいます。

また、「健康」と「要介護」状態の中間の段階であり、早く気づいて予防することで、状態の維持・改善が可能です。

※3（通称）習志野市健康なまちづくり条例

平成24（2012）年12月に制定された条例で、正式名称を「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」といいます。

この条例は、個人の健康づくりと、個人の健康づくりを地域社会全体で支え守るために必要な社会環境の整備に、市・市民・市民活動団体・事業者および健康づくり関係者が連携・共同して取り組むことを目的として、それぞれの責務を定めた理念条例です。

※4 ニュースポーツ

ニュー・コンセプトチュアル・スポーツ（新しい考え方のスポーツ）の略称で、いろいろなスポーツを組み合わせたり、これまでのスポーツを簡素化して新しく創られたスポーツなどをいいます。技術やルールが比較的簡単で、「いつでも、どこでも、だれでも、いつからでも、いつまでも」気軽に楽しめる生涯スポーツといえます。

※生涯スポーツ課が所有しているニュースポーツ用具の一覧は、P33・34を参照。

※5 習志野市スポーツ推進委員

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条に定められ、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々と、前「スポーツ振興法」の「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が改められました。

市民スポーツ指導員が地域内の人々の交流を中心に活動しているのに対し、スポーツ推進委員は、全市的（オール習志野）な立場に立って、指導者、スポーツボランティアとして「する・みる・ささえる 習志野のスポーツ」を推進に向けた活動をしています。また、「スポーツ推進委員連絡協議会」を組織し、推進委員が相互に協力して、効果的な活動ができるようにしています。

※6 習志野市市民スポーツ指導員

各地区におけるスポーツ活動の活性化を図ることを目的に、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々と、昭和 55(1980)年 1 月 スポーツを通じてのコミュニティ活動の推進と社会体育の専門的知識を有する指導者の育成講座を開講したことに始まります。当時は、社会体育指導者と呼んでいましたが、その目的や習志野市独自の制度ということから「習志野市市民スポーツ指導員」と命名され、令和 7(2025)年 3 月末現在で 222 名の方を委嘱し、毎週土日に行っている学校体育施設開放事業の「管理指導員」としても活動しています。

また、市民スポーツ指導員は、全 16 地区の理事による「市民スポーツ指導員連絡協議会」を組織し、相互に協力してコミュニティスポーツを推進しています。

※7 習志野市スポーツ協会

習志野市の競技スポーツを統括する団体で、市制施行と同時に発足し、競技スポーツ団体を中心に発展を続け、現在はニュースポーツなどの団体も加盟し、活動しています。

令和 2(2020)年度に「習志野市体育協会」から名称を変更しています。

<スポーツ協会 加盟団体>

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	野球連盟	18	ライフル射撃協会
2	水泳協会	19	スキー連盟
3	剣道連盟	20	アマチュアゴルフ協会
4	バレーボール協会	21	ボウリング協会
5	卓球連盟	22	空手道連盟
6	ソフトボール協会	23	なぎなた連盟
7	陸上競技協会	24	弓道協会
8	山岳協会	25	ユニバーサルホッケー協会
9	柔道連盟	26	パークゴルフ協会
10	(一社)サッカー協会	27	武道太極拳連盟
11	テニス連盟	28	グラウンド・ゴルフ協会
12	バスケットボール協会	29	ペタンク協会
13	ソフトテニス連盟	30	ダンススポーツ協会
14	クレー射撃協会	31	バウンドテニス協会
15	ボクシング連盟	32	合気道習志野道場
16	体操協会	33	スポーツ少年団
17	バドミントン協会		

※8 スポーツ奨励大会

スポーツ推進委員が中心となり運営しているスポーツ大会で、生涯スポーツの推進を図り、市民の健康・体力の保持増進や地域コミュニティづくり等を目的に開催しています。

令和6(2024)年度に実施した内容は、「オール習志野歩け歩け大会」「ニュースポーツフェスティバル」「パークゴルフのつどい」「みんなでモルック」「コミュニティバレーボール大会」の5つです。

※9 公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団（旧（公財）習志野市スポーツ振興協会）

昭和48(1973)年法人設立認可を受けて発足しました。「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進に取り組むとともに、習志野市スポーツ協会等のスポーツ関係団体や関係機関と連携し、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めています。また、指定管理者（令和6(2024)年度から令和10(2028)年度）として市内9つのスポーツ施設の管理・運営事業を行っています。

令和6(2024)年度に「（公財）習志野文化ホール」と合併し、名称を変更しています。

※10 総合型地域スポーツクラブ

「いつでも」「誰でも」「それぞれのレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる、地域密着型のスポーツクラブで、スポーツを通じた自身の健康づくりはもちろん、地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。習志野市には、市と市民の方が協働で立ち上げ、現在は3つの総合型地域スポーツクラブが地域の人の手で自主的に運営されています。また、市とクラブ間の連携を図るため「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が組織されています。

クラブ名(略称)	事務所所在地	連絡先	主な活動種目
習志野ベイサイド スポーツクラブ(NBS)	秋津 3-1-1 秋津小学校1階	453-1334	テニス、女子サッカー、陸上、ラグビー等
習志野イースタン スポーツクラブ(NES)	東習志野 3-4-5 東部体育館 1F	474-3215	テニス、クライミング、ユニカール、卓球等
習志野中央 スポーツクラブ(中央)	本大久保 3-8-19 プラッツ習志野南館 1F	474-8651	テニス、スイミング、健康体操、フレッシュテニス等

※11 スポーツ少年団

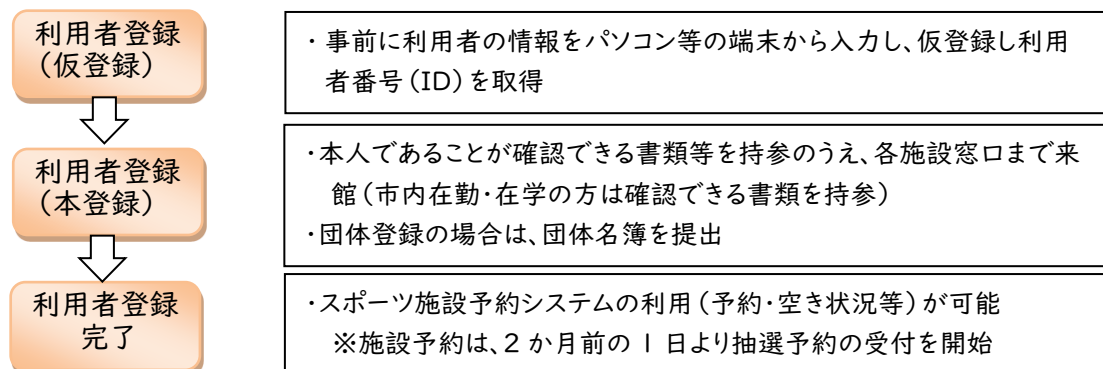
スポーツを通じて、青少年の健全育成を目的とする団体。市町村、都道府県、全国組織の日本スポーツ少年団で構成されています。

習志野市では、軟式野球、剣道、ソフトボール、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、陸上の種目のチームが所属しています。

※12 施設予約システム

習志野市では、一部スポーツ施設の利用について施設の窓口に行かなくても、予約や抽選予約の申し込みができる「スポーツ施設予約システム」を導入しています。

システムを利用するためには、利用者登録が必要となります。



※13 転倒予防体操推進員

市の研修を受け登録し、地域でてんとうむし体操を広める活動をしています。

現在、市内各地に約130名の推進員がおり、さまざまな会場で、地域の皆さんとともに体操をしています。また、地域のお祭りなどのイベントで、体操を紹介する活動もしています。

※14 健康づくり推進員

バランスのとれた食生活や健康づくりのための運動、生活習慣病予防など、推進員として学んだ知識を生かして、自らの健康づくりの実践と、地域で健康づくりを進めるボランティアです。

「習志野市からだ・こころ・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(平成24年度制定)に基づいて、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の確立、定着を目指し、市民の健康づくりの実践活動を応援しています。

※15 指定管理者制度

地方自治法の改正により、それまで地方公共団体が運営していた公共施設の管理・運営等を民間企業や NPO などの団体に包括的に委託することができる制度のことです。

2 生涯スポーツ課所有の用具一覧

(令和8(2026)年3月現在)

No.	種 目	用 具
1	インディアカ	インディアカ(羽)
2	キンボール	キンボールセット
3	グラウンドゴルフ	スティックセット(大人用)ボール付
		スティックセット(少年用)ボール付
		スティックセット(幼児用)ボール付
		セット
		・ホールポスト
		・スイングマット
		・ラウンド旗(8ホール)
		スタート表示板
4	ゴムバレーボール	ゴムボール
5	室内ペタンク	ペタンクセット(ゴム製ボール 6×2 色)
		マット
6	スポーツ吹き矢	筒
		矢
		的
		的シート
		的スタンド
7	ソフトバレーボール	ネット
		補助支柱
		ボール
8	ターゲットバードゴルフ	ボール(シャトル)
		クラブ
		ショットマット
		ホール
		ホール杭
		セカンドボール
		室内用ホール立て
9	チュックボール	ボール(ハンドボール)
		ネット
10	ティーボール	バッティングティー
		バット
		ボール
11	ディスクゴルフ	フライングディスク
		ディスクキャッチャー(ゴール)
12	ディスクゲッターナイン	ディスクゲッターナインセット
		フライングディスク(ドッジビー)
13	ドッジビー	ディスク
14	なわとび	長縄跳び

No.	種 目	用 具
15	ノルディックウォーク	アグレッシブボール
		ディフェンシブボール
16	パークゴルフ	クラブ(少年用)
17	バウンドテニス	ラケット
		ネット・支柱
		マット
		ボール
18	バレーボール	ラインフラッグ
19	フラッグフットボール	ボール(小学生用、中学生用)
		フラッグセット
		ミニコーン
		スポットマーカー
20	フレッシュテニス	ラケット
		ボール
21	ふわどっち	ボール
22	ペタンク	ブール(金属製ボール)
23	ヘルスバレーボール	ボール
		空気入れ
24	ボッチャ	ボール
		レフェリーセット
		ランプ
25	モルック	モルックセット
26	ユニカール	スタンダードセット(大人用)
		ジュニアセット(子供用)
27	ユニホッケー	ゴール
		スティック・ボール
28	レクリエーション バレーボール	ボール
29	わなげ	輪投げセット

3 スポーツができる施設・広場等の一覧

【屋外】

(令和8(2026)年3月現在)

	施設名	所在地	施設概要	照明
野球	秋津野球場	秋津 3-7-2	野球、ソフトボール (1,800 席スタンド)	×
	中央公園野球場★	本大久保 3-8-19	野球	×
サッカー等	秋津サッカー場	秋津 3-7-3	サッカー等、人工芝 (2,100 席スタンド)	○
	袖ヶ浦少年サッカー場	袖ヶ浦 5-1	少年サッカー	○
	芝園フットサル場	芝園 1-3-2	人工芝コート3面	○
テニスコート	袖ヶ浦テニスコート	袖ヶ浦 5-1-1	砂入り人工芝4面	×
	実籾テニスコート	実籾 6-29-1	クレー6面	×
	秋津テニスコート	秋津 5-20-2	砂入り人工芝6面	○
	中央公園テニスコート	本大久保 3-8-19	ハード1面	○
	芝園テニスコート	芝園 1-3-2	砂入り人工芝4面	○
パークゴルフ	中央公園 パークゴルフ場	本大久保 3-8-19	9 ホール、パー33、全長 507m	×
	茜浜パークゴルフ場	茜浜 3-5-1	18 ホール、パー66、全長 895m	×
広場等	秋津公園多目的広場★	秋津 3-7	ソフトボール、少年野球、 サッカー 等	○
	袖ヶ浦運動公園 ★	袖ヶ浦 5-1	ソフトボール、少年野球 等	×
	茜浜緑地 ★	茜浜 3-5	ソフトボール、少年野球 等	×
	中央公園多目的広場	本大久保 3-8-19	芝生広場	×
	実籾本郷公園★	実籾 2-24	ソフトボール、軟式野球 等	×
	茜浜近隣公園	茜浜 1-3	サッカー 等	○
	香澄近隣(ふれあい) 公園★	香澄 4-4	ソフトボール、少年野球 等	×
	東習志野ふれあい広場 ★	東習志野 8-30	ソフトボール、少年野球 等	×
野外キャンプ 公園 遊歩道等	富士吉田青年の家	富士吉田市 上吉田 4443	キャンプ場	
	鹿野山少年自然の家	君津市鹿野山 常緑平 731	キャンプ場	
	香澄公園	香澄 3、5、6 丁目	野外炉	
	香澄公園内園路	周遊道		
	茜浜緑地・海浜公園内園路	周遊道		
	谷津千潟公園内園路	谷津 3 丁目～秋津 5 丁目 谷津千潟周遊路 1 周 3.5km		
	ハミングロード	市東端(東習志野 5 丁目)～臨海部(茜浜 3 丁目)緑道 11.67km		

※★はボール遊びにおすすめの公園

【屋内】

区分	施設名	所在地	施設概要
体育館	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他 観覧席 432 席
	東部体育館	東習志野 3-4-5	バレーボール、バスケットボール、卓球、体操ピット、バドミントン、フリークライミングウォール、トレーニングルーム他 観覧席 201 席
	中央公園体育館	本大久保 3-8-19	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	富士吉田体育館 (富士吉田青年の家)	富士吉田市 上吉田 4443	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	鹿野山少年自然の家 体育館	君津市鹿野山 常緑平 731	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
プール	千葉県 国際総合水泳場	茜浜 2-3-3	メインプール 50m×25 m 飛込みプール 25m×25 m 固定席 3,662 席 サブプール 50m×18.5 m 固定席 187 席 トレーニングルーム他

※付帯設備や貸出用具には、一部組立等に専門的な技術が必要な場合があります。

4 スポーツができる主な施設・広場等の写真

<東習志野・実籾・大久保地区>



① 東部体育館



② 実籾テニスコート



③ 中央公園パークゴルフ場



④ 中央公園体育館
(プラッツ習志野南館)

<袖ヶ浦地区>



⑤ 中央公園テニスコート



⑥ 中央公園野球場



⑦ 袖ヶ浦体育館



⑧ 袖ヶ浦テニスコート

<秋津地区>



⑨ 袖ヶ浦少年サッカー場



⑩ 袖ヶ浦運動公園多目的広場



⑪ 秋津テニスコート



⑫ 秋津サッカー場

<茜浜・芝園地区>



⑬ 秋津野球場



⑭ 秋津公園多目的広場



⑮ 茜浜近隣公園



⑯ 茜浜パークゴルフ場



⑰ 芝園フットサル場



⑱ 芝園テニスコート

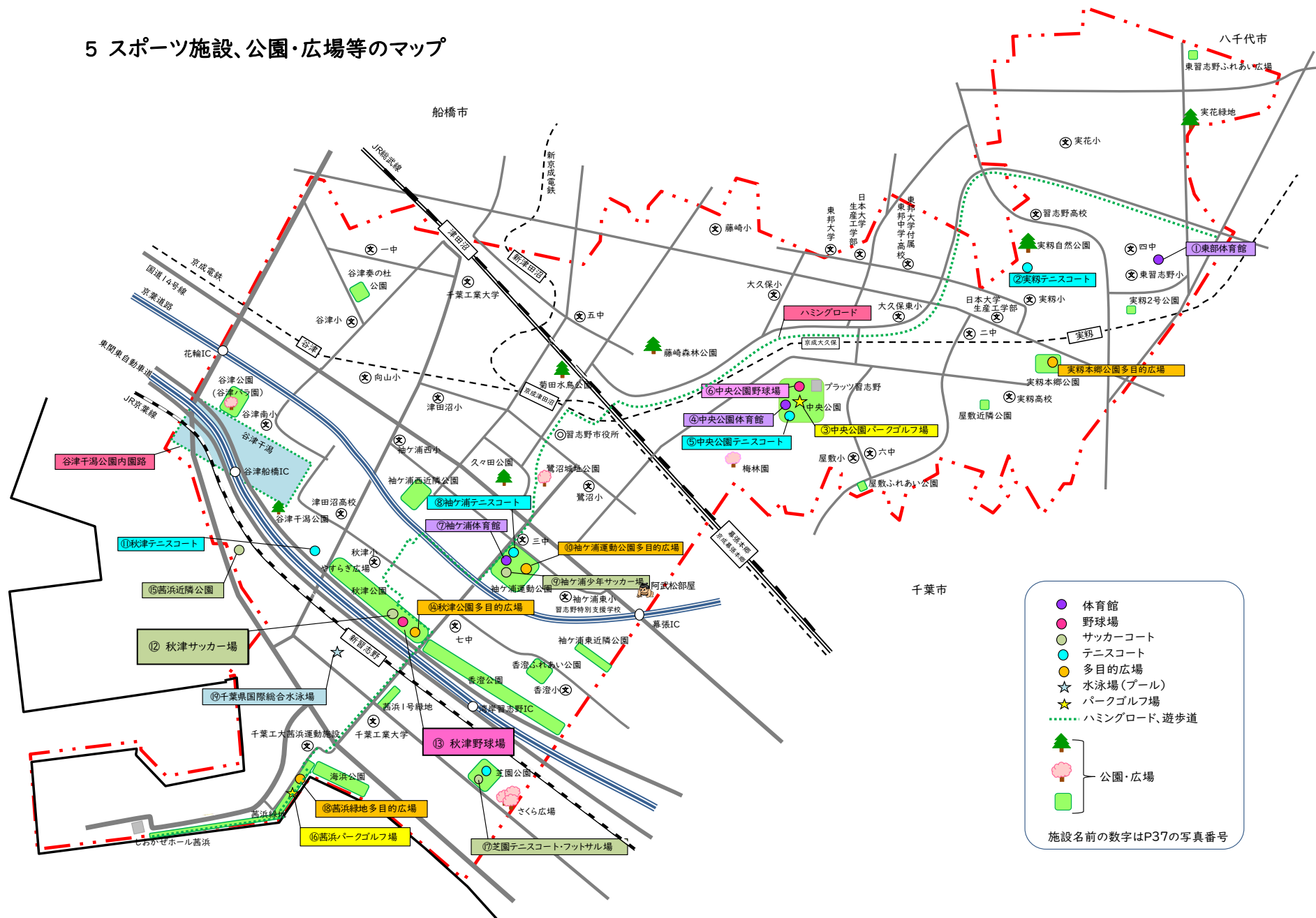


⑲ 茜浜緑地多目的広場



⑲ 千葉県国際総合水泳場

5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ



施設名前の数字はP37の写真番号

6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和8(2026)年3月末現在)

区 分	氏 名	職 責 等	備考
学識経験者	阿 川 幸 平	習志野市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	会長
〃	山 口 一	習志野市スポーツ協会 副理事長	副会長
〃	大 沢 亜 紀	習志野市医師会 医師	
〃	菊 地 俊 紀	日本大学 生産工学部 教授	
〃	吉 見 知 子	習志野市スポーツ協会 理事	
〃	引 原 有 輝	千葉工業大学 創造工学部 教育センター 教授	
〃	澁 川 賢 一	東邦大学 理学部 准教授	
〃	大久保 菜穂子	順天堂大学 スポーツ健康科学部 前任准教授	
〃	杉 山 健 一	習志野市小中学校体育連盟 副会長 谷津小学校長	
関係行政 機関職員	島 本 博 幸	習志野市政策経営部長	

7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申

【諮問】

教 ス 第 9 5 号
令和 7 年 2 月 5 日

習志野市スポーツ推進審議会会長 様

習志野市教育委員会

習志野市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

習志野市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第30号)第2条第1項第1号の規定により、「習志野市スポーツ推進計画」の策定について、習志野市スポーツ推進審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市スポーツ推進計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在までにさまざまなスポーツの施策を展開してきた。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべくスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

【答 申】

令和7年9月24日

習志野市教育委員会 様

習志野市スポーツ推進審議会
会長 阿 川 幸 平

習志野市スポーツ推進計画（素案）の策定について（答申）

令和7年2月5日付け教ス第95号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

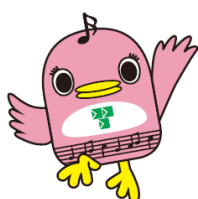
習志野市スポーツ推進計画（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断するが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 計画及び情報の周知・広報について

本計画は、習志野市の実情を踏まえ、市民一人ひとりのニーズに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を持つことができるよう施策を掲げている。この施策を実現するためにも、市民、スポーツ団体、関係部署等と一層の連携・協力を図るとともに、計画を含め、スポーツに係る情報の積極的な周知・広報活動の充実に努められたい。

2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価について

本計画では基本理念として、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を掲げている。その推進・具現化にあたっては計画に掲げた各施策の取組について、成果や課題等を評価・検証し、必要に応じた見直しにより、適切な進捗管理に努められたい。



習志野市スポーツ推進計画

発行年月：令和8(2026)年3月

発行：習志野市教育委員会生涯学習部
生涯スポーツ課

所在地：習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(453)7378(直通)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>

習志野市スポーツ推進計画（素案）

（令和8（2026）年度～令和15（2033）年度）

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【取組事業】

習志野市教育委員会

目 次

1 施策体系	3
2 施策の展開	4
(1)「する」スポーツの推進	
施策 1 幼児期・ジュニア期における機会充実	4
施策 2 働く世代・子育て世代への活動の支援	6
施策 3 高齢者への支援	7
施策 4 障がいのある人への支援	7
施策 5 気軽に行えるスポーツの推進	8
施策 6 健康増進への寄与	9
(2)「みる」スポーツの推進	
施策 7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催	10
施策 8 トップチーム・アスリートとの連携	11
施策 9 スポーツ情報の発信	11
(3)「ささえる」スポーツの推進	
施策 10 スポーツ推進団体への支援	12
施策 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援	12
施策 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大	13
施策 13 公共スポーツ施設の安全性の維持	13

注)用語の解説※8～15は、スポーツ推進計画内「資料編」に記載

Ⅰ 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像）

「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」

習志野市教育振興基本計画（基本目標）

「主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【基本方針】

- あつまり、ともに、つながる
- 安全で安心な環境づくり

【施策の柱】

「する」 スポーツの推進	「みる」 スポーツの推進	「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取 組

2 施策の展開

(1)「する」スポーツの推進

施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・子どもたちが気軽に参加できるスポーツ奨励大会(※8)を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・子どもが気軽に参加できる地区活動を市内16小学校区ごとに実施します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・ジュニア育成(普及・技術向上)事業を開催し、ジュニアの体力・技術向上に努めます。	
4	文化スポーツ振興財団(※9)への活動支援	・子どものスポーツを行うきっかけづくりとして、キッズスポーツ教室(テニス、スイミング、サッカー、かけっこ等)を開催します。	
5	総合型地域スポーツクラブ(※10)への活動支援	・子どもの運動の機会を広げるため、幼児期・ジュニア期が参加できる定期活動を実施します。	
6	スポーツ協会・スポーツ少年団(※11)への支援	・ジュニア期におけるスポーツの充実を図るため、大会・イベント・研修等を開催します。	
7	トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進	・千葉ロッテマリーンズやオービックシーガルズ、阿武松部屋(おうのみつ)と連携し、子ども対象の教室等を開催します。	
8	部活動支援事業	・専門的指導力を持つ指導者を必要とする中学校に対し、「学校部活動地域連携型」「地域クラブ型」「民間委託型」を活用して、外部指導者を派遣します。	保健体育安全課
9	体力・運動能力の向上に向けた指導の推進	・体力・運動能力の向上を目指して、授業や行事、部活動等で発達段階に応じた指導を推進します。	
10	「遊・友スポーツチャレンジちば」への参加の奨励	・千葉県教育委員会が体力向上と社会性の育成を目的に実施している「遊・友スポーツチャレンジちば」への参加を奨励し、児童生徒の積極的な運動習慣の育成を推進します。	

No.	取組名	概 要	所 管
11	毎日楽しく体を動かす遊びの推進	・外遊びの時間の確保や年齢や発達に応じた環境づくりを通して、積極的に体を動かす態度や基礎的な運動能力を促し、多様な動き（バランス・移動・用具等の操作）を引き出し、経験できるようにします。	こども保育課
12	家庭・保護者・地域との連携・推進	・行事や子育てふれあい広場等で親子（未就園の親子を含む）が一緒に体を動かす楽しさや大切さを実感できる内容や機会を設けます。 ・地域のボランティアや外部講師を招いて、親子が体を動かす楽しさを味わえる機会を設けます。	
13	専門職による個別運動プログラム	・体の使い方が不器用な子どもや運動遊びに苦手さを感じている子どもに対して、理学療法士と作業療法士が専門的な評価を実施し、個別の状態に合わせた運動プログラムを提供します。	ひまわり発達 相談センター
14	幼児家庭教育学級	・3歳児を持つ親を対象に、親子での遊びや体操をプログラムに取り入れます。	各 公 民 館
15	親と子のふれあい講座	・2歳児を持つ親を対象に、親子での遊びをプログラムに取り入れます。	各 公 民 館
16	こどもセンター運営事業	・所内に親子が自由に遊び交流できる場を提供するとともに、毎日親子でのふれ合いと体を動かすことができる時間を設けます。	子育てサービス課
17	つどいの広場運営事業	・乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集まり交流する場で、毎日季節の歌を歌ったり、踊ったり、体操をする「きらっ子タイム」を実施し、親子でふれあい、体を動かす時間を設けます。	子育てサービス課

写真挿入

写真挿入

施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・働く世代・子育て世代が親子や家族で参加できるスポーツ奨励大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・働く世代・子育て世代が親子や家族で参加できる地区活動を実施します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・働く世代・子育て世代が参加できるスポーツ教室を開催します。	
4	文化スポーツ振興財団への活動支援	・保育の実施や、夜間・祝日の開催など、働く世代・子育て世代が参加しやすい親子体操など、親子で参加できる教室を開催します。	
5	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・働く世代・子育て世代が活動に参加しやすい定期活動やイベント実施します。	
6	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・働く世代や子育て世代が参加できるよう、市民総合体育大会を開催します。	

写真挿入

写真挿入

施策3 高齢者への支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、高齢者が参加できる内容を検討します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地区活動において、高齢者が参加できる内容を検討します。	
3	寿学級の活動	・学級講座において学級生の健康や体力づくりの他、相互の親睦を図り、生きがいづくりや社会参加の促す活動をします。	各 公 民 館
4	あじさいクラブ連合会（老人クラブ）主催各種スポーツ大会への支援	・あじさいクラブ連合会会員を対象としたグラウンド・ゴルフ、パークゴルフ、ペタンク、レクリエーションスポーツの各種大会を支援します。	高齢者支援課
5	あじさいクラブ大運動会の開催	・60歳以上の高齢者を対象に体力づくり健康づくりの他、高齢者の親睦を深めるため高齢者向けの競技を実施します。	高齢者支援課
6	介護予防事業	・65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態にならず、いつまでも自立した生活が送れるよう、運動等の支援をします。	健康支援課
7	てんとうむし体操の推進	・転倒予防に効果的な市オリジナル体操を推進します。	高齢者支援課

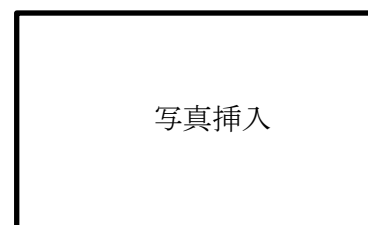
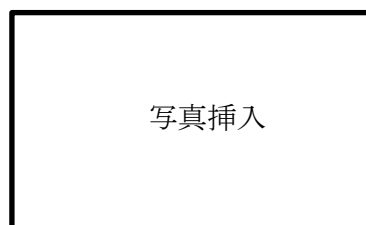
施策4 障がいのある人への支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、障がいのある人が参加できる内容を検討します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地区活動において、障がいのある人が参加できる内容の検討をします。	
3	習志野市ユニバーサルスポーツ交流会の開催	・障がいのある人もない人も楽しめるイベントやレクリエーションの実施・情報提供します。	障がい福祉課

施策5 気軽に行えるスポーツの推進

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・誰もが気軽にスポーツが行えるよう、スポーツ奨励大会において、歩け歩け大会やニューススポーツが体験できるイベントを開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・気軽に行える運動の普及を図るため、地区活動において、ニューススポーツ等を実施します。	
3	市民スポーツ指導員養成講座の実施	・ニューススポーツの普及を図るため、養成講座において、ニューススポーツを講義内容に取り入れます。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・定期活動において、健康体操やニューススポーツを取り入れます。	
5	ニューススポーツ用具の貸出	・ニューススポーツ用具を団体や市民へ貸し出します。	
6	文化スポーツ振興財団への活動支援	・スポーツを行うきっかけづくりとして、スポーツ教室において、気軽に実施できる種目やニューススポーツを取り入れます。	

市内の総合型地域スポーツクラブの活動



■習志野ベイサイドスポーツクラブ(NBS)

■習志野イースタンススポーツクラブ(NES)

■習志野中央スポーツクラブ(中央スポーツ)

施策6 健康増進への寄与

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、歩け歩け大会など、健康増進に寄与するスポーツ大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・健康増進に寄与する地区活動を実施します。	
3	文化スポーツ振興財団への活動支援	・健康増進に寄与するスポーツ教室を開催します。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・健康増進に寄与する定期活動を開催します。	
5	体力・運動能力測定事業の実施	・5年に一度実施する成人と高齢者を対象とした体力・運動能力調査を実施します（計画期間内では令和12年（2030）度の実施予定）	
6	生活習慣病、フレイル予防につながる身体活動の啓発	・健康づくり推進員の活動、介護予防教室、生活習慣病予防の相談や健康教育等、各事業や取り組みの中で、年代に応じた身体活動を啓発し、健康増進につなげます。	健康支援課
7	健康なまち習志野推進月間の実施	・市民の健康への意識を高め、健康的な生活に主体的に取り組むことを目指し、毎年、健康なまち習志野推進月間を定め、健康フェア等の啓発活動を実施します。	
8	ならしの健康マイレージの実施	・市民の健康的な生活習慣のきっかけづくりとその継続、定着を目的とした健康マイレージ（生活習慣の目標設定・達成、各種健診やイベント等に参加した市民が、健康ポイントを100ポイント以上を貯めて特典が受けられる制度）を実施し、市民が健康的な生活を送ることができるようにします。	
9	健康に関する講座の実施	・成人を対象に健康や体力づくり等に関する講座を実施します。	各公民館
10	スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	・スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供します。	各公民館

(2)「みる」スポーツの推進

施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・市民のスポーツ意欲の向上、地域住民の交流等を図るため、市民総合体育大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市内で活動しているトップチームの試合開催の支援	・市民が身近にスポーツ観戦する機会をつくるため、市内等で活動しているトップチーム（オービックシーガルズのXリーグ等）の試合開催を支援します。	
3	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・地域の活性化につなげるため、スポーツイベントやまつりを開催します。	
4	スポーツ団体等による市民まつりにおけるスポーツコーナー運営支援	・市民まつりにおいて、スポーツ団体（スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、スポーツ少年団等）が運営しているスポーツコーナーを運営します。	
5	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地域の活性化を図るため、地区活動を実施します。	

写真挿入

写真挿入

施策8 トップチーム・アスリートとの連携

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・地元のトップチーム・アスリートの技術等を生かした教室等の開催や、ジュニア育成事業を開催します。	生涯スポーツ課
2	トップチーム・アスリートとの地域交流事業の推進	・千葉ロッテマリーンズ、阿武松部屋、オービックシーガルズ等と連携したイベント等を開催します。	
3	千葉ロッテマリーンズへの協力・支援	・市民のスポーツ観戦機会の充実を図るため、千葉ロッテマリーンズの一軍の試合の市民招待を実施します。	
4	オービックシーガルズへの協力・支援	・オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントや教室等について、広報等を行います。	産業振興課 生涯スポーツ課

施策9 スポーツ情報の発信

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ大会、イベントの情報発信	・市内で開催されるスポーツ大会やイベントの情報について、ホームページや市広報、市公式 X や LINE 等の SNS を活用した情報発信の充実を図ります。	生涯スポーツ課
2	文化スポーツ振興財団への活動支援	・ホームページの充実、スポーツイベントや施設情報の発信をします。	
3	施設予約システム(※12)の充実	・市民がいつでも施設の情報の取得や予約ができるように、施設予約システムの充実を図ります。	

(3)「ささえる」スポーツの推進

施策10 スポーツ推進団体への支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・市のスポーツ活動の企画・運営や市民との連絡・調整などの役割を果たしているスポーツ推進委員の活動を支援します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・各地区のスポーツの普及・振興を推進している市民スポーツ指導員の活動を支援します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・競技スポーツ等の推進を図るため、スポーツ協会や加盟競技団体、スポーツ少年団の活動に対して支援します。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・総合型地域スポーツクラブの各クラブの活動や運営等を支援します。	
5	転倒予防体操推進員(※13)の育成・活動支援	・転倒予防体操推進員の研修会の開催や地区における活動を支援します。	高齢者支援課
6	健康づくり推進員(※14)の育成・活動支援	・健康づくり推進員の研修会の開催や活動を支援します。	健康支援課

施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ推進委員の育成のため、研修等を実施します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・指導員の資質向上等のため、市民スポーツ指導員の自主研修会や市民スポーツ講演会を開催します。	
3	市民スポーツ指導員養成講座の実施	・市民スポーツ指導員の委嘱期間に合わせて、3年ごとに指導員を養成します。	
4	スポーツボランティア活動の場や情報の提供	・オービックシーガルズの試合、市民駅伝等の市内スポーツイベントやその他県内イベント等で、市民がスポーツボランティアとして活躍できる場や情報を提供します。	
5	部活動支援事業	・専門的指導力を持つ指導者を必要とする中学校に対し、「学校部活動地域連携型」「地域クラブ型」「民間委託型」を活用して、外部指導者を派遣します。	保健体育安全課
6	転倒予防体操推進員の育成・活動支援	・転倒予防体操推進員の研修会を開催し、育成を図ります。	高齢者支援課
7	健康づくり推進員の育成・活動支援	・健康づくり推進員の研修会を開催し、育成を図ります。	健康支援課

施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

No.	取組名	概 要	所 管
1	学校体育施設の開放	・市民のスポーツをする場の確保のため、身近な場所にある市内小学校の校庭・体育館の体育施設を土、日曜日に開放します。	生涯スポーツ課
2	学校プール開放事業の実施	・市民の水と親しむ場を確保のため、夏季休業中の学校プールを開放します。	
3	スポーツ施設の利用の拡大	・多様なニーズに応じたスポーツ施設の利用拡大に努めます。	
4	ウォーキング等の環境の維持・管理	・ハミングロードや谷津千潟遊歩道など、市民が気軽にウォーキングやランニングに取り組める環境を維持・管理します。	公園緑地課 道路管理課
5	大学との連携協働による健康なまちづくりの推進	・健康なまちづくりを推進するため、大学が保有する人的・知的資源を活用した、連携協働による健康づくり・体力づくりに取り組みます。	健康支援課
6	スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	・スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供します。	各公民館

施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ施設の管理・運営	・市民のスポーツ活動の中心であるスポーツ施設を適切に管理・運営し、快適なスポーツの場の提供に努めます。	生涯スポーツ課
2	指定管理者制度（※15）の活用	・市のスポーツ施設を民間業者が運営等行うことで、市民サービスの向上等を図ります。	
3	スポーツ施設の整備（改修）事業	・老朽化した施設を安全・安心に利用するために、計画的に施設の整備や改修を行います。	



あしたのハーモニーが響くまち
習志野市

習志野市スポーツ推進計画

【取組事業】

発行年月：令和8(2026)年3月

発行：習志野市教育委員会生涯学習部
生涯スポーツ課

所在地：習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(453)7378(直通)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>